様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要様式

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人環境再生保全機構	
評価対象 事業年度	年度評価	令和４年度（第４期）
	中期目標期間	令和元年度～令和５年度

２．評価の実施者に関する事項			
主務大臣	環境大臣 Ⅰ－３については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当		
法人所管部局	大臣官房（法人全般）（Ⅱ～Ⅳに関する業務）	担当課、責任者	総合政策課長　小笠原　靖
	大臣官房（Ⅰ－１，２に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課長　東條　純士
	大臣官房（Ⅰ－１に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課保健業務室長　黒羽　真吾
	大臣官房（Ⅰ－３に関する業務）		総合政策課環境教育推進室長　東岡　礼治
	環境再生・資源循環局（Ⅰ－４に関する業務）		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長　鈴木　清彦
	環境再生・資源循環局（Ⅰ－５に関する業務）		廃棄物規制課長　松田　尚之
	大臣官房（Ⅰ－６に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長　木内　哲平
	大臣官房（Ⅰ－７に関する業務）		総合政策課環境研究技術室長　奥村　暢夫
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室長　小笠原　靖
主務大臣	農林水産大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	環境バイオマス政策課長　清水　浩太郎
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長　神田　宜宏
主務大臣	経済産業大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	環境政策課長　大貫　繁樹
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長　福本　拓也
主務大臣	国土交通大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当）		
法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長　清水　充
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官　渋武　容

３．評価の実施に関する事項
ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。 さらに、下記の外部有識者から意見等を聴取した。 （外部有識者）※敬称略 ・有田　芳子（主婦連合会参与） ・泉　　淳一（太陽有限責任監査法人社員パートナー） ・西川　秋佳（医療法人徳州会名古屋徳洲会総合病院病理診断科部長） ・萩原なつ子（独立行政法人国立女性教育会館理事長） ・花木　啓祐（東洋大学情報連携学部教授）

４．その他評価に関する重要事項
特になし。

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）	A：全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
		B	B	A	A	
評定に至った理由	特に評価比率の高い「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」において「A」評定が大部分を占める。また、全て「B」評定以上であり、全体の評定を引き下げる事象もなかった。 よって、全体としておおむね中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	業務は適正かつ着実に実施されている。また、以下に示すとおり、中期計画における所期の目標等を上回る成果が得られていると認められる。 ● 公害健康被害補償業務（徴収業務）について、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化に加えて、急激な物価上昇等が納付義務に対する負担感を高める恐れがある厳しい状況の中で、納付義務者の利便性の向上及び徴収業務の効率化を図るためにさらなる ICT（情報通信技術）の導入及び活用をはじめとした様々な取組を積極的かつ着実に実施し成果を上げている。 ● 公害健康被害予防事業（調査研究、知識の普及・情報提供）について、新型コロナウイルス感染症による影響が続く厳しい事業環境下にあって、ICT（情報通信技術）の積極的な導入を図り、運用上の課題や利用者のニーズを把握しつつこれを効果的に活用しながら事業を実施し顕著な業績を達成している。 ● 公害健康被害予防事業（地方公共団体への助成事業）について、呼吸器系疾患の患者団体等を直接訪問して意見交換を行い、具体的なニーズを把握したうえでこれに対応する事業を人材バンクの登録者の参加も得ながら患者団体と協働で試行的に実施し、さらにその経験を踏まえながら地方公共団体支援メニューであるパッケージ支援のメニュー拡充へと繋げた一連の取組は、模範的かつ理想的なものであると考えられる。 ● 地球環境基金業務（助成事業）について、新型コロナウイルス感染症の拡大が助成先団体の活動に影響を与える中、積極的な寄り添い型支援を推進し、活動継続率について新型コロナウイルス感染症拡大時においても感染拡大前と同水準を確保するとともに、活動に対する評価について目標を上回る高い水準を確保している。 ● 地球環境基金業務（振興事業）について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、助成先団体のみならず環境 NGO・NPO の活動や基盤強化に資する知識やノウハウを提供する場等を、常にニーズをくみ取りながら企画・運営するなど、振興事業を積極的に展開している。 ● 石綿健康被害救済業務（認定・支給に係る業務）について、認知度の極めて高い俳優を起用した TVCM を全国で放映するとともに、街頭ビジョンでの放送等広報媒体を効果的に選択して周知を行った結果、第３期中期目標期間実績を大幅に上回る相談、申請・請求を受け付けた。また、新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中で、申請者に代わって医療機関に対して医学的判定を行うために必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、認定等の処理を可能な限り迅速に進め、第３期中期目標期間実績を大幅に上回った。 ● 環境研究総合推進業務（研究管理）について、研究開始からの研究期間の確保や利便性の向上、研究成果の最大化に資する取組を継続的に実施し、対第４中期計画目標値 140%という成果を上げている。また、特許出願件数が過去最大となる、SIP 業務の追加的実施等多くの実績を上げた。 ● 環境研究総合推進業務（公募、審査・評価及び配分業務）について、ミディアムファンディング課題の本格実装やオンライン個別相談会を新たに開設し、応募件数が革新型研究開発（若手枠）では目標を 88%上回った。　　等
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	● 公害健康被害予防事業（調査研究、知識の普及・情報提供）･･･予防事業における ICT の活用を更に進めることにより、事業ニーズの把握及び事業の重点化に努めていただきたい。 ● 地球環境基金業務（助成事業）･･･NGO・NPO の組織基盤強化、活動の継続や発展に資する取組を推進するとともに、カーボンニュートラルをはじめとする政策課題や社会情勢の変化に応じて重点化した助成についても検討し、効果的な助成を実施すること。また、助成金申請業務等の電子化を引き続き推進し、申請者の負担軽減及び事務の効率化を図ること。 ● 承継業務に係る適切な債権管理等 ･･･一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。

	● 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理 ･･･昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、サイバー攻撃の脅威に対する認識を深めるとともに、リスク低減のための措置、インシデントの早期検知、インシデント発生時の適切な対処・回復等の対策を引き続き継続して行うこと。　　等
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

４．その他事項	
監事等からの意見	機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また第４期中期目標の着実な達成に向けて効果的かつ効率的に実施されている。 第４期中期目標期間の４年目に当たる令和４年度は、最終年度に予定されている第４期中期目標期間の業務実績見込評価や第５期中期目標設定の判断材料を提供する重要な年度である。当該事業年度は、年度計画に定めた業務を遂行するとともに、機構の将来業務に繋がる新たな事業に着手し、いずれも所期の通りの成果を収めたことは、機構に対する信頼向上に寄与するものと評価できる。さらに機構の将来のあるべき役割を主務省に示し、それを基に理事長や理事、部室長が、進捗の節目、節目で主務省の直接の直轄部署にとどまらず、全部局の幹部や担当官と緊密にコミュニケーションをとって問題意識の共有と実現に向けた具体策の検討を進めたことは、独法評価制度委員会が提唱する独法と主務省とのあるべき関係を体現するものであると思料する。 また、令和４年８月 25 日付けで主務大臣から通知された「独立行政法人環境再生保全機構の令和３年度における業務の実績に関する評価の結果について」において示された事項に対して、適切に対応している。 さらに令和３年度期末監事監査で監事から発した所見に対して、真摯に検討し、当該事項の対応を適切に行っている。
その他特記事項	特になし。

様式１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書№.	備考（評価比率）
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
＜公害健康被害補償業務＞	B	B	A	A			12%
徴収業務	B○	B○	A○	A○		１－１	(8%)
納付義務	B	B	B	B		１－２	(4%)
＜公害健康被害予防事業＞	B	B	A	A			10%
調査研究、知識の普及・情報提供、研修	B	A	A	S		２－１	(5%)
地方公共団体への助成事業	B	B	A	A		２－２	(3%)
公害健康被害予防基金の運用等	B	B	A	A		２－３	(2%)
＜地球環境基金業務＞	B	B	A	A			13%
助成事業	B	B	A	A		３－１	(7%)
振興事業	B	B	A	A		３－２	(4%)
地球環境基金の運用等	B	B	B	A		３－３	(2%)
＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務＞	B	B	B	B		４	1%
＜維持管理積立金の管理業務＞	B	B	B	B		５	1%
＜石綿健康被害救済業務＞	A	B	A	A			20%
認定・支給に係る業務	A○	B○	A○	A○		６－１	(19%)
納付義務者からの徴収業務	B	B	B	B		６－２	(1%)
＜環境研究総合推進業務＞	A	A	A	S			13%
研究管理	A○	A○	A○	S○		７－１	(7%)
公募、審査・評価及び配分業務	A	A	A	A		７－２	(6%)
	B	B	A	A			70%

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書№.	備考（評価比率）
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
経費の効率化	B	B	B	B		1	4%
給与水準等の適正化	B	B	B	B		2	1%
調達の合理化	B	B	B	B		3	3%
情報システムの整備・管理	－	－	－	B		4	1%
	B	B	B	B			9%
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
財務運営の適正化	B	B	B	A		1	7%
承継業務に係る適切な債権管理等	A	A	A	A		2	4%
	B	B	B	A			11%
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項							
内部統制の強化	B	B	B	B		1	2%
情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等	B	B	B	B		2	1%
業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化	B	B	B	A		3	7%
	B	B	B	A			10%

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注）「備考」欄には、令和３年度における法人内での業務量等を目安に算出した評価比率を記載している。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－１－１	徴収業務		
業務に関連する政策・施策	―	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 58 条及び第 62 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	＜重要度：高＞公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告率・収納率を確保することが必要不可欠であるため。 ＜難易度：高＞制度創設から長期間経過する中、引き続き、申告率及び収納率 99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要なため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	７．環境保健対策の推進 ７－１．公害健康被害対策（補償・予防）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
〈評価指標〉							
汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）	毎年度 99％以上	第３期中期目標期間実績：99%以上	99.7%	99.6%	99.7%	99.7%（8,109 件 / 8,134 件）	
汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率	毎年度 99％以上	第３期中期目標期間実績：99%以上	99.987%	99.986%	99.986%	99.983%（25,722,959 千円 /25,727,378 千円）	
〈関連した指標〉							
汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督励件数（督励後の未	―	第３期中期目標期間実績：平均 41 件／年	24 件	28 件	24 件	25 件	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	40,222,989	39,418,930	38,622,633	37,430,396	
決算額（千円）	37,098,926	35,050,960	33,844,871	32,128,854	
経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409	33,818,985	32,069,535	
経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403	771,010	
行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186	32,743,828	
従事人員数	20	20	20	20	

	申告事業者数)													
	未納納付義務者に対する納付督励件数（納付督励現地実施件数)	－	第３期中期目標期間実績：現事業年度分 平均３件／年、過年度分 平均５件／年	2 件	0 件（中止）	2 件	3 件							
	汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数	－	第３期中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指導件数 平均 161 件／年	実地調査 99 件 指導件数 214 件	実地調査 0 件（中止） 試行調査（書面）14 件 指導件数 31 件	実地調査 5 件 重点調査（書面）20 件 指導件数 63 件	実地調査 5 件 重点調査（書面）20 件 指導件数 74 件							
	申告書審査による修正･更正処理件数	－	第３期中期目標期間実績：平均 116 件／年	114 件	84 件	62 件	61 件							
	汚染負荷量賦課金に係る電子申告率	－	第３期中期目標期間実績：平均 70%	73.1%	73.5%	76.0%	78.4%（6,361 件 / 8,109 件)							
	オンライン申告セミナーの開催数	－	第３期中期目標期間実績：平均 16 件／年	25 回	0 回（中止）	0 回（中止）※オンライン申告の促進動画の配信（2,120 再生）	0 回（中止）※オンライン申告の促進動画の配信（累計 3,280 再生）							
	ペイジー（※1）を利用した収納件数	－	第３期中期目標期間実績：平均 62 件／年（※2）	749 件	1,037 件	1,361 件	1,636 件							
	申告納付説明･相談会の開催件数（会場数）	－	第３期中期目標期間実績：平均 103 件／年	103 会場 ※問合せ対応（1,134 件）	0 会場（中止） ※フリーダイヤル停止	18 会場（オンライン）及び申告納付動画の配信（3,300 再生）※問合せ対応（3,283 件）	0 会場 申告納付動画の配信（2,610 再生）※問合せ対応（2,938 件）							

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

（※1）ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金等の支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話から支払うことができるサービス。

（※2）導入した平成 29 年度は、年間計４回の収納期限のうち、４回目からの導入であったため、１回分の件数となっている。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	＜評価指標＞ (A)汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度 99 ％以上（前中期目標期間実績：99%以上 ） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）については、高水準であった第 3 期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。	(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、受託事業者の指導力の向上（担当者研修会等）を図るとともに、納付義務者からの相談、質問等に的確に対応する。	(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）：99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確かつ ICT（情報通信技術）を活用した効率的な対応を行う。	＜主な定量的指標＞ 汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上） 申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均 103 件／年）	＜主要な業務実績＞ (A) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率） ：99.7%（8,109 件 / 8,134 件） ① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するための対応 ア．申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への指導 納付義務者が制度や申告の手続について正しい理解ができるよう、徴収関連業務の受託事業者である日本商工会議所及び全国各地の商工会議所に対し、申告納付期限及び委託契約の徴収実施期間（令和４年３月１日～６月 14 日）を中心に、相談対応、オンライン申告納付説明・相談会（以下「説明・相談会」という。）の開催並びに申告書提出の催促及び受領点検の確認等について指導を行った。 令和５年度申告納付に向けて、汚染負荷量賦課金徴収業務の手引き及びマニュアル等の見直しを行った上で、受託事業者である日本商工会議所が全国 156 カ所の各地商工会議所の担当者を対象に徴収業務の点検・指導方法を習得するための.担当者研修会を動画配信で実施した。オンラインによる実施により、旅費等の研修会開催経費を削減することができ、参加者は時間や場所に縛られることなく、動画を繰り返し視聴する新しい研修方法を構築し、委託業務の理解促進を図った。（３月） 民間競争入札実施事業「公害健康被害補償業務の徴収関連業務」は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に則り手続を進める必要があるため、本事業の第３期目（第４期中期目標期間）の事業評価に当たり、令和元年度から令和４年度分の実施状況について報告書等を作成し、総務省官民競争入札等監理委員会（以下「本委員会」という。）及び監理小委員会（以下「小委員会」という。）の対応を行った。（10 月） 同事業が継続プロセスになった（令和４年 10 月 26 日、	＜評定と根拠＞ 評定：A 公害健康被害補償制度において、被認定者（28,074 人、令和５年３月末時点）への補償給付費等の給付を確実に行う財源を確保するため、汚染負荷量賦課金を適切に徴収する業務は、最も重要な任務であることから、第４期中期目標において重要度が高く、難易度も高いと評価されている。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和２年度以降は納付義務者に対する対面での説明・相談会を実施することができない事態となった。また、令和４年度からは急激な物価上昇等による経済状況の厳しさ等から制度への理解が得られにくくなるおそれがあり、徴収率、収納率が下がることも懸念された。 このような状況の中、令和４年度においては、下記の「○」のようなウィズコロナでのＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）に取り組み、汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率は、いずれも第４期中期目標に掲げる 99%を上回り、新型コロナウイルス感染拡大時においても、感染拡大前と同様に高い水準を達成し、補償給付費等の財源を確保したことから、自己評価を「A」とした。 ○ICT（情報通信技術）を活用した新たな徴収業務の仕組み 説明・相談会のオンライン開催、賦課金特設サイトのリニューアル、ＡＩチャットボット及び RPA の試行導入等、ICT や新技術を活用したＤＸに取り組み、賦課金特設サイトでの問合せ受付を可能にし、迅速な回答を行った。これらにより、「時間に関係なく動画視聴や問合せが可能となった」「テレワークでも対応できる」との声が多く寄せられるようになり、納付義務者の利便性向上と業務効率化につながった。 ○申告関係書類の削減 納付義務者に送付する申告関係書類は、紙削減による環境配慮のための見直し・統合を行うことにより、送付種類を減らすとともに、賦課金特設サイトからダウンロードできるようにデータ掲載して一部冊子の配布を取りやめ、配布を最小限に抑えた。書類の削減により、経費削減と納付義務者の利便性向上を図った。納付義務者アンケート調査において、ダ	評定　A ＜評定に至った理由＞ 汚染負荷量賦課金の徴収業務は、公害健康被害補償法補償・予防事業の基盤となる事業であることから、第４期中期目標においては、重要度及び難易度いずれも高い業務として位置づけている。 令和４年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化に加えて、急激な物価上昇等が納付義務に対する負担感を高める恐れがある厳しい状況の中で、納付義務者の利便性の向上及び徴収業務の効率化を図るためにさらなる ICT（情報通信技術）の導入及び活用をはじめとした以下の取組を積極的かつ着実に実施し、申告率及び収納率ともに中期目標期間の達成目標として定める 99%を大きく超える実績を挙げている。 ・令和３年度から実施している説明・相談会や徴収業務受託事業者向け研修会のオンライン開催に加えて、令和４年度においては新たに個別質問フォーム及び各種届出書フォームを掲載した賦課金特設サイトの運用開始、ＡＩチャットボット及び RPA（Robotic Process Automation）の試行導入やオンライン申告簡易版の作成のためのシステム改修及び運用開始に向けた準備等

					本委員会確定）ことを受け、第４期目（第５期中期目標期間）の契約に当たり、10 者の民間事業者へのヒアリングを実施した。ヒアリングにおける意見等を踏まえ、課題となっている競争性の確保について検討を加えた上で、実施要項（案）等を作成し、小委員会の対応を行った。（２月）受託事業者の交替や同事業内に申告関係書類の印刷等の業務を含めたことを踏まえ、令和６年３月１日の委託業務開始前の令和５年 10 月契約を目途に機構の契約手続審査委員会事務局と調整しながら契約手続を進めた。令和５年３月には、民間競争入札実施要項（案）への意見募集を行い、６件の意見を受け回答を公表した。 イ．納付義務者からの相談、質問事項等への対応 （ア）説明・相談会の実施 申告及び納付が的確に行われるよう、例年各地商工会議所で開催している説明・相談会は、事業者からのアンケート結果を参考に新しい開催方法として、令和３年度は Web 会議システムによるオンライン形式（動画配信含む）で、令和４年度は動画配信形式（４月４日～４月 22 日　2,610 再生）により開催した。 また、機構ホームページの総合情報サイト「汚染負荷量賦課金の申告・納付特設サイト（以下「賦課金特設サイト」という。)」に、従来対面形式で行っていた個別相談の代替機能としての「個別質問フォーム」及び、オンライン申告を始めるために届け出る電子申告等届出書等の「各種届出書フォーム」を設置し、機構担当者へオンラインで直接、質問等を送信する仕組みを構築した。併せて、必要な届出書を分かりやすく導く「届出フローチャート」も作成したことにより、納付義務者の利便性向上が図られ、届出に対して職員が更に迅速に対応ができるようになった（４月)。 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」については、冊子送付から機構ホームページにおけるダウンロード形式にすることに対して、納付義務者へのアンケート調査の回答では９割以上が影響ないとあった。影響があると回答の約７％の事業者においてもやむを得ないとのコメントがあった。このため、経費削減及び業務効率化のため、これまでの冊子による配布を取り止めたことにより、約 80 万枚（１冊 80 ページ×２種類×10,000＝160 万ページ）の紙資源の削減ができた。また、書類の電子化及び機構と受託者の双方で作成していた類似資料等の統廃合を行った。令和５年度申告からは機構ホームページからの	ウンロード形式について９割以上が影響なしと回答があり、環境配慮につながるとの評価も得られた。 ○人づくりの取組 制度への理解と説明責任を果たすためのスキルアップの一環として、講演会や現地見学の実施により職員の人材育成にも力を入れた。これらの経験も活かしながら、申告納付手続に関する問合せに丁寧に対応し、制度の趣旨や手続等の理解を促すことができた。 ＜課題と対応＞ ○課題１：財源の適正な確保 被認定者への補償給付費等の財源となる賦課金を適切に確保することは制度の安定的な運用において重要である。 ○課題２：申告・納付の促進 平成 31 年からの徴収関連業務委託契約が令和６年２月に終了するため、次期契約（令和５年 10 月）に向け、競争性の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく透明かつ公正な競争の下での民間事業者の創意と工夫を反映させ、国民のためより良質かつ低廉な公共サービスを実現していくとともに、ICT を活用した研修会及び説明会の実施方法等について検討していく必要がある。 ○課題３：脱炭素への対応 カーボンニュートラルに向けた社会情勢の変化により、今後の SOx 排出量の減少も想定されることから、より適正性及び公平性を確保しながら安定的に実施運用を図る必要がある。 ○課題への対応：脱炭素への対応 賦課金を適正に確保するため、引き続き納付義務者の理解を促すとともに、ニューノーマルな時代に応じた DX を推進し、納付義務者の手続に係る利便性の向上や補償業務部の業務効率化をさらに進めていく。	を実施するなど、ICT や新技術を積極的に活用して納付義務者の利便性の向上を図るとともに、徴収審査システムの改修や電子決裁システムの導入及びこれに伴う決裁文書の電子化等を進めることにより、絶え間なく業務の効率化に努めている。 ・納付義務者に対する案内や手続等のオンライン化を進め、紙媒体資料の配布の取りやめや類似資料の統廃合による印刷・配布数量の絞り込みを行うことにより、環境負荷及び経費の削減と納付義務者の利便性の向上を図っている。 ・公害経験を有する四日市市との連携の下で講演会や現地視察を含む研修会を開催するなど、公害健康被害の補償及び予防に関わる事業を担う機関の職員に求められる資質の向上にむけた人材育成の取組を実施している。公害健康被害補償法の公布から半世紀が経過し、納付義務者のみならず診療に携わる医療従事者等の間でも公害健康被害に対する認識が希薄になりつつある現状においては、機構職員が正しい知識を持ち、納付義務者をはじめとする関係主体に対して制度の正しい理解を促していくことは、制度の安定的かつ円滑な運営に大きく資するものであると考えられる。 以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「A」とする。

					ダウンロード（電子媒体での提供）や必要最低限の印刷に留め、令和４年度業務において８種類の資料を削減した。これらにより、16.2%（約 58 万円、令和４年度 2,995,638 円、令和３年度 3,576,294 円）の経費削減につながった。 　さらに、令和５年度申告の開始に向けたオンライン申告の簡易版作成のシステム改修等に伴い、申告関係書類の更新が必要となるため、修正箇所の洗い出しや記述方法の変更を行い、令和５年度の申告・納付が分かりやすく、オンライン申告が促進できるように整理をした。 （イ）納付義務者からの問合せへの対応 　納付義務者からの問合せが入るフリーダイヤルについて令和３年度には 2,459 件と多くの問合せがあったことから、迅速に対応し納付義務者の利便性が向上するよう、回線を２本から８本に増設するとともに、問合せ内容に応じた３分類の自動振分機能を追加した。令和３年度に令和４年度の申告納付に対応するため、賦課金特設サイトを作成したことから、令和４年度の電話での問合せは 1,655 件（４～５月）と令和３年度より削減する効果と併せて、機構担当者のスムーズな対応につながった。 　また、機構ホームページに問合せフォームを令和３年度に改修し、令和４年度から機構担当者がメールで受け付ける方式も構築して運用を開始した。納付義務者から寄せられたメール問合せは令和３年度の 824 件から令和４年度には 1,283（４～５月）と昨年より増加したが、問合せ対応のポイントを取りまとめた職員用資料を作成したことなどにより、問合せ及び届出等に迅速かつ効率的な対応ができた。さらに、納付義務者からの問合せ対応に 24 時間対応でき、フリーダイヤルの補完的な役割が担え納付義務者の利便性向上及び問合せ者のストレスの低減が期待されるＡＩチャットボットを令和５年度から納付義務者に利用してもらうことを念頭に、令和４年度においては職員向けに活用したところ、概ね正しい回答が得られた。このため、令和５年３月にＡＩチャットボットを機構ホームページへウィジェット搭載した。 　納付義務者の利便性向上に向けて、オンライン申告システムを普及させるためには、その前提として納付義務者からの電子申告等届出書等に対し、ログインするための認証情報を迅速に交付する必要がある。そのため、返信メールを自動作成する RPA（Robotic Process Automation）を令和５年１月に導入し、動作検証を行った。令和５年度から運用開始することにより、定型業務の作業効率化を図っ		＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 　納付義務者の利便性の向上にむけて、納付手続における ICT のさらなる活用に努めていただきたい。 ＜その他事項＞ 　無し

					た。 公害健康被害補償制度に対する理解増進とステークホルダーへの説明責任を果たすためのスキルアップ及び職員の意欲向上のため、四日市の公害判決 50 年に当たり「四日市公害と環境未来館」で企画された企画展及び講演会に合わせ、コンビナート見学を組み入れた研修会を四日市市と連携・協力のもと開催し、補償業務部、総務部や財務部の管理部門を含む 20 人の職員が参加した。研修前には機構の前身である環境事業団が手掛けた緩衝緑地や公害健康被害補償業務などについて事前勉強会を実施したほか、研修後には機構全体で Web 報告会（役職員 41 人参加）を開催して、公害の歴史、課題、今後の取組に係る重要性などフィードバックした。 また、四日市公害と同様に大気系公害に係る研修を実施すべく、大阪市西淀川地区の団体と協議の場を設けて検討を進めた。		
		② 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督励を実施する。	② 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、外部専門家の知見を活用し個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督励を実施する。	汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督励件数（督励後の未申告事業者数）（前中期目標期間実績：平均 41 件／年）	② 未申告納付義務者に対する申告督励の実施 申告を期日（5 月 16 日）までに行わない未申告納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、各地商工会議所及び機構において、電話及び文書等による申告督励を行った。 督励の結果、納付義務者数 8,134 事業者中、期日時点で未申告者は 376 事業者であったが、351 事業者が申告に応じ、99.7%(8,109 件/8,134 件)と高い申告率を確保した。		
	(B) 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上	(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率:毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。	(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。	汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）	(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率 ：99.983%（25,722,959,100 円/25,727,378,800 円）		
	＜定量的な目標水準の考え方＞ (b)申告額に対する収	① 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年	① 未納の納付義務者に対しては、電話、文書及び新型コロナウイルス	未納納付義務者に対する納付督励件数（納付督励現地実施件数）（前中期目標期間	① 未納の納付義務者に対する納付督励の実施 納付督励は、電話による督励を 141 事業者（納付期限ま		

	納率については、高水準であった第３期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。	度、電話、文書及び現地訪問等による納付督励を実施する。 ② 納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。	感染症対策を講じつつ現地訪問等による納付督励を実施する。 ② 督励に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。	実績：現事業年度分 平均３件／年、過年度分 平均５件／年）	でに納付しない者及び申告後当月中に納付していない者）に対して行い、138 事業者からの収納を得た。その結果、収納率は 99.983%となった。令和４年度に納付に応じなかった未納者に対する納付督励（現地実施）は１件実施した。 ② 過年度の未納の納付義務者に対する措置 令和３年度以前の未納の納付義務者（以下「未納者」という。）は、令和４年度期首時点で５事業者であった。そのうち、２事業者は納付が完了し、１事業者は納付計画に基づく納付が継続中で、２事業者は納付督励により納付計画書の提出を得ており、今後の納付状況を確認していく。納付督励（現地実施）については２件実施した。		
	(C)汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保 ＜関連した指標＞	(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。	(C) 制度の適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。	汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保	(C) 制度の適正性・公平性の確保		
	(c1)汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督励件数（前中期目標期間実績：平均 41 件／年）	① 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督励を実施する。((A)②と同)	① 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、外部専門家の知見を活用し個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督励を実施する。((A) ②と同)	汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督励件数（前中期目標期間実績：平均 41 件／年）	① 未申告納付義務者に対する申告督励の実施 ((A)②と同様のため省略)		
	(c2)未納納付義務者に対する納付督励件数（前中期目標期間実績：現事業年度分 平均３件／年、過年度分 平均５件／年）	② 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督励を実施する。((B)①と同)	② 未納の納付義務者（滞納事業者）に対しては、機構において電話、文書及び新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ現地訪問等による納付督励を実施する。また、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。	未納納付義務者に対する納付督励件数（前中期目標期間実績：現事業年度分 平均３件／年、過年度分 平均５件／年）	② 未納の納付義務者に対する納付督励の実施 ((B)①及び②と同様のため省略) （資料編 P1_補償１　公害健康被害補償制度の概要） （資料編 P2_補償２－①　汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移） （資料編 P2_補償２－②　汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移） （資料編 P3_補償３　都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況		

			(B) ①及び ②と同)		申告方式別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況)		
	(c3)汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数平均105件／年、指導件数平均161件／年）	③ 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を実施し、適正な申告となるよう指導する。	③ 効果的かつ効率的な申告書審査方法の試行を行う。申告内容に疑義等がある納付義務者に対し実地調査又は重点調査を実施し、適正な申告となるよう指導することで、納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保する。なお、実施調査を実施する場合には感染症対策を講じる。	汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数平均105件／年、指導件数平均161件／年）	③ 納付義務者に対する実地調査及び指導の実施 各事業者のばい煙発生施設やSOxの排出工程の実態及び申告書作成の根拠となった原始帳票類を精査することにより、適正な申告が行われているかを詳細に確認するために、実地調査を5事業者に対して実施した。 また、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、令和2年度から新たに実施している資料及び調査票の提出による調査（以下「重点調査」という。）を20事業者に対して実施した。 これらの調査の結果、適正な申告になるよう、74件の指導を行い、賦課金額に変更があるものについては、18件の修正処理を行った。 （参考：修正処理　7件　855万円 更正処理　11件　▲315万円） （資料編 P4_補償4　汚染負荷量賦課金申告書等の審査結果）		
	(c4）申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均116件／年）	④ 汚染負荷量賦課金の申告内容の審査及び実地調査により、申告額に誤りがある場合は修正又は更正など適正な処理を行う。	④ 申告書の審査及び実地調査等を実施することで、申告額の誤りを修正又は更正するなど適正に処理する。また、申告額の誤りの原因等について分析することで、申告誤りを防止するための適切な対策を講じる。	申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均116件／年）	④ 申告額の誤りに対する修正又は更正処理の実施 申告書の算定内容の誤りや前年度調査の指導事項の再確認など、申告書審査による修正又は更正処理を61件実施した。 今後、誤りの発生原因を分析し、その結果に基づき、間違いの多い事例を令和5年度の申告納付説明・相談会資料等に反映することにより、申告誤りを防止するための適切な対策を講じた。 （参考：修正処理　23件　1,094万円、 更正処理　38件　▲765万円）		
	(D)汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進 ＜関連した指標＞	(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進を図るため、以下の取組を行う。	(D) 納付義務者の利便性・効率性を確保するため、以下の取組を行う。	汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進	(D) 納付義務者の利便性・効率性の確保		
	(d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実	① 納付義務者の事務負担の軽減、誤りのない申告書類の作成に	① オンライン等による電子申告を奨励するため、「オンライン申告促	汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均70%）	① オンライン等申告の促進 納付義務者の事務負担軽減や誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨するため、「オンライン		

	績：平均 70%）	有効な電子申告について、個別事業所へのオンラインやＦＤ・ＣＤ申告の推奨、申告方式を変更した事業所への聴取、オンライン申告セミナーの開催等の各種取組を実施する。	進計画」を策定し、申告納付説明・相談会及び機構ホームページ等においてオンラインの利用促進を図るほか、納付義務者への説明を通じて用紙申告及びＦＤ・ＣＤ申告からオンライン申告への移行を促す。		申告促進計画」を策定し、以下の取組を実施した。 ・オンライン申告の簡易版の作成（２月） ・用紙申告及びＦＤ・ＣＤ申告事業者への個別調査（９月、11 月） ・オンライン促進チラシの配布（２月） ・仮パスワード年度更新及び通知はがき送付の廃止（３月）		
	(d2) オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均 16 件／年）	② オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうためのオンライン申告セミナーを開催する。	② オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうため、オンライン申告促進動画の活用など対策を検討し実施していく。また、申告手続における書面・押印等の見直しについて引き続き周知し、オンライン申告の利用拡大を図る。	オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均 16 件／年）	② オンライン申告システム 事業者の手続の利便性向上と業務効率化のため、以下の取組を実施した。 ・オンライン申告の簡易版の作成（２月） 令和４年度にＦＤ・ＣＤ申告及び用紙申告で申告した 2,088 事業者をオンライン申告への移行につなげるため、ばい煙発生施設を有しない（算定様式不要）事業者を対象に、Web 上で直接入力することができる申告専用フォームをオンライン申告システム内に構築した。令和５年度のオンライン申告率の引き上げを図るため、令和４年 11 月及び令和５年２月に、事業者に対して令和５年度からのオンライン申告の簡易版の開始について案内を行った。 ・用紙申告及びＦＤ・ＣＤ申告事業者への個別調査（９月、11 月） 令和３年度アンケート実施事業者において令和４年度オンライン申告に移行できなかった事業者と令和３年度申告においてはオンライン申告であったが令和４年度に用紙又はＦＤ・ＣＤ申告に変更した事業者、合わせて 64 の事業者に対して個別に電話調査を行い、パソコン環境、ネットワーク環境などの具体的な実態を調査した。併せて、令和３年度に作成したオンライン申告促進動画を案内するなどしてオンライン申告の推進を丁寧に行った。この調査において、オンライン申告にすると納付もオンライン納付が必須になると勘違いをしていた事業者に対して電話で丁寧に説明することなどにより、64 の事業者のうち、41 事業者からオンライン申告可能との回答を得た。 なお、令和５年度申告に向け、約 300 事業者から電子申告等届出書を受理しており、オンライン申告は約 78%に伸長する見込みである。 ・オンライン促進チラシの配布（２月） 令和２年度からの押印廃止に伴うオンライン申告の手		

					続方法の周知を行うとともに、令和３年度に作成したオンライン促進動画を紹介するチラシを配布した。併せて、Web 上のフォームに直接入力して申告できる簡易版のオンライン申告システムを案内に追加し、利便性の向上をアピールすることでオンライン申告への移行を促した。 ・仮パスワード年度更新及び通知はがき送付の廃止（３月） 内閣サイバーセキュリティセンター「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和３年度版）」において、パスワードの変更を強制することが利用者の利便性を低下させると示されていること、機構から仮パスワードを交付して、事業者において再度パスワードを設定させることにより、強度の低いパスワードを設定し、安全性を低下させる懸念があることから、オンライン申告で使う仮パスワードの全件送付を廃止した。これにより毎年度３月にオンライン申告約 6,000 事業者に送付していた認証情報（ユーザ ID 及び仮パスワード）のはがき送付を廃止した。		
			③ 納付義務者の法人情報に関して、情報漏えいなど、インシデント発生を防止するため、情報セキュリティ対策強化の改修を行う。また、申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納付義務者の意見・要望を把握し、徴収・審査システムの改修を行う。		③ 徴収・審査システムの改修等 ・徴収・審査システムのサーバ構築等の更改 徴収・審査システムのサーバ構成を更改し、情報セキュリティへの脅威に対し適切な対策を講じた。また、ベンダーによる運用保守管理に関してもリモート保守体制を構築し、効率的かつ社会情勢に柔軟に適用できる環境を整えた。 ・決裁文書等の電子化に係る改修 電子決裁システムの導入に関連して、徴収・審査システムにおける決議書等の決裁文書について、電子データで出力が可能となるよう改修を行った。また、紙資料で保管していた事業者への臨場記録及び事業者の承継状況並びに督励関係資料（約 43 万ページ）を電子化し、今後の審査・調査業務及び督励業務の更なる効率化を図った。 資料の電子化により資料を格納していたキャビネット空間を働き方改革の一環として、Web 会議に活用できるワークポットや、新しい発想をもたらすことが期待させる打合せスペースに変更し、業務の活性化につなげた。		
	(d3)ペイジー を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均62件／年※ペイジー（Pay easy）：税金	③ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、説明・相談会で説明するなどの	④ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジー等を利用した電子収納について、申告納付説明・相談会での利用方法の	ペイジー（※）を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均 62 件／年） ※ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金な	④ 電子納付収納サービス（ペイジー）を利用した収納に係る利用促進 1,636 件（令和３年度比 120%）の納付義務者がペイジーを利用した。さらに、ペイジー利用促進のため、以下の取組を実施した。		

	や公共料金、各種料金などの支払いを、ﾊﾟｿｺﾝ や ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ ・携帯電話、 ATM から支払うことができるサービス	様々な方法で納付義務者に周知徹底する。	説明のほか、様々な方法で利用促進のための周知を行う。	どの支払いを、ﾊﾟｿｺﾝやｽﾏｰﾄﾌｫﾝ・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス ＜その他の指標＞ －	・納付義務者の利便性向上のためペイジーの取扱金融機関の拡大に向け、金融機関との協議を進めた結果、新たに２行が取り扱いを開始に至った。 ・機構ホームページにペイジーの取扱金融機関を随時更新 ・汚染負荷量賦課金の延納分の納付書発送用封筒の余白にペイジー利用案内を記載して送付（７月・10 月・１月） ・納付義務者に対してペイジー利用を促すリーフレットを作成して配布（延納分の納付書発送時等）・ペイジー納付手順のデモを賦課金特設サイトに掲載し周知		
	(d4)申告納付説明･相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均 103 件／年）	④ 申告･納付が的確に行われるように、制度や手続等を説明し、納付義務者からの質問･相談等に対して適切に対応する申告納付説明･相談会を４月に開催する。	⑤ 受託事業者との連携を図りつつ、申告・納付が的確かつ効率的に行われるよう、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）を踏まえ、ICT を活用し、申告納付説明･相談会を開催する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握する。さらに、機構ホームページ（ＨＰ）の「賦課金特設サイト」の充実を図り、納付義務者からの相談に対し迅速に対応する。以上の取組により納付事業者の利便性向上を図る。 ⑥ 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」等申告関係書類について、紙媒体での配布を削減し、ＨＰでの電子媒体へ移行するなど、コスト削減の推進を図る。	＜評価の視点＞ 被認定者への補償給付費等の財源のうち８割を占める汚染負荷量賦課金を確実かつ適正・公平に徴収するとともに、賦課金を申告･納付する納付義務者の事務処理の効率化・利便性を図るための質の高いサービスを提供すること。	⑤ 説明・相談会の実施等 （(A)①イ（ア)と同様のため省略） ⑥ 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の改訂 （A）①イ（ア）の後段と同様のため省略		

			⑦ 受託事業者と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。 ⑧ 制度や申告の手続について、正しく理解してもらうことを目的として、受託事業者の相談・受付担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、ICT を活用して、オンライン開催等柔軟に変更するなどして実施する。		⑦ 納付義務者からの問合せへの対応 （(A)①イ（イ）と同様のため省略） ⑧ 担当者研修会の開催 （(A)①アと同様のため省略）		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－１－２	納付業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 19 条、第 46 条、第 48 条及び第 49 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	７．環境保健対策の推進 ７－１．公害健康被害対策（補償・予防）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
〈関連した指標〉							
納付業務に係る指導調査件数	－	第３期中期目標期間実績：平均 15 件／年	15 件／年	4 件／年（ヒアリングのみ実施） ※新型コロナウイルスの影響により対面による指導調査は中止	10 件／年	16 件／年（うち２件はオンライン会議）	
納付業務システム研修の参加者数	－	第３期中期目標期間実績：平均 27 人／年	34 人／年	0 人／年（新型コロナウイルスの影響により中止）	補償給付：動画視聴 14 再生／年 福祉事業：30 人／年（オンライン会議）	56 人／年（全てオンライン会議） 補償給付：25 人（３人）／年 福祉事業：31 人（３人）／年 ※（　）は対面参加人数	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	40,222,989	39,418,930	38,622,633	37,430,396	
決算額（千円）	37,098,926	35,050,960	33,844,871	32,128,854	
経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409	33,818,985	32,069,535	

経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403	771,010	
行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186	32,743,828	
従事人員数	20	20	20	20	

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	＜評価指標＞ (A)適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援 ＜関連した指標＞ (a1) 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均 15 件／年）	(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。 ① 納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に概ね３年に１回のサイクルで指導調査を実施する。また、指導調査では地方公共団体の要望及び課題等を把握し、対処法を指導するとともに、関連情報を国及び地方公共団体に提供する。	(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。 ① 納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、指導調査を実施することで、補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るとともに、地方公共団体の要望及び課題を環境省に報告する。公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面による事業実施が困難となっている状況を踏まえ、オンライン開催の優良事例を収集し、環境省に報告するとともに地方公共団体に情報提供する。さらに、事業の課題を整理したうえで、解決策の検討を引き続き行う。	＜主な定量的指標＞ 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均 15 件／年）	＜主要な業務実績＞ （A）補償給付費等の納付業務 ①　納付申請等に係る事務処理の適正化 ア．納付申請等に係る補償給付費等の事務処理の適正化に係る指導調査 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金については、事務処理の適正性を確認するため、原則として３年に１回のサイクルで対象となる 45 地方公共団体に指導調査を実施していることから、16 地方公共団体に対し調査を実施した（8 月～12 月。うち２地方公共団体についてはオンライン会議で実施）。また、指導調査結果及び地方公共団体からの要望等を取りまとめ、環境省に報告を行った。（３月） イ．公害保健福祉事業の実態把握 公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面による事業実施が困難となっていたことから、環境省と協議し、リハビリテーション事業及び家庭療養指導事業については、今年度も情報通信機器又は電話を利用した実施を継続した。 また、下半期の事業の実施を促進するために、家庭療養指導での電話を用いた指導については新たな算定基準が加わったこと（今年度から十分な指導が行われた場合には１回の電話による指導を１回の訪問指導として算定可能なこと。）、リハビリテーション事業での情報通信機器の活用例や令和２年度～令和３年度に地方公共団体が実施したリハビリテーション事業の事例を提示するなど、年度の中間時に地方公共団体に対して情報共有を行った。（12 月） 新型コロナウイルス感染拡大の影響下で創意工夫のあ	＜評定と根拠＞ 評定：B 新型コロナウイルス感染拡大の影響の中であっても、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、下記「〇」の対応を図り、積極的に地方公共団体への支援を行うことにより、納付事務手続や被認定者への補償給付の支給が滞りなく行うことができたことから、自己評価をＢとした。 〇適正な制度の運営 指導調査については、新型コロナウイルス感染対策を講じた上で、事務処理内容について指導を行うことにより、制度の適正な運営を図ることができた。また、調査結果及び調査で得た課題や地方公共団体の要望等については、今後の事業の見直しに資するよう、環境省に報告し、課題を共有した。 〇公害保健福祉事業の継続 新型コロナウイルス感染拡大の影響の中でも地方公共団体が事業を実施できるよう、環境省と協議し、環境省通知の発出を経て、従来からの集合形式での事業の実施に加え、情報通信機器や電話の利用による事業が可能となったことにより、リハビリテーション事業や家庭療養指導事業を継続して実施することができた。 〇研修による納付申請等に係る事務手続きの効率化 システム研修については、オンライン形式で研修を実施したことにより、研修後のアンケートでは、研修の満足度について、補償給付担当者は 100%、福祉事業担当者は 85%から、「有意義」「やや有意義」の評価を得た。また、研修の実施形式については、76%が今後も参加しやすいオンライン会議を希望するとの回答があった。さらに、制度やシステムの操作方法について理解が深まり、地方公共団体の事務処理が円滑に実施できた。 ＜課題と対応＞ 〇課題１：制度運営の強化 地方公共団体の人員が削られる中、事務処理等の適正化、効率化を促進する必要がある。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 納付業務等に係る事務処理の適正性を図るため概ね３年に１回のサイクルで関係する全ての地方公共団体に指導調査を行うこととしているが、令和４年度は、コロナ禍の中、16地方公共団体に調査を実施（うち２地方公共団体はオンライン会議で実施）した。 公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面による事業実施が困難となっていることから、リハビリテーション事業及び家庭療養指導事業については、情報通信機器又は電話を利用した実施を継続した。また、家庭療養指導での新たな算定基準、リハビリテーション事業での情報通信機器の活用例及び令和２年度～令和３年度に地方公共団体が実施したリハビリテーション事業の事例などを、地方公共団体に対して情報共有を行った。そして、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で創意工夫のある地方公共団体の実施事例を収集するため、２地方公共団体に対し実態調査を実施し、納付義務者に対する懇談会で映像による事例紹介を行うとともに、地方公共団体及び環境省へ情報提供を行った。 納付申請に係る事務処理については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、また、令		

	(a2) 納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均 27 人／年）	② 地方公共団体の担当者に納付業務システムを適正に利用し効率的な事務手続を行ってもらうため、利用実態及び利用上の要望等を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策を講じてのシステム改修や希望者全員を対象とする研修を毎年度実施する。	②納付業務システムに係る要望を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策等を行う。また、地方公共団体の希望する担当者全員を対象としたシステム研修をオンライン開催することで、担当者が円滑に利用できるようにする。	納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均 27 人／年） ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	る地方公共団体の実施事例を収集するため、２地方公共団体（豊島区、尼崎市）に対し実態調査を実施し（12 月）、納付義務者に対する懇談会で映像による事例紹介を行うとともに、地方公共団体及び環境省へ情報提供を行った。（３月） ②　納付申請等に係る事務処理の効率化 ア．納付業務システムの改修 公害健康福祉事業の単価設定が変更になったことに伴い、事務手続きを開始する７月末までにシステムの改修を終了し、地方公共団体からの申請前に提供した。 イ．納付業務システムに係る研修の実施 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、また、昨年度オンラインで行った研修の満足度や参加しやすいとの意見を踏まえ、今年度の納付業務システムの研修についても、オンライン会議より実施した。 このうち、補償給付担当者への納付業務システムの研修については、対象となる 41 地方公共団体のうち、研修の参加を希望した 21 地方公共団体 25 人の担当者を対象に、５月に２回開催した。対面での参加を希望した３人の担当者については、機構会議室において実際にＰＣを操作しながら研修・指導を行った。 また、福祉事業担当者への納付業務システムの研修については、対象となる 43 地方公共団体のうち、研修の参加を希望した 25 地方公共団体 31 人の担当者を対象に、８月に２回開催した。対面での参加を希望した３人の担当者については、機構会議室にて、実際にＰＣを操作しながら研修・指導を行った。 【納付業務システムに係る研修の内容】 ・納付業務システムの操作方法を理解してもらうため、納付業務システムへのログイン方法からデータの入力及びアップロード方法まで、一連の作業について、オンラインで実際の操作を見せながら説明を行った。 ・公害健康被害補償制度の仕組みや納付業務の手続きについても説明を行い、納付業務について再認識を促した。 （資料編 P5_補償５－①　旧第一種地域 被認定者数の年度	○課題２：公害健康福祉事業の継続 被認定者の高齢化に伴い、公害健康福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の継続方法等について検討していく必要がある。 ○課題３：今後の支援体制 毎年、地方公共団体の担当者が人事異動により交代する状況で、納付業務の手続きを適正かつ効率的に実施するための支援を行う必要がある。 ○課題への対応 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、今後も指導調査を実施して、地方公共団体の要望やニーズ、問題点を把握するとともに、事業のオンライン開催や予防事業部との連携など新たな公害健康福祉事業メニューの検討を提案し、環境省及び地方公共団体とともに、最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化を図る。 また納付業務システム担当者研修を継続実施するとともに、使いやすい納付業務システムへの改修を進めるなどにより、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく。	和３年度にオンラインで行った研修の満足度などの意見を踏まえ、納付業務システムの研修を、オンライン会議により実施し、21地方公共団体25人の参加があった。また、福祉事業担当者への研修については、研修の参加を希望した25地方公共団体31人の担当者を対象に実施した。以上を踏まえ、コロナ禍により対面による業務が困難な状況下であるが適時対応することで中期計画における所期の目標を達成していると認められるためＢとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 新型コロナウイルス感染症の拡大の中、令和４年度は 16 件の指導調査を実施された。引き続き指導調査の実施に努められたい。 また、今後も新型コロナウイルスの状況を踏まえながら、WEB を用いた研修を行うなど、納付業務を滞りなく実施するために必要な措置を迅速に講じ、地方公共団体担当者との連絡を緊密にとりながら、地方公共団体担当者の事務の理解を確実に促進されたい。 ＜その他事項＞ 特になし。

					別推移） （資料編 P5_補償５－② 旧第一種地域 補償給付費納付金の年度別推移） （資料編 P6_補償６ 旧第一種地域 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移） （資料編 P7_補償７－① 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（旧第一種地域）） （資料編 P8_補償７－② 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（第二種地域））		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－２－１	調査研究、知識の普及・情報提供、研修		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	＜難易度：高＞社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	７．環境保健対策の推進 ７－１．公害健康被害対策（補償・予防）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
（評価指標）							
調査研究に係る外部有識者委員会の評価（※１）	（５段階中）3.5 以上	第３期中期目標期間実績：3.2	3.7	3.5	3.7	3.8	
（関連した指標）							
事業従事者への研修の受講者数	－	平成 29 年度受講者：72 人（333 人）	109 人（331 人）	239 人（643 人）	117 人（698 人）	117 人（1,621 人）	
調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数	－	第３期中期目標期間実績：平均 4.25 件／年	8 件	2 件	4 件	6 件	
情報提供数	－	第３期中期目標期間実績:平均 150 回／年	150 回	172 回	242 回	163 回	
ぜん息等電話相談件数（※２）	－	第３期中期目標期間実績：平均 1,255 件／年	1,026 件	986 件	867 件	691 件	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604	
決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349	
経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	
経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995	
行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	
従事人員数	16	16	16	16	

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）（　）内はコメディカルスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）への研修も含めた研修受講者数を記載

注４）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注５）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※１　本調査研究を担う呼吸器系疾患の医師・研究者のほとんどが、新型コロナウイルス感染拡大への対応に忙殺されるとともに、調査研究の対象・協力者である高齢又は小児の呼吸器系疾患の患者との直接の接触が厳しく制限される非常事態下の調査研究において、「達成目標」を上回る評価を獲得。

※２　マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	S
	（１）調査研究、知識の普及・情報提供、研修 ＜評価指標＞ (A)調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、（５段階中）3.5 以上を獲得する（前中期目標期間実績 3.2） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で 70%程度に 設定する。	（１）調査研究、知識の普及・情報提供、研修 (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価における評価：（５段階中 3.5 以上（前中期目標期間実績：3.2）を獲得するため、以下の取組を行う。 ① 調査研究の質の向上を図るため、公募のあった研究計画に対して外部有識者による事前評価を実施し、評価内容を研究計画に反映させる。 ② 更に採択後の調査研究に関して外部有	（１）調査研究、知識の普及・情報提供、研修 (A) ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる研究課題を重点的に行い、公募制を継続し、透明性の確保を図るとともに、以下の取組を通じて、外部有識者委員会から高い評価（５段階中 3.5 以上）を獲得し、研究の質の確保を図る。 ① 調査研究の採択にあたり、外部有識者による事前評価の結果を研究実施者にフィードバックし、研究計画に反映させる。	＜主な定量的指標＞ 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、（５段階中）3.5 以上を獲得する（前中期目標期間実績：3.2）	＜主要な業務実績＞ (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において（５段階中）3.5 以上を獲得。 令和４年度は、第 13 期調査研究（令和４・５年度）の初年度に当たることから、10 名の評価委員の事前評価を踏まえ、「環境保健調査研究」の６課題、及び、「環境改善調査研究」の２課題を令和３年度中に採択し、研究を開始した。 主な研究としては、以下が挙げられる。 （ア）環境保健分野：高齢のぜん息及び COPD（慢性閉塞性肺疾患）患者（以下「ぜん息等）という。）の増加を踏まえ、成人ぜん息患者の治療実態を把握するための全国規模での調査を行い、効果的な治療・指導法を策定。 （イ）環境改善分野：わが国の環境基準の達成率が極めて低いことを踏まえて、諸外国の対策を含む光化学オキシダント関連の調査を推進。 令和４年度の調査研究に係る外部有識者委員会の評価（令和５年２月）において、第３期中期目標期間実績（3.2）比 1.2 倍の全課題平均 3.8 を獲得し、第４期中期目標評価指標（3.5 以上）を上回った。 ①外部有識者による事前評価の結果の研究計画への反映 従前は、契約日から研究を開始することとしていたが、より研究期間を長期に確保することにより質の向上につなげるため、研究契約の効力が４月１日から有効となるよう変更した結果、４月の早期に研究班会議が開催されるなど、調査研究の運営面での有益な効果がみられた。 令和３年度に引き続き、研究代表者が主催する各研究班の会議には、外部有識者評価委員の意向・意見に精通している機構職員が必ずオンライン又は現地訪問により参加し、評価委員の事前評価の内容を直接・確実にフィードバックし、研究計画に反映させるとともに、調査研究への浸透を図った。 ②外部有識者による年度評価の結果の研究計画への反映 令和５年２月に行った令和４年度の外部有識者による年度	＜評定と根拠＞ 評定：S 「調査研究、知識の普及・情報提供、研修」事業は、高齢化の進展に伴う罹患者の増加に着目するなど重点化・効率化を推進する必要があることから、そもそも＜難易度：高＞と評価されていた。更に令和４年度においては、本事業を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ（看護師、保健師等）が、新型コロナウイルス感染拡大への対応に忙殺される非常事態が続いたことから、事業の対象である呼吸器系疾患の患者との対面での接触も厳しく制限される中で、事業の質と量を確保することは非常に困難な状況であった。 そのような中、医師・コメディカルスタッフ・地方公共団体職員・患者とその家族のニーズに応じて、ICT（情報通信技術）を自主的・積極的に活用した事業展開を図ることにより、中期計画の目標・指標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られた。 また、基礎疾病を持つ患者はそもそも熱中症弱者である上に、マスクの着用により熱中症リスクが更に高まったことから、予防事業部の限られたマンパワーの中で、ぜん息等の患者へ HP や Twitter を通じた熱中症予防対策の発信を自主的・積極的に行うとともに、熱中症の対策に取り組む地方公共団体を伴走支援するモデル事業の競争入札に自主的に応募して、環境省から受託を受け、海外調査・優良事例集の取りまとめを行った。中期目標策定時には想定していなかったことではあるが、これまでの予防事業の経験・実績と熱中症に係る知見・実績が評価され、熱中症の予防対策を機構の業務に追加する内容を含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の改正が行われた（令和５年２月閣議決定・４月改正法成立）。 このため、自己評定を S とした。具体的には次のとおり。 (1)質の向上 令和４年度においては、第１に、質の向上の面では、ICT（情報通信技術）を自主的・積極的に活用し、①外部有識者委員の意向・意見に精通している機構職員が、呼吸器系疾病の医師等の研究代表者主催の班会議にオンライン参加し、評価結果等を確実に研究に浸透させることによる、調査研究に係る外部有識者委員会の高評価（第３期中期目標期間実績比	＜評定に至った理由＞ 新型コロナウイルス感染症による影響が続く厳しい事業環境下にあって、ICT（情報通信技術）の積極的な導入を図り、運用上の課題や利用者のニーズを把握しつつこれを効果的に活用しながら事業を実施することによって、事業の質及び量の両面において以下のとおり顕著な業績を達成しているものと認められる。当該事業が中期目標において難易度の高い事業として位置づけられていることも勘案するならば、その実績は高く評価されてしかるべきものである。 定量的指標として用いることとしている外部有識者委員会の評価については、機構職員が課題研究を実施する研究班の会議に参加して外部有識者の指摘等を直接伝える等の支援を行うことにより、全課題平均で達成目標（中期目標評価指標）である 3.5 を大きく上回る 3.8 を獲得しており、基準値（前中期目標期間実績）である 3.2 から見ると 200%の達成状況である。 昨年度の年度評価において環境省から指摘した熱中症に関する情報の発信等の積極的な実施に関しては、予防事業により培った地方公共団体保健福祉部局、医療従事者及び NPO 等との連携や研修実施、情報発信等に係る経験及び知見を活用して多様な事業を実施した実績を基に、熱中症対策に関する業務を環境再生保全機構法に追加する法改正が行われたところであり、重要な社会的課題である熱中症対策の推進において大きな役割を担うことで、機構の独立

		識者による評価を毎年度実施するとともに、質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、研究計画に反映させる。			評価（中間評価）の内容・質の向上につながる助言についても、機構職員がオンライン又は現地訪問により班会議に参加し、直接・確実にフィードバックし、研究計画に浸透させた。 特に、年度評価が基準値の 3.5 を下回り、評価委員に研究計画の改善が必要と判断された研究課題については、機構職員による個別ヒアリング及び評価委員による助言を実施し、質の底上げを図った。 また、令和３年度までに実施した調査研究の成果については、成果の全体を機構のホームページで公開し、調査研究成果集として関係地方公共団体や関係学会等に配布するとともに、その概要をパンフレットに反映している。 特に、令和３年度に実施した調査研究のうち、「諸外国における光化学オキシダント対策（（一社）環境情報科学センター）」については、令和４年６月に開催された（一財）大気環境総合センター（理事長：若松伸司氏）が主催する『光化学大気汚染に関する特別セミナー』において研究発表を行った。セミナーにおいては、機構職員が予防事業の意義と調査研究の広報を行った。同研究は、海外のジャーナル（"Asian Journal of Atmospheric Environment"）に論文が受理され、８月にウェブに公開された。東アジアからの越境汚染対策が求められる光化学オキシダントについて、アジアの大気環境問題に特化したジャーナルを通じて研究成果が発信されたことにより、効果的に活用されることが期待される。 （資料編Ｐ９_予防１　調査研究の評価方法について） （資料編 P10_予防２　第 13 期（令和４年度）環境保健分野に係る調査研究概要／令和４年度環境改善分野に係る調査研究概要）	1.2 倍）の獲得、②コロナ対応に忙殺される地方公共団体職員、及び生活現場で患者に寄り添うコメディカルスタッフの受講利便性を向上させたオンライン研修における高い満足度（参加者の 97.5%が５段階評価で上位２段階までの満足度）の獲得に加え、③（一社）日本小児臨床アレルギー学会が認定する「小児アレルギーエデュケーター」の取得に必要な単位の対象講座に機構のアレルギー指導研修の認定、などの顕著な成果を得た。 (2)量の拡大等 第２に、事業量の拡大の面では、ICT の自主的・積極的活用により、①予防事業の担い手である地方公共団体職員及びコメディカルスタッフを対象とした研修の受講者数の大幅拡大（令和３年度比 2.3 倍）、②ぜん息等の患者や家族を中心とする SNS（Twitter）のフォロワー数の大幅拡大（令和３年度比 3.2 倍）などの、顕著な成果を得た。③また、ぜん息等の患者への積極的な情報提供を行い、マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透し、ぜん息の発症や増悪が抑制されたことにより、ぜん息等電話相談件数は概ね半減に至った（第３期中期目標期間実績より 45%減）。 (3)予防事業の新たな展開（法改正） 第３に、ぜん息等の患者の重症化リスクがコロナ禍のマスク着用により更に高まっている熱中症対策の面では、①地方公共団体や NPO 等と連携して地域住民の健康被害の予防に長年にわたり成果を発揮してきた経験・ノウハウと、②令和３年度業務実績に係る主務大臣からの指摘事項に先行して、ぜん息等の患者へ HP や Twitter を通じた熱中症予防対策の自主的・積極的な情報発信や、令和４年度当初より取り組んだ地域モデル事業・海外調査等の知見・実績が評価され、熱中症対策を機構の新規業務に追加する内容を含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法が令和５年４月 28 日に成立した。 （以下、評価理由に掲げた事項の詳細） (1)質の向上 ○調査研究における外部有識者委員会の評価 調査研究 16 課題中の 13 課題が、コロナ禍に忙殺された呼吸器系疾病の医師・研究者が担当する「環境保健分野」の調査研究であったにもかかわらず、外部有識者委員会の評価において、第３期中期目標期間実績（3.2）比 1.2 倍の全課	行政法人としての責任及び存在価値がより高められたものと評価できる。 また、予防事業従事者に対する研修の実施に関しては、クラウド型の学習管理システムの導入等によってオンラインによる研修実施環境の改善を図り、予防事業の担い手である地方公共団体職員及びコメディカルスタッフに対する研修受講者数を令和３年度（698 人）比 2.3 倍の 1,621 人まで拡大するとともに、参加者及びその上長から研修内容について高い評価を得るなど、質及び量の両面において大幅な改善をみせている。 さらに、情報発信及び連携の推進については、予防事業の対象者層への積極的かつ効果的な働きかけを実施することにより、SNS のフォロワー数を前年度比 3.2 倍の 7,292 人まで拡大させたことに加え、外部有識者及び研修受講者とのオンライン意見交換会の実施及びその成果の関係機関への共有や（一社）日本小児臨床アレルギー学会との連携、複数の患者団体との予防事業に関する意見交換の実施など、予防事業の効果を高めるための取組を着実に実施しており高く評価できる。 以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「S」とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 予防事業における ICT の活用を更に進めることにより、事業ニーズの把握及び事業の重点化に努めていただきたい。 ＜その他事項＞ 無し
	(B)事業従事者のニーズを踏まえた 効果的な研修の実施 ＜関連した指標＞ (b1)事業従事者への研修の受講者数（平成 29 年度受講者：72 人）	(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修を実施するため、以下の取組を行う。	(B) 地方公共団体が実施するソフト３事業及び大気環境の改善事業の事業従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に、以下の取組を行う。研修の実施に当たっては、ICT	事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施 事業従事者への研修の受講者数（平成 29 年度受講者：72 人）	(B) 事業従事者への効果的な研修 令和４年度も、自主的・積極的にオンラインによる研修を推進することにより、事業従事者（地方公共団体職員）への研修（ソフト３事業研修及び保健指導研修）の受講者数は 117 人、コメディカルスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）を含む全受講者数は、令和３年度（698 人）比 2.3 倍の 1,621 人となった。 研修ごとの受講者数と修了者数は、次表のとおりである。 研修名 ／ 受講者数 ／ 修了者数 ソフト３事業研修 ／ 44 ／ 31		

			（情報通信技術）を積極的に活用する。		保健指導研修	73	45	題平均 3.8 を獲得し、中期目標評価指標（3.5 以上）を達成した。 ○調査研究の成果 　海外のジャーナル（"Asian Journal of Atmospheric Environment"）にも論文が掲載され、研究成果が発信されたことで、今後より効果的な施策への活用が期待される。 ○研修の受講者満足度 　地方公共団体職員及びコメディカルスタッフを対象とした研修の受講者アンケートで、有効回答者の 97.5%から５段階評価で上位２段階までの評価を獲得。 ○研修の新システム導入、単位認定 　クラウド型学習管理システムを導入したことにより、研修生の受講環境の向上を果たし、高い評価を得た。 　また、機構のアレルギー指導研修が日本小児臨床アレルギー学会の専門医認定取得に必要な単位の対象講座として認定された。これにより、地域医療の質に資すること及び予防事業の研修認知度の向上が図られた。 (2)量の拡大 ○研修の受講者数 　地方公共団体職員及びコメディカルスタッフを対象とした研修の受講者数は令和３年度比 2.3 倍の計 1,621 人に増加した。 ○SNS（Twitter）のフォロワー数 　令和４年度末に 7,292 人となり、令和３年度末（2,299 人）比 3.2 倍の実績を得られた。 (3)予防事業の新たな展開（法改正） ○予防事業の経験とノウハウを活用して、熱中症予防に係る受託業務・海外調査等に取り組んだ結果、熱中症対策に関する情報の整理・分析等や地域における対策推進に関する情報提供等の機構への業務追加を内容として含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法案が閣議決定され、国会で成立した。 ＜課題と対応＞ 　調査研究については、研究成果の最大化を図る仕組みを検討していく。 　研修事業については、引き続きオンラインを積極的に活用	
					ぜん息患者教育スタッフ養成研修	507	310	
					アレルギー指導研修（令和４年度新規）	495	299	
					呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	314	186	
					環境改善研修	188	110	
					計	1,621	981	
		① 質の高いカリキュラムを提供していくため、地方公共団体の事業従事者等を対象にアンケートを実施しニーズの把握を行い、適宜見直しを行うなど研修を効果的に	① 地方公共団体のソフト３事業の従事者等を対象に、各事業への理解を深め事業実施に必要な知識等を習得してもらうため、受講者へアンケートを実施しニーズの把握を行うとともに、		令和４年度の研究の実施に当たっては、受講要件として令和３年度まで設けていた受講地域枠を一部の研究について撤廃するとともに、上半期と下半期で研修の受講機会を２回に分けて提供したことにより、生活現場で患者に寄り添うコメディカルスタッフを含む、より多くの予防事業の担い手に対して、研修機会を提供することができた。 　また、令和４年度においては、令和３年度の業務実績において受講システムの課題として掲げていた、クラウド型の学習管理システム（Learning Management System）を新たに導入したことにより、研修の受講管理及び進捗管理の効率化、定員枠の撤廃、研修生の受講環境の向上を果たすことができた。 　さらに、受講者の受講状況に応じて受講期間を調整し、可能な限り多くの受講者が最後まで研修を修了できるよう努めた。 　受講者からは、「いつでも視聴ができ、聞き逃したところも巻き戻せて聞けるので大変ありがたかった」、「まとまった時間で連続して視聴でき、業務の間の短い時間にもチャプター毎に視聴できる形式であったため、とても有意義であった」といったコメントが寄せられた。 ①受講者へのアンケートの実施、研修の見直し 　受講者からのアンケートでは、有効回答者の 97.5%から５段階評価で上位２段階までの評価を得ており、例年同様に、高い満足度を維持した。 　研修の一環として、外部有識者を招聘して、ソフト３事業研修の受講者等を対象とした意見交換会をオンラインにより開催し（11 月１日）、ソフト３事業の現状、課題等の実務に		

		実施する。	応募が多い研修の参加人数を増やし、学会とも連携して質の高いカリキュラムを組む。		関わる具体的な意見交換（水泳教室実施時における感染症対策の方法やオンライン講演会の実施方法等）を行った。アンケートの結果、参加者のほぼ全員から有意義だったとの回答が得られ、参加地方公共団体の前向きな事業実施につなげることができた。 また、この意見交換会の結果は、11 月に実施した実務者連絡会議において全地方公共団体に共有するとともに、地方公共団体に対して実施したアンケートの結果と照らし合わせることにより、令和５年度以降の機構が策定する研修計画に反映すべく知見を蓄積することができた。	することとし、研修自体の知名度を向上するために、学会等への働きかけを行っていく。 知識普及については、引き続き SNS 等を用いて積極的に情報提供を行うとともに、フォロワー数の維持や増加を図ることで社会的な影響力を拡大するための策を講じていく。	
		② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の研修後の取組の変化について、上長にアンケートを行いその結果の把握・分析を通じてより効果の高い研修を実施する。	② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の取組の変化について上長にアンケートを行い、その結果を踏まえより効果の高い研修を実施する。		②研修後の上長への追跡アンケートの結果 研修受講者の上長へのアンケート結果においても、「満足度」については有効回答者の 100%から、「研修成果の活用状況」については有効回答者の 92%から、それぞれ５段階評価で上位２段階までの評価を得た。 また、研修事業を修了した者には、修了証を発行しているが、令和３年度に引き続き、令和４年度も（一社）日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が認定する「呼吸ケア指導士（令和４年 11 月現在：約 800 人）」の取得に必要な単位の対象講座としての認定を受けた。 さらに、新たに（一社）日本小児臨床アレルギー学会が認定する「小児アレルギーエデュケーター（令和５年３月現在：668 人）」の取得に必要な単位の対象講座として認定を受けることができた。これにより、予防事業の研修認知度が飛躍的に向上することが期待できることや、研修修了者の活躍の幅が大きく広がることなど、本研修事業が学会や社会とつながることで、予防事業対象地域をはじめとした地域医療の質の向上に資するとともに、患者の利益につながる成果を得ることができた。 （資料編 P12_予防３　令和４年度研修事業実施状況）		
	(C) 調査研究 実施機関への指導等による適切な事務処理の確保 ＜関連した指標＞ (c1) 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前	(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。 ① 新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対する事務処	(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。 ① 新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対し経理処理に係る	調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理の確保 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平	(C) 調査研究の適切な実施 令和４年度は新たな委託調査研究期間（令和４～５年度）の初年度であたることから、調査研究に係る会計処理を適正に行っていくため、各調査研究実施機関の会計事務担当者に対して、オンラインによる事務処理説明会を実施するとともに、調査研究費執行に係る問合せに対し適切に指導を行った。 また、適正な執行を図るために、主に本研究期間での新規の調査研究実施機関（６機関）に対して、調査研究費の支出証拠書類・帳簿、物品等の購入手続き及び納入物品の検収方		

	中期目標期間実績：平均 4.25 件／年）	理方針の説明を行うとともに、採択した調査研究のすべての実施機関に指導調査を実施し調査研究費の適正な執行を確保する。	説明を行う。また、採択した調査研究の実施機関に対して、関係規程に基づき現地調査を実施する。	均 4.25 件／年）	法等に係る現地調査を実施した。		
	(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施 ＜関連した指標＞ (d1) 情報提供数（前中期目標期間実績：平均 150 回／年）	(D) 知識の普及に関して適切に最新情報を提供するため、以下の取組を行う。 ① 機構・地方公共団体・学会等が行うぜん息・ＣＯＰＤ等に関する情報について、Ｗｅｂ、メールマガジン、ＳＮＳを用いて積極的に情報提供を行う。	(D) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及に関して最新の情報を始め適切に情報を提供するため、以下の取組を行う。 ① ぜん息患者やその家族に科学的知見に基づく確かな医療情報等をパンフレットの他、Web 等を通じて積極的に提供するとともに、環境改善分野の情報提供について的確に対応する。	知識の普及事業における効果的な情報提供の実施 情報提供数（前中期目標期間実績：平均 150 回／年）	(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施 ①ぜん息・COPD 等に関する情報の Web、SNS 等を用いた情報提供 ｉ）ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用 ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用に当たっては、時宜を得たテーマ設定とターゲット層を意識したツイートの発信、ホームページへの情報掲載、メールマガジンの配信を、効果的に組み合わせて行うことにより、必要な情報が確実に読み手に届くよう努めた。 特に、SNS（Twitter）のフォロワー数については、ぜん息等の発症予防に必要な情報などの積極的かつ継続的な情報提供を 163 回／年（令和３年度 242 回／年）行うとともに、ぜん息の日常管理に役立つノベルティのプレゼントキャンペーン等を実施した効果もあり、令和４年度末に 7,292 人となり、令和３年度末（2,299 人）比 3.2 倍の実績を得られた。 ⅱ）パンフレット等の提供、改訂 パンフレット、ノベルティ、DVD の配布に当たっては、オンラインによる申込みと PDF の閲覧及びダウンロードを促して効率化を図るとともに、「モニター越しだと見づらい、文字が読みづらい」というアンケート結果や意見を踏まえて一定の読者層には引き続き現物配布を組み合わせることにより、効果的に情報提供を行った。なお、パンフレット等のアンケートの実施に当たっては、利用者の利便性向上のために QR コードを記載したアンケート用紙を同封することにより、オンラインで直接回答できるよう改良を行った。		

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>
パンフレット等の配布先と配布数は、次表のとおり。
<table>
<tr><th>配布先</th><th>配布数</th></tr>
<tr><td>地方公共団体等（保健所、学校を含む。）</td><td>74,607 部</td></tr>
<tr><td>医療機関</td><td>200,966 部</td></tr>
<tr><td>個人等</td><td>23,124 部</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>298,697 部</td></tr>
</table>
パンフレット等には、患者、医師、コメディカルスタッフに役立つ、最新の正しい医学的知見・情報を分かりやすく掲載していることから、パンフレット等の記事の転載依頼の申し込みは、例年 100 件を超えている。令和４年度においても 119 件（令和３年度比 1.2 倍）の転載依頼があったことは、機構のパンフレット等が、上記の配布数をはるかに超えて、社会において幅広く活用されていることを示している。
なお、令和４年度においては、新たなパンフレットとして、「ぜん息悪化予防のための小児アトピー性皮膚炎ハンドブック」を最新の診療ガイドラインに応じた内容に改訂するため、改訂箇所の洗い出しを行った。

ⅲ）すこやかライフの発行
令和５年２月には、“ぜん息、COPD の患者さんとそのご家族に寄り添う”ことを制作方針として、最新の医療情報や読者が自宅で実践できる情報等を提供する「すこやかライフ」の第 57 号を発刊した。「すこやかライフ」の定期購読者は 5,461 人と非常に多くからの支持を得ている。
また、毎月ウェブ版すこやかライフとして、熱中症や感染症など時季に応じた情報をホームページに掲載することにより、患者・家族・それらを支える医師・コメディカルスタッフのニーズに応える時期に応じた正しい知識のタイムリーな普及啓発を積極的に進めた。
</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>(d2) ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年）</td>
<td>② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、Ｗｅｂ、メールマガジン、ＳＮＳなど多様な手段により周知を行う。</td>
<td>② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、作成した予防事業シンボルキャラクターも活用しつつ、「メールマガジン」「SNS（ツイッター）」など多様な手段により周知を行うとともに、ICT を活用し</td>
<td>ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年）

＜その他の指標＞
－</td>
<td>②ぜん息・COPD 電話相談及び関連イベント等の実施
ｉ）患者団体との連絡会
毎年度実施している 10 の患者団体との「公害健康被害予防事業に関する連絡会」をオンラインにより開催した（12 月）。
機構からは予防事業の実施状況について報告し、参加した各患者団体からは活動状況の報告を受けたことにより、各団体間で相互に連携を図るきっかけを提供するとともに、情報交換の場を提供した。
各団体からは、機構が発行・配布している各種パンフレッ</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

			オンライン開催等により実施する。	＜評価の視点＞ 調査研究について、今後の公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の重点施策に即した研究課題が設定され、評価が適切に行われているか。また、調査研究費の執行は適正に確保されているか。	トへの感謝と団体が考える患者の課題について、情報提供を受けた。個々の患者団体とのより密接な意見交換を求める連絡会における意見に応え、令和４年度には直接複数の患者団体を訪問し、予防事業への要望や意見交換を行った。その成果は、「Ｉ－２－２　地方公共団体への助成事業」の業務実績に記載した、呼吸機能の簡易検査ができる呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器を用いた新たな事業展開への要望や、呼吸リハビリテーションの更なる普及啓発に係る事業展開などにつながった。 ⅱ）ぜん息・COPD 電話相談室 　ぜん息・COPD 電話相談室の運営においては、ぜん息・COPD の患者に寄り添う方針のもと、看護師及び専門医によるフリーダイヤルを通年開設し、691 件の相談に対応した。また、受託先が変更となってもサービスの質が維持されるよう、受託先へ機構職員が赴き、相談体制や受付状況の把握に努めるとともに、当該年度は専門医が電話相談を受ける保健師に対し応答対応や知識のアップデートを目的とした研修を実施するなど、質の維持・向上を図った。相談内容は、匿名集計し、分析をすることにより予防事業部内職員の知識向上に役立てるとともに、一般化できる内容についてはホームページへの掲載や学会での発表等も見据えて検討を行っている。 　学会の発表や海外の研究論文等では、マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる旨の見解が示されており、このような傾向を受けてぜん息・COPD 電話相談室の相談件数は、大きく減じていると考えられるが、引き続き、必要な方にサービスが行き渡るよう新聞広報等で周知を行う。 ⅲ）ぜん息・COPD 電話相談室の周知 　過去の掲載媒体の分析を踏まえ、ぜん息・COPD 電話相談室の周知・利用拡大を図るため、一般紙（９月、２月）、スポーツ紙（５月）、雑誌（３月）、患者関係団体が患者向けに定期刊行する広報誌（10 月、12 月、２月）のほか、リスティング広告を積極的に活用し、ターゲット層に応じた効果的な周知を行った。		
			③ ぜん息の基礎疾患を抱える患者に対し、新型コロナウイルス感染症のほか熱中症などに関		③熱中症に関する情報提供及び取組事例集の作成 　令和３年度の業務実績に係る主務大臣からの指摘事項として、「引き続き熱中症予防に関する情報の発信、人材育成等に積極的に努められたい。」と示された（令和４年８月 26 日）		

			する有用な情報を提供するとともに、研修を通じた人材育成にも努める。また、環境省から受託した「地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る業務」について、地方公共団体の参考となるよう、課題や事業内容等を整理分析し、「地域における熱中症対策ガイドライン（仮称）」として取りまとめる。		ことに先立ち、暑熱順化前の５月から SNS（Twitter）やメールマガジンによる熱中症の注意喚起及び情報提供を自主的・積極的に進めた。 　また、ぜん息等の基礎疾患のある方や高齢者などが熱中症弱者であることに鑑み、研修事業において地方公共団体担当者向けの講義に熱中症に関する内容を取り入れるとともに、職員の人材育成としても熱中症の専門家を講師として招聘し、熱中症に関する専門的な研修会を開催した（５月 20 日）。 　さらに、熱中症はぜん息や COPD 等の基礎疾患のある方が重症化しやすく、死亡者の大半は高齢者が占めており、予防事業との相乗効果が期待されることから、熱中症に係る知見を予防事業にも活かすため、令和４年度は環境省から「令和４年度地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る業務」を受託した。受託業務においては、先進的な熱中症対策に取り組んでいる「モデル地方公共団体」に対する、事業計画の策定支援や広報支援、他の地方公共団体との情報共有に取り組んだ。加えて、令和３年にカナダで発生した顕著な高温による被害から学ぶべき教訓を得るとともに、カナダにおける熱中症対策の取組状況について調査するため、環境省担当官と共に現地ヒアリングを行った。以上の内容を、全国の地方公共団体に配布予定の「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」として取りまとめた。こうした取組を通じて、熱中症が「ぜん息患者」や「COPD 患者」にも甚大な影響を及ぼすことを実態として把握した内容は、SNS 等を活用した、熱中症への注意喚起に活かした。 　そして、長年にわたり地方公共団体の保健・福祉部局、医療従事者及び NPO と連携したぜん息等の予防事業の実績・経験と、熱中症予防に係る受託事業等の知見が評価され、熱中症対策に関する情報の整理・分析等や地域における対策推進に関する情報提供等の機構への業務追加を内容に含む、気候変動適応法及び環境再生保全機構法の一部改正法案が閣議決定され、令和５年４月 28 日の国会で成立した（機構への業務追加は、公布の日から起算して１年以内で政令で定める日から施行予定）。 （資料編 P13_予防４　令和４年度　知識の普及事業実施状況）		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－２－２	地方公共団体への助成事業		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	７．環境保健対策の推進 ７－１．公害健康被害対策（補償・予防）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
（関連した指標）							
ソフト３事業参加者数（※） （※１） （※２）	－	第３期中期目標期間実績：152,223 人／年	131,697 人	102,630 人	110,721 人 ※専門医等による解説動画等の配信（25,533 再生） ※機構による代替事業参加者（191 人） 上記計 延べ（136,445 人）	99,134 人 ※専門医等による解説動画等の配信（1,847 回再生） 上記計 延べ（100,981 人）	
事務指導実施件数	－	第３期中期目標期間実績：平均 7.75 件／年	8 件	4 件	10 件	10 件	
人材バンクを活用した支援実施状況（※３）	－	－	15 団体 21 事業	1 団体 1 事業	2 団体 3 事業	2 団体 2 事業	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604	
決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349	
経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	
経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995	
行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	
従事人員数	16	16	16	16	

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※１ ソフト３事業とは、地方公共団体が実施する、地域住民の健康確保に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を指す。

※２ 新型コロナウイルス感染による死亡者が、令和元年度 56 人、令和２年度 9,153 人、令和３年度 18,978 人、令和４年度 45,771 人と拡大する非常事態下においても、呼吸器系疾病を専門とする医師、コメディカルスタッフ（看護師・保健師等）と地方公共団体の環境保健部局職員には、ぜん息等の患者のためのソフト３事業の推進に最大限の尽力をいただいた。

※３ 上記の「支援実績状況」の数字は、地方公共団体が人材バンクに登録している専門家を活用した件数ではなく、地方公共団体が「機構に対して新規に専門家の紹介を依頼した件数」であるため、機構を介さずに、又は、過去の機構の紹介により既にネットワーク化された、人材バンク登録専門家を活用した数字は含まれていない。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（２）地方公共団体への助成事業 ＜評価指標＞ (A)事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施 ＜関連した指標＞ (a1) ソフト３事業参加者数（前中期目標期間実績：152,223 人／年） (a2) 事務指導実施件数（前中期目標期間実績：平均 7.75 件／年）	（２）地方公共団体への助成事業 (A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。 ① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。	（２）地方公共団体への助成事業 (A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行うとともに、ICT を活用した事業展開等について助成事業を実施する地方公共団体に情報提供を行う。 ① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。	＜主な定量的指標＞ 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施 ソフト３事業参加者数（前中期目標期間実績：152,223 人／年） 事務指導実施件数（前中期目標期間実績：平均 7.75 件／年）	＜主要な業務実績＞ ※助成事業等の対象地域は、公害健康被害の補償等に関する法律の旧第一種地域 41 地域とこれに準ずる地域として定められた６地域の計 47 地域（市町村合併により現在は 46 地域）。 (A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施 (a1) ソフト３事業参加者数 99,134 人 ※ソフト３事業は、地方公共団体が実施する、地域住民の健康確保に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を指す。 専門医等による解説動画等の配信 1,847 再生 上記計 延べ 100,981 人 (a2) 事務指導実施件数 10 件 ①事業環境等の変化に対応した事業内容の充実 ｉ）事業環境等の変化の的確な把握のためのアンケート調査 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、近年、地方公共団体が行う事業は中止が相次いでいたことから、地方公共団体に対するフォローアップ及び機構として実施可能な事業の模索のため、令和３年度調査に改良を加えた地方公共団体に対するアンケート調査を実施した。 その結果、コロナ禍において、「予防事業を増やしたい又は維持したいが人員不足。」「年代や疾患に応じて、求めら	＜評定と根拠＞ 評定：A 令和４年度においては、「地方公共団体への助成事業」を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ（看護師、保健師等）が、令和３年度を上回る新型コロナウイルス感染症の拡大への対応に忙殺される非常事態が続き、事業の対象である呼吸器系疾患の患者との対面の接触も厳しく制限されたことから、事業の実施は非常に困難な状況にあった。 そこで、事業環境等の変化を的確に把握するために、①地方公共団体へのアンケート調査、②患者団体・NPO との意見交換会及び直接訪問による意見交換により、課題・ニーズを的確に把握した。それを受けて、自主的積極的な創意工夫により、③ICT（情報通信技術）を活かしたコンテンツ動画・副教材の活用による事業展開、④優良取組事例の横展開、⑤ぜん息等の発症予防に直接つながる新たな事業（機構による地方公共団体の伴走支援）メニューの試行、⑥地域の関係者とのネットワークを活用した連携事業のマニュアル化の開始などの内容の充実を迅速に図った。 その結果、新型コロナウイルス感染症の拡大の中でも、ソフト３事業（健康相談、健康診査及び機能訓練）の参加者の満足度が、令和３年度の 88%に対して、90%（５段階評価の上位２段階までの評価の回答者の割合。）という高い「質」を確保するなど、「事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施」という所期の目標を上回る成果を得られた。 また、①パッケージ支援の利用者に人材バンク登録者を紹介、②登録者を対象とした研修会の初開催、③優良事例の横展開などを図った結果、地方公共団体からの新規のパッケージ支援（機構による地方公共団体の伴走支援）の利用希望を、第３期中期目標期間末の平成 30 年度は７地方公共団体 10 事業であったのに対し、令和５年度は８団体 14 事業まで拡大させるなど、「人材バンク等を活用した地方公共団	評定 A ＜評定に至った理由＞ 新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化により、予防事業の実施を担う地方公共団体職員や医療従事者等による事業実施環境に大きな制約が生じ、また、事業の対象となる呼吸器系疾患の患者等においても感染防止の観点から対面による事業への参加を忌避する傾向が続いたことから、予防事業の実施にあたっては、的確にニーズを把握しながら限られた人的資源を効果的に活用していくことが従来にも増して求められている。 このような状況にあって、機構では従来からの取組である地方公共団体へのアンケート調査や患者団体やＮＰＯ等の関係団体との会合の開催に加えて、令和４年度からはこれらのうち積極的な活動を行っている関東及び関西の５団体に直接訪問してより踏み込んだ意見交換を実施する等により、関係する各主体が抱える課題やニーズをより詳細かつ的確に把握し、そのうえで地方公共団体等による ICT（情報通信技術）を活用した事業実施を支援するための動画等コンテンツの提供や優良取組事例の共有、人材バンクを通じた専門家派遣による支援及び同バンクに登録されている理学療法士を対象とした新たな講習会の開催、さらには機構

					れている内容や実施方法についてのニーズ調査の支援が欲しい。」等の地方公共団体の課題・ニーズを把握した。 　また、少なくとも３割以上の地方公共団体が患者会や患者を支援する NPO 等と連携した事業の実施に関心・ニーズがあることを把握した。 ⅱ）ICT を活用した事業展開の促進 　従前、対面型で開催していたソフト３事業を、ICT を活用して、オンライン開催と対面開催のハイブリット型で開催するためのパッケージ支援（機構による地方公共団体の伴走支援）を行った。 　また、中止となったソフト３事業に代わる健康相談・機能訓練の促進のため、令和３年度までに作成した以下のコンテンツの活用を働きかけた。 ・呼吸筋ストレッチ動画及び副教材 　（累計　動画再生回数 235,819 回） ・乳児スキンケア動画及び副教材 　（累計動画再生回数 44,191 回） ・食物アレルギーに配慮した離乳食の動画コンテンツ 　及び副教材（動画再生回数 11,972 回） ・専門医及び看護師によるぜん息の自己管理に関する動画 　（動画再生回数 2,958 回） ・新型コロナワクチンに関する情報提供動画 　（動画再生回数 24,926 回） ⅲ）地方公共団体の優良取組事例の横展開 　新型コロナウイルス感染症の影響下において、感染症対策を講じながら事業を実施している地方公共団体の事例について、令和２年度に作成した事例集を改めて実務者連絡会議の場等で共有することにより、地方公共団体の助成事業の展開の拡大を図った。 　また、パッケージ支援や人材バンクに関しても、より地方公共団体のニーズに応えられる制度となるよう、実務者連絡会議の場で当該制度を利用した地方公共団体の担当者に実用例を発表いただいた。その結果、令和４年度は３団体４事業で実施したが、令和５年度に向けて８団体 14 事業のパッケージ支援事業の利用希望があった。 　こうした地方公共団体による助成事業の積極的な推進を支援した結果、令和５年度要望額としては、令和４年度要	体が行う助成事業への支援の実施」という所期の目標を上回る成果を得られた。 　以上のことから、自己評価を A とした。 　具体的には次のとおり。 （１）事業環境等の変化への的確な対応 ①事業環境等の変化を的確に把握するためのアンケート調査 　アンケートの回答から「人手不足」「患者ニーズに応える事業」というニーズ等に加え、少なくとも３割以上の地方公共団体が患者会や患者を支援する NPO 等と連携した事業の実施に関心があることを把握した。この結果が、下記⑤のパッケージ支援メニューの拡充や、下記⑥の地域の関係者とのネットワークを活用した連携事業のマニュアル化の開始につながった。 ②ICT を活用した事業展開の促進 　専門医・人材バンク登録者等の協力を得て、従前、集合・対面型で開催していた健康相談事業・機能訓練事業における講演内容や指導内容を取りまとめた動画・副教材をオンライン講習会や対面型事業活用で活用してもらうよう地方公共団体に呼びかけた。 ③地方公共団体の優良取組事例の横展開 　地方公共団体の実務者連絡会議等をオンラインで開催し、新型コロナウイルス感染拡大はしているものの、緊急事態宣言は解除されている時期の集合・対面型の機能訓練（肺年齢測定、呼吸筋ストレッチ体操など）や、オンライン講習会（令和４年度パッケージ支援「専門医による乳幼児の保護者向けアレルギー講習会」「介護支援専門員向け COPD の症状と受診のサポートの講演会」）など、感染症対策を講じながら事業を実施している地方公共団体の事例集の共有及び優良事例の発表を進め、「事業環境等の変化への的確な対応」によるソフト３事業の横展開を加速させた。 ④患者団体・NPO との意見交換 　例年 12 月に行う 10 の患者団体・NPO との意見交換に加え、個々の団体との個別案件の意見交換の機会が必要との要望を受け、令和４年度は、ぜん息等の知識・経験・支援意	が地方公共団体による事業実施を伴走支援する仕組みであるパッケージ支援の新たなメニューの試行や地域の関係主体との協働による連携事業の実施のためのマニュアル作成への着手など、厳しい状況下にあって予防事業の充実のために積極的な取組を展開し、結果としてソフト３事業の参加者に対するアンケート調査結果において、５段階評価の上位２段階までの評価の回答者の割合が前年度の 88％を上回る 90％に達しており高い評価を得ている。 　特に、予防事業の対象となる呼吸器系疾患の患者団体等を直接訪問して意見交換を行い、具体的なニーズを把握したうえでこれに対応する事業を人材バンクの登録者の参加も得ながら患者団体と協働で試行的に実施し、さらにその経験を踏まえながら地方公共団体支援メニューであるパッケージ支援のメニュー拡充（呼気中一酸化窒素濃度測定器を活用したぜん息の自己管理支援）へと繋げた一連の取組は、予防事業の改善プロセスのなかでも模範的かつ理想的なものとして高く評価できる。 　以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「A」とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 　予算、人員の面で厳しい事業環境下にある地方公共団体を支援するため、特に事業ニーズの把握及び重点化並びに関係団体との連携促進のための取組の拡充に引き続き努めていただきたい。 ＜その他事項＞

					望額に比して約 538 万円の上昇となった。 Ⅳ）事業環境等の変化の的確な把握のための患者団体・NPO との意見交換会の開催及び直接訪問による意見交換 　例年同様に、公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体と、ぜん息・COPD の予防・健康回復のために活動する NPO 法人等との予防事業に関する意見交換会を 12 月に行った。 　また、令和４年度には、機構職員が、関東及び関西に立地する４つの患者団体や COPD の予防に取り組む NPO を訪問し、予防事業への要望や意見交換を行った結果、呼吸機能の簡易検査ができる呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器を用いた新たな事業展開への要望や呼吸リハビリテーションの更なる普及啓発に係る事業展開などの要望を受けた。 Ⅴ）ぜん息等の発症予防等に直接つながるパッケージ支援メニューの拡充 　上記１）の地方公共団体へのアンケート調査と、上記Ⅳ）の患者団体・NPO との意見交換の結果から、将来的な地方公共団体の人手不足を補いつつ、患者の健康状態の見える化のニーズに応えるインセンティブ効果の高い事業メニューの必要性を把握した。 　同課題に対して、学会での情報収集や医学的情報の確認を行うことにより、FeNO により身体への負担の少ない最新機材により気道の炎症の度合いを患者に簡易に測定してもらい、呼吸筋ストレッチ対策の動機付けを行うような支援案が、ぜん息等の予防・増悪防止の高い効果が見込まれることを確認した。 　その上で、地方公共団体の関心・ニーズと、ぜん息等の患者団体の患者を支援したいというシーズをマッチングさせるための試みのひとつとして、「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会等」を患者団体と協働で実施した（令和５年２月 16 日）。同体験会の講師には、医師の他に理学療法士や看護師を人材バンクより合計４名選定し、機構の研修事業の修了者と患者とが直接交流する場の提供につなげた。 　同体験会には合計 26 人の患者が参加し、アンケート結果、有効回答者の 91%から、「満足度」について５段階評	欲・患者ネットワークに富んだ、関東及び関西の５つの患者団体・NPO を個別訪問し、上記①の地方公共団体のニーズも伝えつつ、それぞれの地域における「事業環境等の変化への的確な対応」について、情報・意見交換を行った。 　患者団体等の「高齢化で苦しむ患者を支援したい」というシーズや、高齢のぜん息患者等が呼吸器への負荷の少ない形で気道の炎症度の簡易検査ができる「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器」等へのニーズは、下記⑤のパッケージ支援メニューの拡充や、下記⑥の地域の関係者とのネットワークを活用した連携事業のマニュアル化の開始につながった。また、NPO の広報誌を通じた COPD（慢性閉塞性肺疾患）患者の機構ホームページへの効果的な誘導及び予防行動の促進につながった。 ⑤ぜん息等の発症予防等に直接つながるパッケージ支援メニューの拡充 　学会での情報収集や医学的情報の確認を行うことにより、上記①の地方公共団体のニーズと上記④の患者団体・NPO のニーズ・シーズをマッチングする支援案が、ぜん息等の予防・増悪防止の高い効果が見込まれることを確認した。 　そこで、ぜん息等の要因である気道の炎症の程度を、患者への負担の少ない形で測定する手法で検査を受けた後に、ぜん息等の増悪を防止する呼吸筋ストレッチ体操を学ぶ「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会」を、人材バンクの登録者の参加も得ながら、患者団体と機構の協働により試行的に実施（令和５年２月 16 日）した。 　体験会の成果を踏まえ、関東及び関西の患者団体からも、地方公共団体が上記事業を企画する際に協働で取り組むことに積極的な声を得たことから、呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器を 10 機購入し、パッケージ支援メニューに同測定器を活用したぜん息の自己管理支援を追加し、内容の拡充を図った。その結果、令和５年度の地方公共団体から機構に対する新規のパッケージ支援としての利用希望が４事業寄せられる実績につながった。 ⑥地域の関係者とのネットワークを活用した連携事業のマニュアル化の開始 　上記④の患者団体でのニーズを踏まえ、患者団体へ委託	無し

					価で上位２段階までの評価を得るとともに、「定期的なFeNOの測定はこれからの自己管理に役立つ（73%）」「これからも呼吸筋ストレッチを続けていきたい（91%）」と、自分自身の呼吸機能の状態を把握することを通じて、積極的かつ主体的な自己管理（アドヒアランスの向上）を促すことが明らかになった。 また、見学した地方公共団体職員からは、「参加した患者達に好評だったので、市や区での実施を積極的に考えたい」との声を得られた。 体験会の成果を踏まえ、関東及び関西の他の患者団体・NPOからも、地方公共団体が上記事業を企画する際に協働で取り組むことに積極的な意見を得たことから、呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器を10機購入し、パッケージ支援メニューに同測定器を活用したぜん息の自己管理支援を追加し、内容の拡充を図った。 Ⅵ）地域の関係者とのネットワークを活用した連携事業のマニュアル化の開始 上記Ⅴ）に加え、優良事例を横展開して地方公共団体の諸課題解決の一助とするため、令和４年度から２年計画で、助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体へ委託し、地域の関係者とのネットワークを活用して事業を効果的に推進するための各主体との協働連携のポイントをまとめたマニュアルの作成を開始した。	し、患者団体と地域の関係者とのネットワークを活用して予防の取組を効果的に推進するための、各主体との協働連携のポイントをまとめたマニュアルの作成を開始した。 （２）地方公共団体が行う予防事業の支援 ①予防事業人材バンク登録者の紹介と企画立案の支援 令和４年度においても、２つの地方公共団体の２事業について、人材バンクに登録されている専門家の機構からの紹介の依頼を新規に受け、登録者を派遣した（令和４年度パッケージ支援「専門医による乳幼児の保護者向けアレルギー講習会」「介護支援専門員向けCOPDの症状と受診のサポートの講演会」）。 また、人材バンクから４名の講師（理学療法士及び看護師）を派遣して試行した、上記（１）⑤の「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会」は、新たなパッケージ支援メニューの追加につながった。 ②人材バンク登録者への講習会の実施 令和４年度の新たな取組として、人材バンク登録者の活躍の場を増やすとともに、登録者の状況確認と知識の向上、予防事業に対する理解促進等を図るため、人材バンク登録者の中でも地方公共団体からの講師派遣ニーズの高い理学療法士を対象とするオンライン講習会を実施し、オンラインによる呼吸筋ストレッチ体操の効果的な実施方法の提供や参加者同士の意見交換を行った（12月９日、参加者27名）。参加者へのアンケートの結果、参加者の96%から「有意義であった」との回答を得た。 ③パッケージ支援による企画立案の支援 対面型で開催していたソフト３事業を、オンライン開催と対面開催のハイブリット型で開催するなどのパッケージ支援を、３地方公共団体の４事業（「肺年齢測定会」「COPD予防の講演会及びストレッチ体操教室」「専門医による乳幼児の保護者向けアレルギー講習会」「介護支援専門員向けCOPDの症状と受診のサポートの講演会」）に対して行った。 ④人材バンクの登録者と地方公共団体への活動事例などの	
		② 事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図ることで、ソフト３事業について効果的・効率的に実施していく。	② ソフト３事業について効果的・効率的に実施していくため、事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図る。		②事業効果の把握・共有によるソフト３事業の効果的・効率的な実施 １）ソフト３事業の参加者に対するアンケート調査の実施 ソフト３事業の実施効果の測定・把握のため、助成事業の対象である46地方公共団体における事業参加者に対して、事業の実施後及び２か月後に行うアンケート調査を令和４年度においても実施し、アンケート集計分析システムを活用して分析した結果を地方公共団体へ共有した。 調査の結果、 ・ 令和４年度においても各種事業参加者の満足度は非常に高く、５段階中上位２位の評価が90.0%。 ・ 事業参加後に行動変容の効果があった参加者は、健康相談事業では92.5%以上、機能訓練事業では86%以上。		

					・　健康診査事業により、知識普及の効果あった参加者は 78%。 ・　機能訓練事業のうち運動訓練教室については、参加者の 53%から症状が改善との回答。水泳教室については、２か月後に参加者の 44%から QOL が向上したとの回答。 令和５年度以降は、アンケート調査を効率的に実施し、アンケート結果をより効果的に活用するため、オンラインによる事業の場合にはクラウド化を進めるなどの検討を行っていく。 （資料編 P15_予防５　令和４年度 ソフト３事業等実施状況） （資料編 P16_予防６　ソフト３事業の事業実施効果の測定・把握のための調査及び事業改善に向けた検討状況） （資料編 P17_予防７　ソフト３事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告－抜粋－（令和４年度本格調査結果－中間報告－））	情報共有 地方公共団体担当者との実務者連絡会議やヒアリングの場などを通じて、パッケージ支援や人材バンク制度を利用した地方公共団体の担当者から実用例の発表を行うなどした結果、令和５年度の地方公共団体からの新規のパッケージ支援の利用希望は、８団体 14 事業まで拡大した。利用希望内容には、上記（１）⑤で開発した「FeNO 測定後に医師診察及び保健指導」や、実務者連絡会議で紹介した「肺年齢測定」「COPD 予防の講演会」「呼吸筋ストレッチ体操教室」などが含まれている。 ＜課題と対応＞ ○　地方公共団体の人員不足等の課題に対応するため、患者団体など多様なステークホルダーとの連携を一層進め、地域住民のニーズに応じた事業を行う。	
	(B)人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施 ＜関連した指標＞ (b1)人材バンクを活用した支援実施状況	(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。 ① 予防事業人材バンクの登録者の協力を得ながら地方公共団体と調整を図り、事業ノウハウと企画立案の支援を行うことで、ソフト３事業の内容の充実を図る。	(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。 ① 予防事業人材バンク登録者の紹介と企画立案の支援を行う。	人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施 人材バンクを活用した支援実施状況 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	(B) 人材バンク・パッケージ支援を活用した地方公共団体が行う予防事業の支援 ①予防事業人材バンク登録者の紹介と企画立案の支援 ⅰ）予防事業人材バンク登録者の紹介 上記(A)①ⅲ）のとおり、地方公共団体担当者との実務者連絡会議やヒアリングの場などを通じて、パッケージ支援及び人材バンクについて丁寧に説明をしてきた結果、新型コロナウイルスの感染拡大のあった令和４年度においても、２つの地方公共団体の２事業について、人材バンクに登録されている専門家の機構からの紹介の依頼を新規に受け、登録者を派遣した。 ⅱ）人材バンクを活用したパッケージ支援 対面型で開催していたソフト３事業を、オンライン開催と対面開催のハイブリット型で開催するなどのパッケージ支援		

		② 地方公共団体自らが継続して予防事業人材バンクを活用して事業展開できるよう、人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団体等で情報の共有化を図る。	② 予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体に活動事例などの情報の共有化を図る。		による事業実施は４地方公共団体６事業の実施希望があったが、一部は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、実施に至ったのは３地方公共団体４事業であった。 上記（A）①Ⅴ）の「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会等」を患者団体と協働で実施した際にも、人材バンクから４名の講師（理学療法士及び看護師）を派遣し、活躍の場を提供した。 人材バンクの登録継続の意向及び１年間の活動状況の確認を踏まえリストを更新した結果、登録者数は、182 人（小児向け：49 人、成人向け：133 人）となった。 ②予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体への活動事例などの情報共有 ⅰ）予防事業人材バンク登録者の活用事例の情報共有 上記(A)①ⅲ）のとおり、地方公共団体の実務者連絡会議の場を活用して、パッケージ支援や人材バンク制度を利用した地方公共団体の担当者から実用例の発表を行った。 ⅱ）人材バンク登録者への講習会の実施 令和４年度の新たな取組として、人材バンク登録者の活躍の場を増やすとともに、登録者の状況確認と知識の向上、予防事業に対する理解促進等を図るため、人材バンク登録者の中でも地方公共団体からの講師派遣ニーズの高い理学療法士を対象とするオンライン講習会を実施し、オンラインによる呼吸筋ストレッチ体操の効果的な実施方法の提供や参加者同士の意見交換を行った（12 月９日、参加者 27 名）。 参加者へのアンケートの結果、参加者の 96%から「有意義であった」との回答を得たほか、参加者の 100%から、予防事業と人材バンクの概要について理解した旨の回答が得られた。		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－２－３	公害健康被害予防基金の運用等		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の予防等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	７．環境保健対策の推進 ７－１．公害健康被害対策（補償・予防）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
（関連した指標）							
安全で有利な運用等により確保した事業財源額	－	第３期中期目標期間実績：平均 925 百万円／年	701 百万円 (※22 百万円)	696 百万円 (※24 百万円)	716 百万円 (※35 百万円)	732 百万円 (※51 百万円)	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604	
決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349	
経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	
経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995	
行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	
従事人員数	16	16	16	16	

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※当初の中期計画予算（令和元～５年度の合計額）に対し、各年度末時点で算出した中期計画予算（令和元～５年度の合計額）の増額値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（３）公害健康被害予防基金の運用等 ＜評価指標＞ (A) 事業に必要な財源の確保と事業の重点化 ＜関連した指標＞ (a1) 安全で有利な運用等により確保した事業財源額（前中期目標期間実績：平均 925 百万円／年）	（３）公害健康被害予防基金の運用等 (A) 事業財源の確保及び効果的・効率的な事業実施に向け、以下の取組を行う。 ① 市場等の動向を注視し、機構の運用方針に基づく安全で有利な運用を行うとともに、補助金・積立金を活用し事業財源の確保を図る。 ② 限られた財源を有効に活用するため、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業に重点化を図る。	（３）公害健康被害予防基金の運用等 (A) 予防事業の実施にあたり、以下の取組を通じ事業財源の確保を図り、効果的・効率的に事業を実施する。 ① 公害健康被害予防基金について、市場等の動向を注視し、運用方針に基づく安全で有利な運用を最優先に、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の基準のほか、償還時期の平準化を考慮した運用を行うとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金、前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより事業財源の安定的な確保を図る。 ② 予防基金の運用収入の減少傾向が続くため、前中期目標期間でとりまとめた「第４期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」に則り、ソフト３事業について、引き続	＜主な定量的指標＞ 事業に必要な財源の確保と事業の重点化 安全で有利な運用等により確保した事業財源額（前中期目標期間実績：平均 925 百万円／年） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ －	＜主要な業務実績＞ (A)事業財源の確保及び効果的・効率的な事業の実施 ① 公害健康被害予防基金の運用等よる事業財源の安定的な確保 ・運用方針に基づき安全な運用に努めつつ、環境負荷の低減または社会的課題の解決等に資する債券（社債）の取得や、中・長期の債券の取得による償還時期の平準化に留意し、令和４年度の償還財源計 41 億円（社債及び地方債等）の効果的な運用を行ったことにより、当初の中期計画予算（令和元年度から令和５年度までの合計）2,424 百万円に対し、運用収入の改善を図った（令和４年度末時点での中期計画予算合計額：2,474 百万円。51 百万円の増）。 ・このうち予防基金として、令和３年度に引き続きグリーンボンドを購入（３億円）するとともに、初めてソーシャルボンド（樹木形成やごみのリサイクルへの活用使途等が目的）を購入（６億円）した。 （計 41 億円の債券（社債及び地方債）を取得。） ※令和４年度取得債券の平均利回り：1.16%（令和３年度取得債券の平均利回り：1.13%） （資料編 P19_予防８　公害健康被害予防基金債券運用状況） ② ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業への重点化 ・地方公共団体が実施するソフト３事業を中心に事業実施を進め、新型コロナウイルス感染拡大の中にあっても予防事業を着実・継続的に実施するため、オンラインによる研修会や地方公共団体へのアンケート調査、環境省及び患者団体等との意見交換を通じて把握したニーズに沿った事業への重点化を図った。	＜評定と根拠＞ 評定：A 令和４年度においては、ぜん息等を予防する事業のために積み立てられた 450 億円の公害健康被害予防基金を用いて、①環境問題の予防に資する事業のために発行された債券（グリーンボンド、ソーシャルボンド）を購入するとともに、②債券の運用益等によりぜん息等の予防事業を行う、いわば、二重の予防事業の体系を確立した。 その上で、①については、ESG の視点を組み入れた運用と利息確保の両立を、着実かつ適正に達成するとともに、②については、運用益等を活用した予防事業の実施に当たり、ぜん息等の発生予防及び健康回復への寄与度の高い事業への重点化を実現したことから、自己評価を A とした。 具体的には、次のとおり。 (1) ESG の視点を組み入れた運用と、利息確保の両立 予防事業部においては、公害健康被害予防基金の運用益及び自立支援型公害健康被害予防事業補助金を用いて事業を実施するため、従前は、基金の運用に当たっては利率の高い債券を購入することにより、事業財源の安定的な確保を図ってきた。 こうした中、令和元年度に、ERCA の経営理念（環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出と保全に努める。）に照らして、公的機関としての責務を考慮して、環境に配慮した債券購入の方針を自主的積極的に打ち出し、ERCA 全体の運用方針の改正へとつなげてきた。 一般的に、環境等に配慮した債券は利率が低くなるが、令和４年度においては、新たな債権の購入に当たっては、利率だけを優先するのではなく、ERCA の運用方針に基づき、全て、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券（以下「環境等に配慮した債券」という。）を積極的に取得することとした。 具体的には、環境負荷が相対的に低いと判断される債券の購入に加え、令和３年度に引き続きグリーンボンドを購入（３億円）するとともに、予防基金として初めてソーシャルボンド（樹木形成やごみのリサイクルへの活用使途等が目的）を購入（６億円）した。	評定　A ＜評定に至った理由＞ 令和４年度における予防基金の運用にあたっては、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努める旨を掲げる機構の経営理念を踏まえて改正された基金運用方針に基づいて、グリーンボンド等の環境等に配慮した債券の取得を積極的に進めるとともに、市場動向等を踏まえた着実な基金運用を行うことにより、市中金利の上昇が見込めない厳しい状況が続く中であるにも関わらず、中期計画予算を 51 百万円上回る 2,474 百万円（2.1%増）の運用収入を確保できたことは高く評価できる。 同時に、新型コロナウイルス感染症の拡大によって地方公共団体等による事業実施環境に大きな制約が生じている中において予防事業を着実かつ継続的に実施していくため、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業への重点化に取り組むなど、状況の変化を的確に捉えてこれに適応している点もまた高く評価できる。 以上の点を踏まえ、主務大臣としての評価は「A」とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 無し ＜その他事項＞ 無し

			き地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。		（資料編 P20_予防 9　意見交換を実施した団体）	そして、以上のような運用利率と環境配慮の両面を踏まえた着実な運用の結果として、収入予算のうち収入の６割強を占める予防基金の運用収入（中期計画予算：年平均 1.08%）を 51 百万円上回る 2,474 百万円（102.1%増）を確保することができた。 (2)予防事業の重点化 　新型コロナウイルス感染症の拡大により地方公共団体が担う予防事業が中止・縮小される中、予防事業を着実・継続的に実施するため、COPD の普及啓発やオンラインによる講演会、呼吸筋ストレッチ教室の実施、地方公共団体のニーズと患者団体等のシーズをマッチングした新たなパッケージ支援メニューの開発など、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業への重点化に積極的に取り組んだ。 ＜課題と対応＞ ○　市中金利の低下が引き続き想定されることから、運用機会を逃すことがないよう債券の償還時期の平準化に留意しつつ、市場の状況や金利の優位性を勘案して、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした、より利回りが確保できる債券を積極的に購入していく。 　また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を確保し、効果的・効率的に活用していくなど、引き続き安定的な財源確保を図っていく。	

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－３－１	助成事業		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	＜難易度：高＞活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	８．環境・経済・社会の統合的向上 ８－３．環境パートナーシップの形成

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
〈評価指標〉							
助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率	第４期中期目標期間中に 90%以上	第３期中期目標期間実績：最高値 86.2%	81.1% ※(87.7%)	79.3% ※(87.3%)	78.8% ※(96.7%)	80.0% ※(96.3%)	
助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価	（10 点満点中）平均 7.5 点以上	第３期中期目標期間実績：平均 6.7 点	7.8 点	7.8 点	7.9 点	7.8 点	
〈関連した指標〉							
外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合	－	第３期中期目標期間実績：平均 88.0%	96.2%	97.0%	96.2%	96.4%	
人材育成と定着を図る助成件数の割合	－	複数年計画の新規採択案件の 16.8%	23.3%	19.0%	22.2%	20.5%	
交付決定処理期間	－	第３期中期目標期間実績：平均 26.8 日	27 日	25 日	25 日	25 日	
支払処理期間	－	第３期中期目標期間実績：平均	24.8 日	26.0 日	23.6 日	22.8 日	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	
決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	

			25.3 日												

※(　)の数値は、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動に係る継続率を算出。

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）助成事業 ＜評価指標＞ (A)助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなかった高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の２年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。	（１）助成事業 (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に 90%以上(前中期目標期間実績：最高値 86.2%）となることを目指し、以下の取組を行う。	（１）助成事業 (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）となることを目指す。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。	＜主な定量的指標＞ 助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）	＜主要な業務実績＞ (A)助成による支援を行った活動の継続性の確保	＜評定と根拠＞ 評定： A 　新型コロナウイルス感染拡大を踏まえて組織強化支援の充実等に取り組んだことで、厳しい状況下にありながら令和２年度に助成終了した団体における、終了後１年以上経過した実質的な活動継続率は 96.3%と高い活動継続率を確保し、また令和３年度に最終年度を迎えた助成団体の活動の事後評価は 7.8 点（目標値 7.5 点）を獲得した。さらに、電子化を推進し、申請者の負担軽減、事務の効率化に取り組み、業務の DX 推進の基盤を構築した。 以上のことから自己評定を A とした。 根拠の詳細は以下のとおり。 〇助成終了後の実質的な活動継続率：高い継続率を確保 助成活動終了後１年以上経過した時点での活動継続率の目標は、第４期目標期間中に達成すべきチャレンジングな目標値（90%）で直ちに達成が困難であるが、助成期間中及び助成終了後において新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出され、助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曽有の厳しい状況下であったにもかかわらず、新型コロナウ	評定　A ＜評定に至った理由＞ ・助成終了後１年以上経過した時点での活動継続率については、チャレンジングな目標として 90%と難易度が高く設定されているが、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響を及ぼす状況下において、感染拡大前と同水準の活動継続率 80.0%を達成し、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活動できていない団体を除くなどした実質的な活動継続率は 96.3%と非常に高い継続率を確保した。 ・令和３年度に助成活動期間を終了した案件を対象とした事後評価では、10 点満点換算で 7.8 点と目標を上回る評価が得られた。 ・助成金申請等の電子化を推進し、申請者の負担軽減及び事務の効率化に取り組まれた。 ・中間コンサルテーションでの評価委員の直接指導や担当者モニタリング等の活動支援を実施したことにより、助成先団体の活動が着実に進められた。 ・以上のことから、新型コロナウイルス感染症の拡大が助成先団体の活動に影響を与える中、積極的な寄り添い型支援を推進し、活動継続率について新型コロナウイルス感染症拡大時においても感染拡大前と同水準を確保するとともに、活動に対する評価について目標を上回る高い水準を確保していることを総合的に勘案して「A」評定とした。	

						イルス感染拡大以前と同水準を維持し、持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては高い活動継続率を確保した。令和元年度より実施している団体への支援の強化が着実に成果に繋がり、第 4 期中期計画中に活動継続率のチャレンジングな目標を達成するための着実な成果を出すことができた。 <u>○事後評価：目標を上回る評価を獲得</u> 令和元年度より、助成団体への支援を強化するため、中間コンサルテーションや毎年度活動終了時の助言、指導を充実させるなどの取組を推進している。 中間コンサルテーションにおいてはオンラインの利点を活用して評価専門委員等が助成団体の代表者だけでなく、活動現場の従事者にも直接助言・指導を行うとともに、活動計画に確実に反映する振り返りシートの作成や毎年度終了時に基金担当者が活動状況をモニタリングし、今後の課題やそれに対する対応等を整理する「担当者モニタリング」など助成団体の活動支援を強化してきた。 　これらの取組が着実に成果に繋がり、３年間の活動期間のうち２年間で新型コロナウイルス感染症の拡大による移動の自粛など活動の制限が大きかった状況下において目標を上回る評価を得た。 ○効果的な助成の実施、事務の効率化と利便性の向上 　2023 年度助成金要望の実施にあたっては、要望の少ない地域の実態把握や各地域ニーズを踏まえて説明会において交流会を開催するなど	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き NGO・NPO の組織基盤強化、活動の継続や発展に資する取組を推進するとともに、カーボンニュートラルをはじめとする政策課題や社会情勢の変化に応じて重点化した助成についても検討し、効果的な助成を実施すること。また、助成金申請業務等の電子化を引き続き推進し、申請者の負担軽減及び事務の効率化を図ること。 ＜その他事項＞ 特になし。

						NPO の掘り起こしや活性化を図り効果的に助成した。また「地球環境基金助成金申請システム」によるオンライン手続を実装し、申請者の事務負担軽減を図った。 ＜課題と対応＞ ○近年の多様化・複雑化する環境問題の解決に向けて、2023 年に創設 30 年を迎える地球環境基金におけるこれまでの助成事業の成果や効果を振り返るとともに、NGO・NPO 等を取り巻く環境や社会の大きな変化に応じた、新たな助成スキームの方針を取りまとめる。 ○　助成先団体の状況を踏まえ、引き続き NGO・NPO の喫緊の課題である組織基盤強化に資する取組を推進する。 ○　2023 年度助成金の要望書受付から導入した助成金申請システムについて、要望後の手続き（交付申請等）にも順次導入し、効率化を図ることで業務のＤＸ化を推進する。	
		① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成の要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーの配置や機構職員の能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型の体制整備を行う。	① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成要件の見直しを図りつつ、助成事業アドバイザーの活用や、機構職員の能力の向上により、高度な専門性を持って進捗管理等を行う寄り添い支援の充実をはかる。		①助成案件の質の向上に資する体制等の整備 　助成期間を通じて助成対象活動の下支えができるよう、新規助成の全案件（67 件）について、地球環境基金担当職員（以下「基金担当者」という。）と助成事業アドバイザーとの間で、各助成先団体の交付申請書における活動目標や計画の妥当性、新型コロナウイルス感染拡大の影響等の確認を行った（5 月）。 　基金担当者は、この結果を踏まえ、年間を通じて引き続き助成事業アドバイザーの助言を受けるなどしながら、助成対象活動のモニタリングや支援に取り組んだ。 　また、令和 5 年度に地球環境基金が創設 30 周年を迎える節目の機会に、20 周年の事業見直し後の取組を振り返るとともに、地域の NGO・NPO 等による環境保全活動の現状や新たなニーズを踏まえた今後の事業実施方針等を策定するため、令和 4 年度は下記の取組を実施した。 　ア．ワーキンググループの設置等に係る検討 　イ．基礎データの整理・集約		

					ウ．ステークホルダーミーティングの実施※ ※詳細は振興事業の項参照		
		② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続や活動の自立につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行う。	② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を行う。		②研修や情報提供による助成団体への支援 全国８か所の環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）と連携し、助成先団体による活動事例紹介（セミナー）や意見交換会などの情報提供プログラムを組み入れた助成金説明会を全国８か所で実施し、延べ 157 人の参加を得た。（10～11 月） 利用者の年齢構成や実名性など各 SNS の特徴等を踏まえ、新たに Facebook アカウントを立ち上げ、助成先となる NGO・NPO と当基金、NGO・NPO 同士のネットワークづくりに重点を置いた情報発信（活動事例の紹介や助成金情報の発信など）を開始した（７月）。新規開設した Facebook の投稿数 105 件、フォロワー数 185 人となった。		
		③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。	③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。		③助成終了後の活動調査及び結果の活用 ｉ）フォローアップ調査の実施 平成 30 年度から令和２年度まで３年間継続して助成を受けた団体を対象に、助成終了後の活動状況に関するフォローアップ調査を実施した。（５～６月） 調査対象 30 団体（回収率 100%）のうち、助成終了後１年以上経過した時点で「自団体で継続している」と回答した団体が 24 団体（80.0%）、「他団体で継続している」と回答した団体が 2 団体（6.7%）であり、活動がその後も形を変えて「継続している」のは 30 団体中 26 団体（86.7%）であった。 また、継続の実態を把握するため、「活動の目的を達成した」ため「活動を継続していない」と回答した１件と、一時的な休止状態にあり「新型コロナウイルス感染拡大の影響による活動休止」と回答した２件を母数から除いて整理すると、本来継続されるべき活動の９割超、96.3%（26 団体／27 団体）が継続していることが分かった。 ⅱ）調査結果の活用等 上記ｉ）の調査結果をもとに、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀と認められる活動を３件抽出し、フォローアップ実地調査を行った（８～９月）。 実地調査の結果、優良な事例であることが確認できた活動について、助成終了後の自立や継続性の観点からどのような工夫をしてきたかなどをまとめ、助成中の他の団体に有益な情報（ベストプラクティス）として「2021 年度地球環境基金		

					レポート」をホームページに公表した（10 月）。 （資料編 P21_地球１　助成事業に関するフォローアップ調査結果（2022 年度）） (B) 助成による支援を行った活動の質の向上 ①助成活動の進捗状況の確認 ｉ）基金担当者によるモニタリング 令和４年度は、助成開始から１年以上が経過した活動 108 件を対象として、令和３年度の活動報告や当年度の交付申請書等をもとにモニタリングを行い、評価専門委員と共有した。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により現地確認が困難な時期もあったが、Web 会議システムの併用などにより適宜進捗状況の確認等を行った（通年）。 ②評価の実施 ■助成事業スケジュール（３年計画の場合） 	(B) 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10 点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）	(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、以下の取組を行う。	(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して確実に実施され、助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上(前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となることを目指す。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。	助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10 点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）			
	＜定量的な目標水準の考え方＞ (b)各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外 部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。	① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。 ② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。	① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。 ② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。					

ⅰ）事前目標共有

2022 年度助成金における新規採択 67 件を対象に、全件実施した（４～５月）。

内定決定（令和４年３月 25 日）後の約１か月間で、基金担当者と助成専門委員会審査分科会委員が目標設定や計画内容について改めて確認を行い、各内定団体に活動の目標や計画の改善等について個別面談（オンライン）を行った。ここでの改善点を交付申請書の計画等に反映することで、助成活動の質の向上につなげた。

ⅱ）中間コンサルテーション

活動計画３年以上の２年目を迎えた 44 件のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 40 件（つづける助成６件、ひろげる助成 30 件、フロントランナー助成２件、プラットフォーム助成２件、）を対象に、中間コンサルテーションをオンラインで実施した（９～10 月）。

ⅲ）事後評価（書面評価）

令和３年度に３年間の活動を終了した 67 件のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 65 件（つづける助成 13 件、ひろげる助成 49 件、フロントランナー助成１件、復興支援助成２件）を対象に事後評価を実施した（６～７月）。この 65 件中、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応として、令和２年度から助成期間を１年延長した活動が 15 件である。

事後評価は評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性の観点から、活動実績報告書等をもとに評価し、20 点満点中平均 15.6 点（10 点満点換算で 7.8 点）となった。

評価結果は、ホームページに公表するとともに対象団体に対して個別にフィードバックした（９月）。

（資料編 P42_地球２　2022 年度事後評価（書面評価）結果）

ⅳ）継続評価

継続評価は、フロントランナー助成３年目の団体について、４・５年目の助成継続の可否を判断するために活動状況等を確認するものだが、令和４年度は該当がなかった。

ⅴ）実地調査

令和３年度に３年間の活動を終了した団体から、事後評価（書面評価）の得点の上位（３件）、中位（２件）、下位（１

					件）の計６件を実地調査の対象として評価専門委員会で選定した。 　令和元年度以来３年ぶりに対象団体の事務所等を訪問し、ヒアリング調査を行った。書面評価結果の妥当性を確認するとともに、活動の課題や問題点、今後の発展のために必要な事柄等の聴取や改善のためのアドバイス等を行った（11～１月）。			
		③ 助成活動の評価内容については、次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みをつくることで、より活動のステップアップを図れる助成制度を構築する。	③ 助成活動の評価内容については、評価要領の見直しなど次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みづくりを具体的に整備し、より活動のステップアップを図ることができる助成制度の構築を目指す。		③活動のステップアップを図れる助成制度の構築 ⅰ）評価専門委員会の実施 　年２回委員会を開催し、令和４年度中に実施する評価の計画や実施方法の検討、実施結果の報告等を行うこととしている。 　８月に第１回、２月に第２回の評価専門委員会を開催した。 ⅱ）評価結果の団体へのフィードバック・振り返り 　次年度以降の計画や活動の改善につながるよう、評価専門委員会で確定した事後評価（書面評価）結果及び実地調査結果を各助成先団体にフィードバックした。 　特に中間コンサルテーションについては、評価専門委員によるアドバイスの内容が令和５年度の活動計画に反映されるよう、各団体がコンサルテーション終了後に「振り返りシート」による振り返りを行った（10～11 月）。 ⅲ）活動報告会の実施 　令和４年度が助成最終年度の団体による「地球環境基金活動報告会」は、令和２・３年度に引き続き、Web 会議システムを活用して各団体の３年間の活動状況・成果の発表動画を録画・作成した（１～３月）。今後、ホームページ及び YouTube で公開予定（令和５年６月頃に公開）。 ⅳ）関係機関との連携強化 　全国８か所の環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）との連携協定の下、各地域での助成金説明会を実施し、地球環境基金が支援すべき地域ニーズの掘り起こし等を行った（10 月～11 月）。 　さらに、エコネット近畿、きたネット、地域の未来・志援センターが主催する「助成サミット」に参加し、他の環境助		

成財団等と情報交換・意見交換を行った（９・10・12・２月の年４回開催）。

また、環境省各担当課室（地方環境事務所含む）に 2023 年度助成金要望内容を共有するとともに、最新の環境行政の動向や NPO が行う環境活動へのニーズ等を収集し、助成金内定審査に反映した。

(C) 助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上	(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。	(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行うことができるよう、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。	助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上	(C) 環境保全に関する情勢を踏まえた効果的な助成の実施
＜関連した指標＞ (c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均 88.0%）	① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応した助成案件の採択や特別助成等のメニューを適宜設定する。	①外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応するよう、助成案件を採択する。また、国内及び国際的な環境保全に関する情勢に応じて、民間団体が行う環境保全活動を支援できるよう、特別助成等のメニューを適宜設定する。	外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均 88.0%）	① 重点配慮事項に対応した活動の採択と情勢に応じた助成メニューの設定 ｉ）助成対象について 令和４年度は 175 件、総額 582 百万円の助成金交付決定を行った（６月）。その内訳は、イ案件（国内の団体が開発途上地域で活動するもの）が 26 件総額 112 百万円、ロ案件（海外の団体が開発途上地域で活動するもの）が 13 件総額 46 百万円、ハ案件（国内の団体が国内で活動するもの）が 136 件総額 423 百万円であった。 下表のとおり、期末の確定額は 175 件、546 百万円となった。 ＜助成金交付状況＞　（単位：件、百万円） 助成ﾒﾆｭｰ　令和４年度 件数 金額　令和３年度 件数 金額 はじめる　3　4　10 (0)　18 (0) つづける　30　63　32 (2)　59 (2) ひろげる　113　394　109 (13)　355 (17) ﾌﾛﾝﾄﾗﾝﾅｰ　6　36　5 (1)　29 (3) ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ　4　19　3 (0)　15 (0) 復興支援　4　11　6 (0)　19 (0) 特別　3　4　4 (0)　11 (0) LOVE BLUE　12　12　11　12

			(0)	(0)
計	175	546	180 (16)	521 (23)

※単位未満切り捨て、確定（決算）ベース

※令和３年度の下段カッコ内の数は、令和２年度からの繰越分で上段の数値の外数

ⅱ）助成対象の重点化

令和４年度交付決定 175 件（国内案件：136 件、海外案件：39 件）のうち、重点配慮事項の対象活動は 173 件（98.9%）であった。

（資料編 P47_地球３　2022 年度助成金分野別件数内訳）

（資料編 P49_地球４　地球環境基金助成金の推移）

ⅲ）令和５年度助成活動の採択

ア　募集案内決定

第１回助成専門委員会（８月）において、国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項等を含む「2023 年度助成金募集案内」を決定し、令和４年９月 30 日に公表した。

2023 年度助成金審査方針の重点配慮事項として、2025 年大阪・関西万博に関連する活動を新たに追加した。

また、助成メニューとして、地域循環共生圏のビジョンや体制づくりなど準備段階の活動に対する「特別助成」を継続するとともに、予定どおり 2022 年度助成をもって「復興支援助成」を終了した。（災害復興支援や防災・減災などの活動は、各メニューから活動分野「復興支援等」を選択して応募。）

助成の対象となる経費については、都道府県別の最低賃金の引上げ等に鑑み、アルバイト賃金の助成上限額の見直しを行うなど利便性の向上を図った。

企業協働プロジェクトに対する（一社）日本釣用品工業会からの寄付の増額見込みに伴い、LOVE BLUE 助成についても総額 1,800 万円を予定（令和４年度の交付決定額は 1,390 万円）しており、全国の「海の家」や UMI 協議会参加団体へチラシを送付するなど、助成金募集に係る広報を強化した。

また、新たに開設した Facebook アカウント（上記（A）②）を活用し、助成金募集時期に当たる 10 月 17 日から 11 月 16 日までの間、Facebook バナー広告を実施し、5,874 件のクリック数を得た。また、要望書提出時のアンケートでは、289 件中 16 件（5.5%）が Facebook 広告で当助成金を知ったと回答している。この広告掲載に当たっては、当機構ウェブサイ

トに新たに「ランディングページ」を設け、閲覧者が助成金のみならず地球環境基金の各情報にアクセスしやすいよう工夫した。

（資料編 P50_地球５　2023 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項）

イ　助成金説明会の開催

2023 年度助成金の募集に当たり、ERCA（地球環境基金）主催の説明会を８回（10～11 月）、セブン－イレブン記念財団等の NGO・NPO 支援団体との合同説明会を１回（９月）実施し、周知を図った。これらの説明会は会場参集型のほか、オンラインやハイブリッド（オンラインと参集型の組合せ）でも行い、オンライン活用の会場は、全国の環境 NGO・NPO が所在地や活動地を問わずどの地域の説明会にも参加できるものとなった。

ERCA 主催の説明会は、助成金の効果的な活用につながるよう、EPO との連携・協力の下、各地域の特性を踏まえたテーマやプログラムを設定し、多くの会場で各地域を拠点に活動している助成先団体による活動事例紹介（セミナー）を併せて実施し、延べ 157 人が参加した。（10～11 月）

ウ　オンライン個別相談会の開催

令和３年度に引き続き、助成金応募を検討している団体を対象としたオンライン個別相談会を計５日間にわたって開催し、機構職員が計 22 件の相談に対応した（10～11 月）。

エ　助成金要望の少ない地域の環境 NPO の活動状況調査

過去 3 年間助成金要望の無かった青森県、群馬県の環境 NPO の活動状況を把握するため、地方公共団体や中間支援組織を訪問し、地域の環境 NPO の活動実態をヒアリングした。

オ　応募状況と内定

令和４年 11 月 10 日から 12 月 1 日までの間、新たに導入する「地球環境基金助成金申請システム」により 2023 年度助成金の要望書受付を行った。

289 件（イ案件：34 件、ロ案件：18 件、ハ案件：237 件）の応募を受け、令和５年２月に第２回助成専門委員会を開催し、2023 年度助成金採択案を決定し、令和５年３月に開催した運営委員会に諮り、162 件の助成金交付を内定した。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>② 助成事業を通じて、ＳＤＧｓの考え方の活用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。</td>
<td>② 助成活動の SDGs のゴール等について交付申請書で確認し取りまとめるなどにより、複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。</td>
<td></td>
<td>＜令和５年度助成活動の応募・内定状況＞
（単位：件）
<table>
<tr><th>助成ﾒﾆｭｰ</th><th>応募</th><th>内定（うち新規）</th></tr>
<tr><td>はじめる</td><td>29</td><td>7 (7)</td></tr>
<tr><td>つづける</td><td>53</td><td>22 (5)</td></tr>
<tr><td>ひろげる</td><td>162</td><td>107 (35)</td></tr>
<tr><td>ﾌﾛﾝﾄﾗﾝﾅｰ</td><td>13</td><td>6 (1)</td></tr>
<tr><td>ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ</td><td>6</td><td>3 (0)</td></tr>
<tr><td>特別（地域循環共生）</td><td>5</td><td>2 (1)</td></tr>
<tr><td>LOVE BLUE</td><td>21</td><td>15 (8)</td></tr>
<tr><td>計</td><td>289</td><td>162 (57)</td></tr>
</table>
②複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進
引き続き、複数の課題解決を目指すことの意識の定着と実行を推進するため、SDGs のどのゴール・ターゲットに該当するかを選択・記入する様式によって、助成金要望及び交付申請の手続を実施した。</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>(c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）</td>
<td>③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。</td>
<td>③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の効果的な交付方法について検討する。</td>
<td>人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の 16.8%）</td>
<td>③人材の育成と定着を図る助成方法の検討
ｉ）若手プロジェクトリーダー育成支援助成
令和４年度助成先団体から新たに９期生として９名を採択した（応募 18 名）。これは３年以上計画の対象メニュー新規案件（44 件）の 20.5%を占めている。</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>(D) 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上</td>
<td>(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。

① 助成を受ける民間団体を対象とした会計事務等に関する説</td>
<td>(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。

① 助成を受ける団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催</td>
<td>事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上</td>
<td>(D) 助成金を受ける団体の利便性の向上

①会計事務等に関する指導等の実施
ｉ）内定団体に対する会計事務等の説明・指導の実施
令和３年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大状況</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

		明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず１回は実施する。	し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず１回は実施する。		を踏まえ、説明資料をホームページに掲載し、各助成先団体とのオンライン個別面談やメール等での問合せに対応する方法により実施した（４月）。 ⅱ）事務所指導調査の実施 令和３年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響が継続したことから、助成継続２年目の 46 団体を対象に「会計自己チェックシート」による会計処理等の状況確認を実施した（７～９月）。 上記の状況確認や活動状況を踏まえ、特に事務所等での確認や指導が必要な６団体について、機構職員が団体事務所等に出向いて指導調査を実施した（11～３月）。		
	＜関連した指標＞ (d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均 26.8 日）	② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を４週間（28 日）以内として速やかな手続に努める。 ③ 助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、１件当たりの平均処理期間を４週間（28 日）以内とする。	② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を４週間（28 日）以内として速やかな手続きに努める。 ③ 助成金の支給に当たり、厳正な審査を実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、１件当たりの平均処理期間を４週間（28 日）以内とする。	交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均 26.8 日）	②助成金交付申請手続の実施 ⅰ）オンライン個別面談の実施等 令和３年度に引き続き、助成内定団体との面談はオンラインの活用、電話やメール等の連絡により実施した（４～５月）。 この際、全ての新規採択団体（67 団体）について、オンラインによる「事前目標共有」のための個別面談を実施した。また、継続団体についても活動状況を確認し、令和４年度の交付申請手続及び期中の活動に向けたすり合わせを行った。 ⅱ）交付申請手続の実施 令和４年度助成金交付申請書の提出を令和４年５月 16 日に受け付け、6 月 10 日に交付決定を行った。その処理期間は 25 日であった。 ③事務の効率化と利便性向上の取り組み ⅰ）書類提出の電子化推進 活動実績報告書（４月）、交付申請書（５月）、支払申請書（年４回）といった書類は電子データ（メール）での提出を受け付けた。 また、2023 年度助成金要望手続（11～12 月）から「地球環境基金助成金申請システム」によるオンライン手続を実装した。（2022 年度助成金に関する手続は、引き続きメールでの書類受付により対応した。） ⅱ）一部概算払いの実施		

					令和３年度に助成を受けていた団体のうち、ア「令和３年度の支払事務が適正に行われている」、イ「活動が概ね計画どおりに行われている」、ウ「活動計画が概算払いの必要性が高い」といった状況を総合的に勘案し、令和４年度は 30 団体に対して、助成金 50%を上限に概算払い（50,050 千円）を実施した（７月）。 ⅲ）EXCEL マクロファイル利用の推進 助成金支払申請書の利便性を向上させるために EXCEL マクロファイルの利用を推奨し、2022 年度版をホームページに公表した（４月）。令和４年度中のマクロファイル利用率は 90.2%であった。 ⅳ）他の助成制度の紹介 環境保全活動を行う NGO・NPO を対象とする国内の民間財団等による助成制度をまとめた冊子の情報を更新し、ホームページにおいても掲載した（９月）。		
	(d2) 支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 25.3 日）		④ 「地球環境基金助成金申請システム」を構築・稼働させ、助成金の要望や支払申請の手続をオンライン化し、民間団体の利便性向上や事業の効率化と効果向上を図る。	支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 25.3 日） ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ・年度計画に定められた各	ⅴ）助成金支払申請の速やかな手続の実施 助成金の支払申請に係る事務（年４回）については、厳正かつ迅速な審査に努めた。令和４年度の平均処理日数は 22.8 日であった。 ④地球環境基金助成金申請システムの構築等 各種申請データの Web フォーム直接入力、申請に対する結果通知等の双方向の処理、登録情報のデータベース化など、更なる利便性の向上等を図るため、「地球環境基金助成金申請システム」を構築し、2023 年度助成金の要望手続（11～12 月）から稼働させた。 要望書受付時のアンケートでは、システムについて約７割が好意的であったが、一部項目が入力しにくい、Excel 形式の方が良かった等の意見も見られたことから、より使いやすいシステムとなるよう改善していく。（とても良い 27.7%、良い 41.2%、普通 23.9%、悪い 4.5%、とても悪い 0.7%、無回答 2.1%）		

				項目が適切に行われているか。			

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－３－２	振興事業		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	８．環境・経済・社会の統合的向上 ８－３．環境パートナーシップの形成

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
〈関連した指標〉							
ユース世代の活動団体の交流会実施回数	－	第３期中期目標期間実績：平均２回	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	10 回（８地方大会、全国大会、ecocon）	9回（８地方大会、全国大会）	
ユース世代を対象とした研修実施回数	－	第３期中期目標期間実績：平均４回／年	６回	４回	４回	６回	
研修受講者アンケートによる肯定的評価	－	第３期中期目標期間実績：平均 95.4%	98.5%	95.9%	97.7%	98.2%	

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	
決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（２）振興事業 ＜評価指標＞ (A) 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化	（２）振興事業 (A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。	（２）振興事業 (A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。	＜主な定量的指標＞ 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化	(A) 環境保全活動を行う人材の創出	＜評定と根拠＞ 評定：A NGO・NPO の自立、成長のための喫緊の課題である組織基盤強化及び若手（ユース世代を含む）の人材育成の強化に重点的に取り組むとともに、ステークホルダーミーティングを実施し、多様な地域の各主体との情報交換・意見共有を行った。 これらの取組は、地球環境基金が助成金の配分に留まらず、団体の地域活動推進に資する知識やノウハウを提供し、人材育成やネットワーク構築など活動の振興に大きく貢献するもので、令和元年度より強化している寄り添い支援を体現するものとして大きな意義のある成果である。 以上のことから自己評定を A とした。 根拠の詳細は以下のとおり。 〇助成団体の組織基盤強化に向けた研修等による支援 令和３年度に実施した助成先団体に対する「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」において明らかになった「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の自立、成長のための重要な課題に取り組むための支援として、令和３年度の組織基盤研修に引き続き、団体のニーズを踏まえて新たに、協力・協働による地域づくり研修（２回）を企画し、機構自ら運営して実施した。多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、より幅広い層が協力・協働に対して関心や理解を持つことがその実現への第一	評定　A ＜評定に至った理由＞ ・令和３年度に助成先団体に対して実施した「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」において明らかになった組織基盤の脆弱性を踏まえて、助成先団体の自立、成長のための重要な課題に取り組むための支援として、令和３年度の組織基盤研修に引き続き、団体のニーズを踏まえて新たに、協力・協働による地域づくり研修（２回）を企画し、自ら運営して実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に続き海外派遣研修は実施できなかったが、将来的に地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成することを目指して「環境ユースフィールド研修」（熊本県阿蘇郡南阿蘇村、１回）を企画・実施した。 ・今後の環境保全活動を牽引する若手プロジェクトリーダー研修（３回）を実施するとともに、ユース世代を対象とした環境保全や SDGs、民間企業と協働で開催するセミナーを全国各地で計６回実施した。 ・ユース世代の環境活動の促進を目的として、全国ユース環境活動発表大会の地方大会（８回）の開催など、ユース世代による環境保全活動に対する支援を実施した。 ・地域課題の解決に向けた新たな取組として、環境分野のステークホルダーに加えて、環境以外の分野で地域課題の解決に取り組んでいる団体・企業等が一堂に会し、現在行っている取組みや将来に向けての課題等についての情報交換・意見共有を行うステークホルダーミーティングを初めて企画・開催した（２回）。 ・以上のことから、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、助成先団体のみならず環境 NGO・NPO の活動や基盤強化に資する知識やノウハウを提供する場等を、常にニーズをくみ取りながら企画・運営するなど、

	＜関連した指標＞ (a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均２回／年	① 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を、地域毎及び全国規模で毎年度２回以上実施する。	① 広く国民の環境活動への積極的な参加を促すため、全国の高校生などユース世代を対象に、相互研鑽や交流を目的とした発表会を地域毎及び全国規模で２回以上開催する。	ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均２回／年）	① 大会の実施 ｉ）全国ユース環境活動発表大会の実施 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、Web サイトに高校生の活動動画を掲載して発表する形式とし、高校生が対面での交流を行うことができなかった令和３年度大会を鑑み、全国大会に出場した高校等（４校 14 名）を対象にフォローアップ研修を実施した（７月）。本研修では、国際会議の傍聴、研究者による講義、参加高校生同士の対面での交流等のプログラムを行った。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念されるため、令和３年度大会参加の高校に事前ヒアリングを実施し、開催を希望する意見を多数受けたことから、共催する環境省及び国連大学サステイナビリティ高等研究所と協議を重ね、開催を決定した。 ・地方大会は、感染症対策を十分に講じたうえで、３年ぶりに各地方の会場にて地方大会を実施する形式にて募集を開始した（９月~11 月）。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、会場で発表することが困難な団体については、事前に発表を撮影した動画を当日会場で放映し審査する Web 参加の形式での出場を認めた。 ・令和４年度は 108 団体（令和３年度実績：90 団体）から応募があり、12 月に開催する地方大会（審査会）には一次審査を通過した 85 団体が出場した。うち９団体は Web 参加し、動画で発表するとともに、うち６団体は会場参加者との意見交換を通じた交流等を行った。 ・審査会及び高校生による投票の結果、令和５年２月に開催する全国大会（審査会）に進出する 16 団体を決定した。	歩であることから、講師の選定・プログラム立案に加えて、チラシやメール、SNS 等を活用した広報にも尽力した。その結果、地球環境基金が行う他の研修・講座とは異なり、環境 NGO・NPO だけでなく行政、企業、学生など幅広い層が関心を示し、参加に繋げることができた。 ○若手（ユース世代を含む）の人材育成の強化 ・助成事業と振興事業の両輪で、助成団体の今後の環境保全活動を牽引する若手プロジェクトリーダーの育成支援研修については予定どおり年３回実施し、将来のリーダーとしての必要な知識技術だけでなく、新型コロナウイルス感染拡大の影響により団体の活動に大きな影響が出ている組織基盤の強化等にも繋がるようプログラムを工夫して実施した。 ・将来的に地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成することを目指して、新たに実施した「環境ユースフィールド研修」は今後の助成事業の発展に寄与するなど将来的な成果の創出が期待できる。 ・全国ユース環境活動発表大会は、事前ヒアリングにおいて実施を希望する意見が多く寄せられたため、他の主催者と協議し、各会場にて実施する従来の形式としたが、より多くの学校が参加し本事業の活性化に寄与するために、Web 参加の形式での出場も認めることとした。応募に当たって各参加校が作成した発表動画は大会ホームページで公開し、全国の高校生等に広く配信することができた。 ・これらの研修等の開催に当たっては、感染症対策を十分に講じたうえ	振興事業を積極的に展開していると判断して「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 令和４年度の成果と社会情勢、環境 NGO・NPO が置かれている状況やニーズ等を踏まえ、研修の実施にあたっては、対面・オンライン形式の利点を活かしながら有意義かつ効率的な方法を検討し、引き続きユース世代の環境保全活動を支援するとともに環境 NGO・NPO の活動や基盤強化を支援すること。 ＜その他事項＞ 特になし。

<table>
<tr>
<td></td>
<td>(a2) ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均４回／年）</td>
<td>② 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした研修を、地域毎に毎年度４回以上実施する。</td>
<td>② 全国の高校生などユース世代を対象とした研修を、民間団体、企業、自治体等と連携して４回以上実施する。</td>
<td>ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均４回／年）</td>
<td>・全国大会は、審査会と高校生による投票を行い、各賞を決定した。

【環境大臣賞】
宮城県農業高等学校
「＃ＺＥＲＯマイプラ２」
【環境再生保全機構理事長賞】
群馬県立藤岡北高等学校
「小川の未来を考える～地域連携・協働によるヤリタナゴ保護活動～」

（資料編 P53_地球６　第８回全国ユース環境活動発表大会概要）

②ユース世代を対象とした研修等の実施
　新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じたうえで、高校生向けのセミナー及び大学生向けのミーティングを、いずれも会場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式にて７月及び８月に開催した。また、協賛企業の協力を得た高校生向けの企業研修３件は、11 月以降に集合型にて開催した。

＜高校生・大学生向け研修等の開催状況＞
<table>
<tr><th></th><th>内容</th><th>会場</th><th>参加</th></tr>
<tr><td>７月</td><td>高校生 SDGs セミナー</td><td>仙台市（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ）</td><td>14 校
43 名</td></tr>
<tr><td>８月</td><td>大学生 SDGs ミーティング</td><td>東京都（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ）</td><td>６団体
14 名</td></tr>
<tr><td>11 月</td><td>大学生 SDGs ミーティング</td><td>オンライン</td><td>３団体
８名</td></tr>
<tr><td>11 月</td><td>高校生企業 SDGs 研修（タニタ）</td><td>東京都</td><td>１校
４名</td></tr>
<tr><td>11 月</td><td>高校生企業環境研修（キリン HD）</td><td>神奈川県</td><td>１校
５名</td></tr>
<tr><td>１月</td><td>高校生企業環境研修（協栄産業）</td><td>茨城県</td><td>１校
５名</td></tr>
</table>
</td>
<td>で、会場にて実施することとし、会場参加困難な参加者についてはオンライン参加を可能とするハイブリッド参加型形式で実施し、事前準備や参加者へのきめ細かい対応等によって参加者相互の意見交換が円滑に行われるよう工夫して実施することができた。

〇ステークホルダーミーティングの開催
地域課題の解決に向けた新たな取組として、環境分野のステークホルダーに加えて、環境以外の分野で地域課題の解決に取り組んでいる団体・企業等が一堂に会し、現在行っている取組みや将来に向けての課題等についての情報交換・意見共有を行うステークホルダーミーティングを初めて企画・開催した（２回）。本ミーティングを通じて、今後の地域の環境保全活動への支援策の検討に向けて新たな視点や気付きを得ることが出来た。

＜課題と対応＞
〇近年の多様化・複雑化する環境問題の解決に向けて、創設 30 年を迎える地球環境基金におけるこれまでの振興事業の成果や効果を振り返るとともに、NGO・NPO 等を取り巻く環境や社会の大きな変化に応じた、新たな人材育成スキームや情報提供方法等の方針を取りまとめる。

〇研修等の実施に当たっては、対面形式やオンラインの利点を活かしながら、有意義かつ効率的な方法で実施する。</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>(B) カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による</td>
<td>(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を</td>
<td>(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて</td>
<td>カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果</td>
<td>(B) 研修・調査等事業の効果的な実施</td>
<td></td>
</tr>
</table>

	事業の質的向上及び効果的な実施	通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。 ① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。	民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。 ① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。	的な実施	① 研修・調査の企画運営 ⅰ）若手プロジェクトリーダー研修の実施 助成事業において中心的に活動する若手（第７期７名、第８期７名、第９期９名の計 23 名）に対して、活動の戦略づくりなどプロジェクトを推進するために必要なプログラムに関する研修を実施した。 令和４年度は７期生６名が修了した。 （資料編_ P54_地球７　若手プロジェクトリーダー育成人数の推移） ⅱ）活動影響調査で把握したニーズに基づく研修 令和３年度に行った助成先団体に対する活動影響調査により、「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の課題が明らかになった。令和３年度に行った組織の内側（基盤）強化に係る研修に引き続き、令和４年度は、組織の外側（協働）強化に係る研修として、助成先団体がステークホルダー（NPO・NGO、地域住民、企業および行政）間との協力・協働を進め、多様化・複雑化する地域課題に取り組むための「協力・協働による地域づくり研修」２件を、以下のテーマについて３月に実施した。 ・「多様なステークホルダーとの協働」 ・「地域づくりや地域課題の解決に向けた NGO/NPO の役割」 ⅲ）ユース世代の人材育成に資する研修 一方、主に学生を中心とした対象者に対し、環境保全活動の取組みを現場で学ぶ機会を経験することで、将来的に地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成することを目指して「環境ユースフィールド研修」を、2022 年度 SDGs 未来都市に選定された熊本県南阿蘇町を研修対象に選定し、実施した。 なお、海外派遣研修は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施を見送った。	○全国ユース環境活動発表大会については、過年度参加者のニーズ等を踏まえつつ、参加しやすく、交流や相互研鑽が図れる方法で実施する。		

	＜関連した指標＞ (b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%）			研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%）	ⅳ）ステークホルダーミーティングの開催 複雑化する環境問題の解決には NGO・NPO が地域の各主体と協働して地域課題の解決に取組むことが必要であることから、環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）及び地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）と連携し、地域の NGO・NPO、中間支援組織、企業、金融機関、環境省地方環境事務所等の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うステークホルダーミーティングを２地域（北海道、九州）で実施した。（３月） （令和４年度の実施結果を踏まえ、今後も地域ごとのミーティングを実施予定。） ⅴ）研修受講者アンケート 実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、全体で 98.2%であった。 （資料編　P55_地球８　令和４年度研修・講座実施状況）		
		② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するＳＤＧｓの考え方に関する研修を年１回以上継続的に実施する。	② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決する SDGs の考え方に関する研修を１回以上実施する。	＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。	② SDGs 等に関する研修等の実施 ユース世代に対して、(A) ②「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を６回実施した。		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－３－３	地球環境基金の運用等		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	８．環境・経済・社会の統合的向上 ８－３．環境パートナーシップの形成

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
〈関連した指標〉							
ＳＮＳ（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	－	－	ツイッター掲載数：118 件、フォロワー数：484 人 インスタグラム掲載数：91 件、フォロワー数：167 人	ツイッター掲載数：145 件、フォロワー数：708 人 インスタグラム掲載数：129 件、フォロワー数：320 人	ツイッター掲載数：195 件、フォロワー数：1,388 人 インスタグラム掲載数：89 件、フォロワー数：447 人	ツイッター掲載数：162 件、フォロワー数：2,036 人 インスタグラム掲載数：114 件、フォロワー数：569 人	
特定寄付金の受け入れ金額	－	第３期中期目標期間実績：平均 13,750 千円	18,000 千円	18,000 千円	18,000 千円	23,000 千円	
基金の運用益	－	第３期中期目標期間実績：平均 185 百万円	82 百万円	88 百万円	87 百万円	94 百万円	

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	
決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（３）地球環境基金の運用等 ＜評価指標＞ (A) 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進 ＜関連した指標＞ (a1) ＳＮＳ（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	（３）地球環境基金の運用等 (A) 環境ＮＧＯ・ＮＰＯが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。 ① ホームページ、ＳＮＳを通じた積極的な広報・周知を行うとともに、環境ＮＧＯ・ＮＰＯが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。	（３）地球環境基金の運用等 (A) 環境 NGO・NPO が行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。 ① ホームページ、SNS や各種媒体を通じた積極的な広報・周知を行い、地球環境基金事業の理解促進に努める。また、環境 NGO・NPO が開設するホームページのリンク化を進めるとともに画像や動画の効果的な発信を強化する。その結果として、助成活動及び個々の団体が行う活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。	＜主な定量的指標＞ 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進 ＳＮＳ（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	＜主要な業務実績＞ (A) 環境 NGO・NPO が行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進及び基金の充実 ① ホームページ、SNS を通じた積極的な広報・周知、個人や企業等による寄付の確保 ア）ホームページを通じた広報 助成先団体の活動成果の動画配信、ユース事業、イベント等の告知を行った。子どもたちのための環境学習情報サイト「グリーンフレンズ」では、環境省の子ども向けのサイト「こども環境省」と相互リンクを行い、子ども向け検索サイト「Yahoo!きっず」にもリンクを行い、普及啓発を行った。 イ）SNS を通じた広報 ・ツイッターでは、日常的なエコ活動の身近な発信、助成活動以外にも機構全体のイベント等の発信を行った。ツイッターのキャンペーンと広告を行うことにより、フォロワー数は 2,036 人（対前年比 47%増）となった。 ・インスタグラムでは、助成団体先の活動紹介や来年度の助成団体募集の説明会など投稿した。フォロワー数は 569 人（対前年比 27%増）となった。 ・利用者の年齢構成や実名性など各 SNS の特徴等を踏まえ、新たに Facebook アカウントを立ち上げ、助成先となる NGO・NPO と当基金、NGO・NPO 同士のネットワークづくりに重点を置いた情報発信（活動事例の紹介や助成金情報の発信など）を開始した（７月）。新規開設した Facebook の投稿数 105 件、フォロワー数 185 人となった。	＜評定と根拠＞ 評定：A SNS を通じて積極的に広報展開し、ツイッターフォロワー数は対前年度比 47%増、インスタグラムフォロワー数は 27%増となるとともに、NGO・NPO 同士のネットワークづくりに重点を置いた情報発信を行うため、新たに Facebook を開設し、SNS による発信を強化した。 また、寄付型私募債の発行手数料の一部を寄付する新たな仕組の運用を開始するとともに、特定寄付金の受け入れ金額が第４中期計画の基準値を大きく上回る（67%増）ことができた。以上のことから、自己評価をＡとした。 ① SNS（ツイッターとインスタグラム）による情報提供を積極的に行い、効果的に広報展開することでフォロワー件数が大きく増加した。 また、活動成果の発信や NGO・NPO 同士のネットワークづくりのツールとして新たに Facebook を開設した。 ② 企業が金融機関を通して発行する寄付型私募債の発行手数料の一部を SDGs の取り組みに寄付する場合、地球環境基金を指定してもらうよう金融機関への呼びかけを行い、新たな寄付の獲得を得ることができた。多様な寄付方法の取組は独法評価委員会にて独立行政法人の寄付拡大へ向けたグッドプラクティスとして取り上げられた。 ③ 企業協働プロジェクトへの特定寄付においては、事業の意義や活動の成果を理解していただくことで、令和３年度より 5,000 千円増の 23,000 千円の寄付が得られた。 ④ 著しい低金利が続く中、運用方針に従い、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた運用を行い、昨年度とほぼ同水準の運用益を得ることができた。 ＜課題と対応＞ 広報誌の発行やSNSによる発信など効果的な広報展開が図れるよう広報の充実・強化に努める。また、地方新聞が行	評定　A ＜評定に至った理由＞ ・ホームページや広報誌、SNS を活用した情報発信の強化等により、積極的な広報が実施された。 ・古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」等の積極的な広報、J-Coin Pay「ぽちっと募金」及び「メルカリ寄付」の受入に加え、企業が金融機関を通して発行する寄付型私募債の発行手数料の一部を SDGs の取り組みに寄付する場合、地球環境基金を指定してもらうよう金融機関への呼びかけを行うなど、新たな寄付を獲得することができた。このような多様な寄付方法の取組は独法評価委員会にて独立行政法人の寄付拡大へ向けたグッドプラクティスとして取り上げられた。 ・企業協働プロジェクトへの特定寄付においては、事業の意義や活動の成果を理解していただくことで、第４期中期目標の基準値（13,750 千円）を大幅に上回る特定寄付（23,000 千円）を得られた。 ・資金の安全性を確保した上で、環境への配慮を踏まえた運用が実施された。 ・以上のことから、運用等に関する事業について、目標を上回る高い水準を確保していると判断し

					ウ）新聞、広報誌等による広報 ・古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」の募金を広く周知するため、新聞広告（東京新聞３回掲載）及び高齢者向け情報誌「はいから」に３回広告を掲載した。 ・広報誌「地球環境基金便り」（No.53 号（９月発行）、No.54 号（３月発行）各 36,000 部発行）については、寄付者、自治体、高等学校、NPO センター等約 8,000 箇所に送付した。No.53 号（９月発行）では、「未来をつくる、環境教育。」No.54 号では（３月発行）では、「ライフスタイルが変わるサーキュラーエコノミー」と題した特集を組み、助成団体が行っている環境活動等を紹介した。 ・環境 NPO やユース世代が地域で行っている環境活動を地方メディアと協働で積極的に発信するため、令和４年度は北海道新聞社が地域で取り組んでいる SDGs 推進の共同企画に協賛し、全国ユース環境活動発表大会の地方大会の様子について新聞記事を通じて発信した。また、電子版新聞サイトに、助成団体の活動紹介等をリンクし、地球環境基金部の活動のみならず、環境再生保全機構の認知度向上に取り組んだ。 ・「地球環境基金レポート」（10 月発行、Web 掲載）では、活動成果の特に優れた取組を広く普及するため、寄付者や助成先団体などに周知した。 エ）イベント等への出展 次世代を担う子どもたちの学びの場として、環境問題を中心に SDGs の視点を取り入れ、社会的な課題の解決に寄与することを目的とした環境総合イベントである「環境広場さっぽろ 2022」へ出展した。（７月 30 日（土）～７月 31 日（日：札幌ドーム）新型コロナウイルス感染拡大の中、アルコール消毒や飛沫防止ビニールの設置、手袋着用などを行い徹底した感染症対策を講じることとし、タブレットによるグリーンフレンズの体験や機構の業務の紹介を行った。 このほか、環境イベント「エコプロ 2022」に 12 月７日～９日にブース出展し、地球環境基金事業やユースの活動報告を紹介するなど周知活動及び認知度向上に取り組んだ。 オ）個人や企業等による寄付の確保 古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」等の積極的な広報、J-Coin Pay「ぽちっと募金」及び「メルカリ寄付」の受入に加え、企業が金融機関を通して発行する寄付型私募債の	う SDGs の取組みにも参画して、機構全体の認知度の向上を図っていく。 新たな寄付の獲得に向けて、引き続き多様な寄付方法を提供していくとともに、企業協働プロジェクトに対して持続的に特定寄付を得ることができるよう、事業の意義や活動効果を企業に働きかけることで寄付の受け入れに繋げていきたい。	て「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、SNS や新聞等による効果的な広報充実・強化に努め、認知度の向上を図っていく必要がある。また、新たな寄付の獲得に向けて、多様な寄付方法を提供するとともに、企業協働プロジェクトに対して持続的に特定寄付を得ることができるよう、事業の意義や活動効果を企業に働きかけることにより寄付の獲得に努めること。 ＜その他事項＞ 特になし。

	(a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均 13,750 千円）	② 寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。	② 環境に対する企業の貢献度が明確な、地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。	特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均 13,750 千円）	発行手数料の一部を SDGs の取り組みに寄付する場合、地球環境基金を指定してもらうよう金融機関への呼びかけを行った。この結果、7 件、170 万円の寄付を得ることができた。これらの取組は独法評価委員会にて独立行政法人の寄付拡大へ向けたグッドプラクティスとして取り上げられた。 ②地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付の獲得 全国ユース環境ネットワーク促進事業では、令和３年度と同じ４社から賛同をいただき、４社から寄付を得た。（総額 3,000 千円）。 従前より企業協働プロジェクト（LOVE BLUE 助成）に寄付をいただいている業界団体（（一社）日本釣用品工業会）に対して本プロジェクトの意義や助成先団体の活動の成果等を理解いただき、本年度は、前年度より増額となった。(20,000 千円、5,000 千円の増）。		
	(B) 安全かつ有利な資金運用 ＜関連した指標＞ (b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均 185 百万円）	(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 ① 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と同水準の運用益の獲得に努める。	(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 ① 低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視しつつ、運用方針に基づき、安全性の確保を最優先に、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の基準を考慮した効果的な運用を行う。	安全かつ有利な資金運用 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均 185 百万円） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ －	(B) 安全かつ有利な資金運用 ① 安全かつ効率的な運用 著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた ESG 投資の比率を増加させて運用を行った。（グリーンボンド等の割合 7.77%、令和３年度末 6.08%）		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－４	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業		
業務に関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第５条第１項、第６条第１項 環境再生保全機構法第 10 条第１項第５号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	４．廃棄物・リサイクル対策の推進 ４－４．産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
〈関連した指標〉							
審査基準、審査状況等の公表回数	－	第３期中期目標期間実績：４回／年	４回	４回	４回	３回	
基金の管理状況の公表回数	－	第３期中期目標期間実績：１回／年	１回	１回	１回	１回	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	3,174,168	3,564,457	3,947,049	3,947,231	
決算額（千円）	1,961,725	2,890,751	6,778,729	3,047,648	
経常費用（千円）	1,962,260	2,893,197	6,778,724	3,047,697	
経常利益（千円）	6,014	2,197	2,701	3,765	
行政コスト（千円）	1,973,745	2,893,197	6,778,724	3,047,697	
従事人員数	2.25	2.25	2.25	2.25	

注２）　複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
（１）助成業務 ＜評価指標＞ (A) 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 ＜関連した指標＞ (a1) 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：４回／年）	（１）助成業務 (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。 ① 審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。	（１）助成業務 (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。 ① 環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請等の内容を適正に審査した上で交付するとともに、審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページ等において公表する。	＜主な定量的指標＞ 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：４回／年）	＜主要な業務実績＞ (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 助成状況 （単位:千円） <table><tr><th>区　分</th><th>軽減事業</th><th>代執行支援事業</th><th>合 計</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1,939,777</td><td>3,529</td><td>1,943,306</td></tr><tr><td>令和２年度</td><td>2,871,865</td><td>△1,771</td><td>2,870,094</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>6,850,248</td><td>105,368</td><td>6,755,616</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>2,668,557</td><td>356,655</td><td>3,025,212</td></tr><tr><td>合　計</td><td>14,130,447</td><td>463,781</td><td>14,594,228</td></tr></table> ① 助成金の審査状況、実施状況 各助成事業の実績は以下のとおり。 ア）軽減事業 環境大臣が指定する者（JESCO）からの助成金交付申請等を適正に審査した上で 2,669 百万円を助成した。（助成件数：4,720 件） イ）代執行支援事業 JESCO からの助成金交付申請等を適正に審査した上で、357 百万円を助成した。（助成件数：83 件） 助成金の審査状況及び実施状況を以下のとおり公表した。 １回目　令和３年度第４四半期実績（４月） ２回目　令和４年度第１四半期実績（７月） ３回目　令和４年度第２四半期実績（10 月） ４回目　令和４年度第３四半期実績（１月）	＜評定と根拠＞ 評定：B PCB 廃棄物の円滑な処理を促進するため、透明性・公平性を確保しつつ、以下の取組を行うなど堅実かつ円滑に制度運営を行ったことから、自己評価をＢとした。 ○ 高濃度 PCB 廃棄物の事業終了期限（令和７年度）に向けて、JESCO からの中小企業判定依頼を 4,720 件を適正に審査した。 ○ 軽減事業及び代執行支援事業について、JESCO からの支払申請に対し、全件を適正に処理して助成金を交付した。 ○ 助成金の実施状況等を四半期ごとに、基金の管理状況を年１回、ホームページにおいて公表した。 ＜課題と対応＞ 高濃度PCB処理期限の到来を前に、処理が進み、引き続き国の施策に迅速に対応できるよう、関係者と密に連携する。	評定：B ＜評定に至った理由＞ 軽減事業について環境大臣の指定する者からの支払申請に対して、全件適正に処理し助成金が交付されていることや、本基金の助成対象事業の実施状況や基金の管理状況等について年度計画通りホームページで公表されており、PCB 廃棄物の処理に係る助成業務が適正になされていることから「B」と評価したもの。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 今後も、中小企業者等が保有する PCB 廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保いただきたい。また、代執行事業においては、都道府県等が実施する PCB 廃棄物の処理に係る行政代執行に係る業務の資金支援に関する申請に対する審査について、着実かつ適正に実施いただきたい。 ＜今後の課題＞ 特に無し。
(B)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理 ＜関連した指標＞ (b1)基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：１回／年）	(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。 ① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限（令和９年３月）を見据えつつ、基金を適正に管理するとともに、基金の管理状況を年１回ホームページにおいて公表する。	(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。 ① 基金の管理状況を年１回ホームページにおいて公表する。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理 基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：１回／年） ＜その他の指標＞ ―	(B) 基金の適切な管理 ① 基金の適正な管理及び管理状況の公表 ・基金の管理状況をホームページにおいて公表した。（７月） （資料編 P56_PCB１ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金業務の概要） （資料編 P57_PCB２ 高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等） ・事業の参考とするため、機構職員向けに JESCO 東京 PCB 処理事業所の施設見学及び意見交換を行った。（９月）		

				＜評価の視点＞ ―			

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－５	維持管理積立金の管理業務		
業務に関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第 10 条第１項第６号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の５
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	４．廃棄物・リサイクル対策の推進 ４－４．産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） ４－５．廃棄物の不法投棄の防止等

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
〈関連した指標〉							
設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数	－	第３期中期目標期間実績：平均 1,203 回／年	1,180 回	1,178 回	1,154 回	1,149 回	
維持管理積立金の管理状況の公表回数	－	第３期中期目標期間実績：平均１回／年	１回	１回	１回	１回	

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	882,969	276,784	279,550	338,831	
決算額（千円）	356,780	256,424	302,264	242,126	
経常費用（千円）	279,266	282,946	285,725	291,472	
経常利益（千円）	784	2,580	3,873	3,710	
行政コスト（千円）	287,619	282,946	285,725	291,472	
従事人員数	1.25	1.25	1.25	1.25	

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
（１）管理業務 ＜評価指標＞ (A) 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保 ＜関連した指標＞ (a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	（１）管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。 ① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度１回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。	（１）管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。 ① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度１回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。	＜主な定量的指標＞ 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	＜主要な業務実績＞ (A) 透明性・公平性の確保 ① 情報提供及び適切かつ確実な事務 ⅰ）積立額及び取戻額 積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実に行った。 （下表）	＜評定と根拠＞ B 埋立処分終了後の適正な維持管理を推進するため、以下のとおり、透明性・公平性を確保しつつ、着実かつ適正に実施したことから、自己評定を B とした。 ○ 設置者への維持管理積立金の運用利息の通知及び払渡し並びに積立金の積立て及び取戻し、並びに許可権者への積立て及び取戻し状況の通知を適切に行い、業務の透明性・公平性の確保に努めた。 ○ 維持管理積立金を適正に管理し、管理状況をホームページで公表した。 ＜課題と対応＞ ○ 最終処分場の受入量の減少等により、埋め立て完了期間が長期化する中、許可権者に適宜状況等を確認しつつ、環境省と情報共有を図っていく。	評価：B ＜評定に至った理由＞ 維持管理積立金の運用利息の通知を行うとともに、積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実に行っており、HP において管理状況を適切に公表しており、埋立処分終了後の適切な維持管理に向けた対応を適正に遂行していることから、「B」と評価したもの。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、維持管理積立金の適正な運用に努めていただくとともに、積立金の管理状況については適切に公表いただくことで、本業務の透明性・公平性を確保いただきたい。 ＜その他事項＞ 特になし。
(B)維持管理積立金の適正な管理 ＜関連した指標＞ (b1)維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均１回／年）	(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。 ① 維持管理積立金の管理状況を年１回ホームページにおいて公表する。	(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。 ① 維持管理積立金の管理状況を年１回ホームページにおいて公表する。	維持管理積立金の適正な管理 維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均１回／年	(B) 維持管理積立金の適正な管理 維持管理積立金の適正な管理のため、法令上期限が定められた以下の業務を確実に遂行した。 ・許可権者からの算定通知（12 月末期限）の内容確認 ・設置者の積立て（２月末期限）確認及び預り証書の発行 ・令和４年度分利息額の計算（計算期間令和４年３月１日～令和５年２月 28 日） ・設置者へ利息額及び積立額・取戻額を通知（３月末） ・許可権者へ積立遅延者リストを送付（３月末） ① 維持管理積立金の管理状況の公表 適正な維持管理を促進するため、令和３年度分の維持管理積立金の管理状況（積立て及び取戻し状況）について、機構ホームページで公表した。		

区分	積立 件数	積立 金額	取戻（△） 件数	取戻（△） 金額	残高
令和元年度	677	7,687	53	△992	110,982
令和２年度	647	7,410	48	△561	117,831
令和３年度	608	5,469	47	△1,715	121,585
令和４年度	606	5,933	41	△1,219	126,299

ⅱ）運用利息の通知及び払渡し
令和３年度分維持管理積立金の運用利息（令和４年３月通知）について、希望する設置者（４月定期払 688 件、その他 23 件）に支払った。
また、最終処分場設置の許可権者（99都道府県等）に対し、令和4年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を通知した（令和５年３月）。

				＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	（資料編 P58_維持１　維持管理積立金管理業務の概要）		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－６－１	認定・支給に係る業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 79 条の 2 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第 3 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	＜重要度：高＞石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。 ＜難易度：高＞石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	７．環境保健対策の推進 ７－３．石綿健康被害救済対策

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜評価指標＞							
療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数	122 日（前中期目標期間中の平均処理日数）を維持	122 日（前中期目標期間中の平均処理日数）	95 日	212 日	181 日	168 日	
＜関連した指標＞							
労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数	－	第３期中期目標期間実績：平均 12 回／年	12 回	12 回	12 回	12 回	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	
決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	
経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	

	療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）	－	第３期中期目標期間実績：平均17日	19日	17日	15日	16日	
	請求期限のある救済給付の請求対象者への周知	－	第３期中期目標期間実績:100%	100%	100%	100%	100%	
	認定更新対象者への状況確認等の案内送付	－	第３期中期目標期間実績:100%	100%	100%	100%	100%	
	窓口相談、無料電話相談件数	－	第３期中期目標期間実績：平均5,688件／年	5,683件	4,749件	8,793件	6,924件	
	施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	－	－	22回	23回	1,667回	662回	
	保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	－	第３期中期目標期間実績：平均13回／年	14回	1回	1回	4回	
	制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	－	第３期中期目標期間実績：各１回／年	各１回	各１回	各１回	各１回	
	救済制度において診断実績のある医療機関数	－	平成 29 年度実績：1,778病院	1,822病院	1,936病院	1,936病院	2,036病院	
	医療従事者向けセミナーの実施回数	－	第３期中期目標期間実績：平均14回／年	13回	6回	4回	5回	
	個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）	－	第３期中期目標期間実績:100%	100%	100%	100%	100%	

経常利益（千円）	－	－	－	－	
行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	
従事人員数	43	43	43	43	

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（１）認定・支給に係る業務 ＜評価指標＞ (A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有 ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数（※特殊な事情を有する案件を除く）は、前中期目標期間において約 47 日間の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。	（１）認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。 ① 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整	（１）認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、従来の評価指標をそのまま適応することは適切でない状況となったものの、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会及び審査分科会の医学的判定に係る審議状況等を勘案しつつ、その迅速化に向けた機構の協力強化も含め、認定申請・請求から認定等決定までの処理日数の縮減に努めることとしており、以下の取組を行う。 ① 環境大臣への申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に	＜主な定量的指標＞ 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有	＜主要な業務実績＞ (A) 申請・請求から認定等決定までの処理日数の維持、厚生労働省との定期的な情報共有 ① 医学的資料の収集等 令和４年度において、申請・請求 1,406 件（令和３年度：1,571 件）を受け付け、認定等処理 1,406 件（同 1,601 件）を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：A 石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、業務が新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中でも、引き続き、申請者に代わって医学的判定に必要な資料の収集に努めること等により、認定等処理は 1,406 件（第３期実績比 126%）を行うことができた。また、窓口相談・無料電話相談は 6,924 件（第３期実績比 121%）に対応し、申請・請求についても 1,406 件（第３期実績比 126%）受け付けることができた。 認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、判定小委員会が審議保留となった令和２年度の処理日数を引き続き短縮することができた（212 日から 168 日に 44 日短縮）。また、療養中の方の認定者数が制度開始以来３番目に多くなる中、認定から支給までの事務処理日数も基準値より短縮できている（17 日→16 日）。 なお、申請者より、機構の迅速、丁寧な対応について感謝の手紙や電話を 10 件以上頂くとともに、患者支援団体からも賛辞を頂いた。 制度周知については、引き続き俳優の草彅剛氏を起用し、新たに渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して、請求期限の案内を含めて周知を行った。 さらに、環境省が構築した、医学的判定業務に係る新 ICT システムに、機構が行う医学的判定申出業務を適合させるための事務手続の見直し、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくための厚生労働省との情報共有等を適切に行った。 以上のとおり、量的・質的な成果を達成したため、自己評価を A とした。 各事項の詳細は、以下のとおりである。 ○ 全国の新型コロナウイルス感染者数が令和３年度を超えて大幅に増加し、医療ひっ迫等の状況が続く中においても、引き続き、申請者に代わって医療機関に対して判定小委員会で必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求める	評定 A ＜評定に至った理由＞ ○ 石綿健康被害救済制度によって救済されるべき方が適切に申請を行い迅速に救済されるためには、国民に幅広く本制度について周知することが重要である。 石綿健康被害者やご家族に対して、隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、令和３年度に引き続き、令和４年度においても認知度の極めて高い俳優の草彅剛氏を起用し、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ、インターネット広告及び新たな取組として渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して請求期限の案内を含めて周知を行った。 幅広い広報活動による周知の結果、第３期中期目標期間実績：平均 5,688 件／年を大いに上回る 6,924 件の無料電話相談等（第３期実績費 121%）があり、第３期中期目標期間実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,406 件（第３期実績比 126%）の申請等を受け付けた。 石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、業務が新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中でも、引き

		備に努める。	資料を収集し判定申出を行う。		全国の新型コロナウイルス感染者数が令和３年度を超えて大幅に増加し、医療ひっ迫等の状況が続く中においても、引き続き環境省への判定申出前に申請者に代わって医療機関から病理標本等の医学的資料を可能な限り収集するなどし、目標処理期間の短縮に取り組んだ。 その結果、療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの 168 日（令和３年度：181 日）まで短縮することができた。 また、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務の開始に当たって、円滑に運用が進められるよう、環境省と連携の下、機構が行う医学的判定申出業務を新システムに適合させるための事務手続の見直しについて、確実に取り組んだ。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）が審議保留となった影響による滞留案件の状況は、以下のとおりである。 ・令和４年度当初は、初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消している状況にあった。 ・しかしながら、引き続き新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中において、新 ICT システムによる医学的判定業務の運用開始に際して慎重を期すため、審査分科会１回当たりの審議件数が一時的に減少し、初回の医学的判定の滞留案件が再び増加に転じた。 ・この点について、令和３年度に続いて審査分科会の開催回数増加により、年度末には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消されている。ただし、初回の医学的判定を経て、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況であるため、引き続きこれらの解消に向けて取り組んでいく。 （資料編 P59_石綿１　申請書等の受付状況と認定等状況（令和４年度）） （資料編 P62_石綿２　審査中の案件に係る状況（令和４年度）） （資料編 P63_石綿３　認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（令和４年度）） （資料編 P64_石綿４　認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から令和５年３月 31 日までの累計））	など、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 その結果、認定等処理については、第３期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を大幅に上回る 1,406 件（第３期実績比 126%）を行うことができた。 窓口相談及び無料電話相談については基準値：平均 5,688 件／年を大幅に上回る 6,924 件（第３期実績比 121%）に対応した。また、申請・請求については、第３期中期目標期間実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,406 件（第３期実績比 126%）を受け付けることができた。 また、令和４年度当初は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となった影響による初回の医学的判定の滞留案件が概ね解消している状況にあった。 しかしながら、引き続き新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中において、医学的判定に係る新 ICT システムの運用開始に際して、審査分科会１回当たりの審議件数が一時的に減少し、初回の判定滞留案件が再び増加に転じた。この点については、令和３年度に続いて審査分科会の開催回数の増加により、年度末には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消されている。ただし、初回の医学的判定を経て、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況である。 このような状況下において、申請・請求から認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、判定小委員会が審議保留となった令和２年度の処理日数 212 日から 44 日短縮し、168 日とすることができた。 ○　認定件数については、第３期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,056 件（第３期実績比 116%）となった。療養中の方の認定件数は、第３期中期目標期間実績：平均 755 件／年を上回る 837 件（第３期実績比 110%）であり、制度発足以来３番目に多い件数となった。認定件数が増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は基準値の 17 日から 16 日に短縮できた。 ○　なお、申請等の受付業務に伴う対応や令和３年度に引き続いての審査分科会の開催回数の月３回への増加に伴う準備により繁忙を極めたが、申請者に寄り添った応対が実を結び、申請者より、手続等において機構職員に手厚くサポート	続き、申請者に代わって医療機関に対して医学的判定を行うために必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 その結果、認定等処理については、第３期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を大幅に上回る 1,406 件（第３期実績比 126%）を行うことができた。 また、令和４年度当初は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、判定小委員会が審議保留となった影響による初回の医学的判定の滞留案件が概ね解消している状況にあったものの、引き続き新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中において、医学的判定に係る新 ICT システムの運用開始に際して、審査分科会１回当たりの審議件数が一時的に減少し、初回の判定滞留案件が再び増加に転じることになった。この点については、令和３年度に続いて審査分科会の開催回数の増加により、年度末には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消されている。 ただし、初回の医学的判定を経て、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況である。 このような状況下において、申請・請求から認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、判定

					（資料編 P65_石綿５　医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（令和４年度）） （資料編 P66_石綿６　医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から令和５年３月 31 日までの累計）） （資料編 P67_石綿７　認定等に係る処理日数（令和４年度））	をしてもらったことについて感謝の手紙や電話を 10 件以上頂くとともに、患者支援団体からも、患者やご遺族に対する機構の迅速、丁寧な対応について賛辞を頂いた。	小委員会が審議保留となった令和２年度の処理日数 212 日から 44 日短縮し、168 日とすることができた。 認定件数については、第３期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,056 件（第３期実績比 116%）となった。療養中の方の認定件数は、第３期中期目標期間実績：平均 755 件／年を上回る 837 件（第３期実績比 110%）であり、制度発足以来３番目に多い件数となった。認定件数が増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は基準値の 17 日から 16 日に短縮できた。 さらに、電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務の運用開始に当たって、環境省との連携の下、機構が行う医学的判定申出業務を新システムに適合させるための事務手続の見直し、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省との情報共有等を適切に行った。 以上を踏まえ、中期計画の所期の目標水準を上回る成果が得られていると認められるため、A 評価とする。
		② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、毎年度、保健所説明会を通じて、保健所担当者等に対し手続のポイントを実例を交えながら丁寧に説明する。	② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、保健所説明会又は Web 掲載により、保健所担当者に対し各種手引等を活用し、窓口での相談業務や受付業務における留意点やポイントを伝える。		② 保健所窓口担当者への制度周知等 ⅰ）保健所説明会等 受付業務等の適切な実施に向けて、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を見合わせていた、救済制度及び申請・給付の手続に関する保健所説明会をオンラインで再開し、説明会の動画をホームページの保健所担当向けサイトに掲載した（10 月）。また、制度周知のため訴求力の高いポスター・チラシについては、令和３年度に引き続き保健所等に掲示等を依頼した。 ⅱ）地方公共団体研修会 地方公共団体が主催する石綿関連研修会（医師、保健師、看護師、自治体担当者対象）を開催した（埼玉県 11 月、千葉県１月、群馬県２月）。 （資料編 P69_石綿８　保健所説明会等実績（令和４年度））	○　石綿健康被害者やご家族に対して、隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、引き続き認知度の極めて高い俳優の草彅剛氏を起用し、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ、インターネット広告及び新たな取組として渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。 ○　中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が令和４年６月 17 日に 10 年延長されたことを受けて、救済制度の周知と併せて、延長についての周知・広報を実施した。 ○　新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みつつ、保健所等への情報提供、医師・医療機関への申請手続の周知及び医療機関への知見の還元等継続してきた取組と、平成 28 年 12 月に中央環境審議会環境保健部会救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」を踏まえて平成 29 年度より開始した医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知の取組を着実に実施した。 また、請求期限切れにより救済給付の請求ができなくならないよう、対象者の請求期限管理を行い、対象者に対して適切な案内を実施した。 さらに、認定更新の申請漏れを防ぐため、認定更新の申請状況を確認し、未申請者への再案内等の取組を丁寧に行った。 ○　電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務の運用開始に当たり、環境省との連携の下、医学的判定申出業務を新システムに適合させるための事務手続の見直しを行い、円滑な運用が進められるように協力することができた。 これにより、災害発生時等における認定等業務の安定的な運営及び申請者や医療関係者の将来的な負担軽減を図ることができた。 ○　「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」	
	＜関連した指標＞ (a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 12 回／年）	③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）との定期的な情報共有を行う。	③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）に毎月、情報提供を行い、連携を図る。	労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 12 回/年）	③ 厚生労働省（労災保険窓口）への情報提供 労災保険制度の対象となる可能性が高い案件について、厚生労働省に 12 回の情報提供を行った。		
	(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援	(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。	(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。	救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援	(B) 救済給付の支給、認定更新申請の支援		
	＜関連した指標＞ (b1) 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除	① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携	① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、通知作業と並行して請求書類の確認を行う。	療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平	① 速やかな支給のための取組 被認定者等に対し 48 億 2,828 万円（令和３年度：47 億 9,252 万円）の支給を行った。認定後速やかに支給するため、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、初回療養		

	く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日）	を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、支給審査の準備を可能な限り進める。		均 17 日）	手当に係る認定から支給までの事務処理を平均 16 日で行った（基準値：平均処理日数 17 日）。 また、被認定者からの請求が円滑に行われるよう、電話や文書を通じて手続を丁寧に説明した。 （資料編 P70_石綿９　救済給付の支給件数･金額（経年変化）（平成 18 年度～令和４年度））	と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省と定期的に情報共有を行った。 また、救済制度の対象者が新制度でも対象となり得る場合に漏れなく給付を受けられるよう、救済制度の被認定者等約 12,200 人に対し、機構で対象者リストを作成して環境省から案内文書を発送し、その後の各種問合せに丁寧に対応することができた。 さらに、機構が保管する申請・請求書類や通知文書等の写しの交付を希望された方に対して、令和４年度は 472 件の資料提供を行った。 この際、個人情報の適切な取扱い等の観点から提供可能な資料を精査の上、資料提供を行うことで、新給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、適切に支援することができた。 なお、資料提供の実施に当たっては、外部保管資料の内部移管及び収納方法の検討と保管場所の整備を行うことで、対応の迅速化を図った。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・医学的資料の追加提出が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申請を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適切な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある。 ・「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報提供を行っていく必要がある。 ・保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、引き続き社会状況を注視しつつ、web の活用を含めた対応などの検討を進め、効果的に実施していく必要がある。 ・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって的悦に取り組んでいく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
	(b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）	② 漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者（他法給付を除く。）に、請求勧奨を行う。	② 漏れなく救済給付の支給を行うため、請求できる期限が法で定められている葬祭料や医療費の請求対象者（他法給付を除く。）に対して、電話や文書により、請求手続の再案内を実施する。	請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）	② 請求期限の案内等 時効により救済給付の請求権を失効しないよう、請求期限の６か月前、３か月前、１か月前に遺族・療養者に対して電話又は文書で連絡を行い、請求の再案内を実施した。対象者に対して、延べ 161 回連絡を行った（令和３年度実績：124 回）。		
	(b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）	③ 認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。 ④ アンケートの実施等を通じて被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。	③ 認定更新の申請漏れを防ぐため、事前の案内や未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行う。 ④ 制度利用者へのアンケートにより、被認定者等のニーズを把握する。	認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）	③ 認定更新の状況確認等 認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を逸することのないよう、認定の有効期間満了月の７か月前から認定更新案内を行った。更新申請者に対しては、認定の有効期間満了２か月前を目途に更新等の決定を行うとともに、未申請者への状況確認・再案内を延べ 72 回実施した（令和３年度実績：52 回）。 ④ 被認定者等のニーズの把握 被認定者等の状況、ニーズを把握するため、各種のアンケート調査を行った。 （資料編 P71_石綿 10　被認定者等アンケート概要（令和４年度））	○　当機構が、独立行政法人労働者健康安全機構と連名で発行している「石綿小体計測マニュアル（第２版）」については、石綿による肺がんの医学的資料の作成等で活用されている。今般、石綿小体計測精度管理事業の推進委員等の協力を得て、2 年以上にわたり検討を重ね、計測方法に最新の知見を取り入れるとともに計測精度向上に有益な観察標本画像を追加するなど、約 10 年ぶりとなる改訂第３版を発行した。 ○　申請者等へのサービス向上、業務効率化、関係機関との情報共有の推進、システム構成の最適化及びセキュリティ対策の強化のため、令和４年度に認定・給付システムの再構築を行い、検索機能の充実等による問合せ対応の即時化、自動化による手作業の削減等による各作業時間の短縮、老朽化したシステム構成の刷新等を実現することができた。	
	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知を行うため、以下の取組を行う。	石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	(C) 石綿健康被害者・遺族への救済制度の周知	○　令和４年度に設置された中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に当たっては、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を確実に行い、環境省に各種資料を提供した。 ＜課題と対応＞ ○　新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和２年度に	

		① 各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。	① 第３期中期目標期間の広報事業の成果を踏まえ、全国規模の広報を行う。		① 救済制度の効果的な周知 ｉ）全国規模の広報 石綿健康被害者やご家族に対して救済制度を広く周知するため、認知度の極めて高い俳優の草彅剛氏を起用した TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ、インターネット広告及び新たな取組として渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施した（１月～２月）。また、診断実績のある医療機関等に対し、ポスター・チラシの引き続きの掲示等を依頼した。 ＜街頭ビジョン＞ （資料編 P73_石綿 11　主な広報実績（令和４年度）） ⅱ）ホームページでの情報提供 機構ホームページの「アスベスト（石綿）健康被害の救済」サイトにおいて、制度や請求期限の周知、申請の方法、認定の状況等に関する情報提供を適時適切に行った。 （資料編 P76_石綿 12 ホームページアクセス数（令和４年度）） ② 救済制度に関する相談への対応 全国の新型コロナウイルス感染者数が令和３年度を超えて大幅に増加した状況においても、窓口及び電話相談に引き続き丁寧に応対した。また、TVCM 期間中においては、広報の効果等で大幅に増加した一般の方からの相談・質問について、体制を強化して、無料電話相談等に対応した。さらに、応対マニュアルを適宜見直し、新規着任者の育成や担当者間での共有を図ること等により、的確に相談に対応した。 ア．窓口相談件数 49 件 イ．無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）6,875 件	おいて判定小委員会が審議保留となった影響により、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況であり、これらの解消に向けて取り組んでいく必要がある。 申請・請求から認定等までの平均処理日数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 168 日となっているため、今後も迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく。 ○　「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行うとともに、新給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、適切に情報提供を行っていく。 ○　保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、対面での現地開催も一部再開しているところであり、web の活用を含めた対応について、引き続き社会状況を注視しつつ検討を進め、効果的に実施していく。 ○　中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組む。	
	＜関連した指標＞ (c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 5,688 件／年）		② 救済制度に関する相談に的確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。	窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 5,688 件／年）			

<table>
<tr>
<td></td>
<td>(c2)施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数</td>
<td>② 関係機関とも連携して施行前死亡者の遺族に対し、特別遺族弔慰金等の請求期限（令和４年３月27日）について周知を行う。</td>
<td></td>
<td>施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数</td>
<td>計 6,924 件（基準値：平均 5,688 件／年）

（資料編 P77_石綿 13　窓口相談・無料電話相談件数（令和４年度））

③ 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限延長の周知
令和４年６月の法改正による中皮腫、肺がんに係る特別遺族弔慰金等の請求期限延長の周知について、TVCM（１月）、全国紙（７月、２月）等において実施した。その他、全国の医療機関や保健所等を通じて周知を行った。
＜主な周知実績＞
<table>
<tr><th>広報の手法</th><th>件数</th></tr>
<tr><td>TVCM</td><td>600 回</td></tr>
<tr><td>新聞広告</td><td>3 紙</td></tr>
<tr><td>ラジオ CM</td><td>1 回</td></tr>
<tr><td>インターネット広告</td><td>1 回</td></tr>
<tr><td>医療専門誌</td><td>2 誌</td></tr>
<tr><td>学会セミナー</td><td>5 回</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>50 回</td></tr>
<tr><td>計</td><td>662 回</td></tr>
</table>

（資料編 P78_石綿 14　特別遺族弔慰金等の周知実績（令和４年度））

④ 医療関係者等への救済制度の周知
ⅰ）医療関係団体等との連携による制度周知
新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえつつ、石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等への救済制度の周知を行うため、医療関係団体等４団体（日本肺癌学会、日本癌学会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本訪問看護財団）の協力を得て、引き続きバナー広告の掲載等を行った。
ⅱ）「石綿による肺がん」の周知
学会セミナーにおいて「石綿による肺がん」をテーマに取り上げて説明を行った。また、診断実績のある医療機関等に「石綿による肺がん」に関するチラシを配布した（９月）。
ⅲ）医療専門誌による制度周知
医療専門誌（画像診断、ナーシング）２誌を活用して制度周知を行った（３月）。

⑤ 中皮腫の療養に関わる総合的な情報提供</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>③ 都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者に対する効果的な救済制度の周知を図る。</td>
<td>③ 石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等に救済制度を周知する。

④ 中皮腫とその診断・</td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

			治療、補償・救済や介護に関する制度及び緩和ケア・在宅医療等中皮腫の療養に関わる総合的な情報を、引き続きホームページを通じて提供する。 ⑤ 被認定者等については、環境省・厚生労働省とも連携し 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等を行う。		機構ホームページにおいて中皮腫に係る総合的な情報について、適時に更新して提供した。 ⑥ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省に 55 回の情報提供を行った。なお、新給付金制度で認定を受けている場合、医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができる場合があることから、厚生労働省からも定期的に情報提供を受けている。 また、救済制度の被認定者等約 12,200 人に当該給付金制度を案内するため、機構で対象者リストを作成して環境省から案内文書を発送し（10 月）、その後の各種問合せに丁寧に対応した。 さらに、新給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、機構が保管する申請・請求書類や通知文書等の写しの交付を希望された方に、個人情報の適切な取扱い等の観点から提供可能な資料を精査の上、472 件の資料提供を行った。 引き続き、環境省・厚生労働省と連携して、情報共有や各種の調整を行い、新制度に関する業務に適切に対応していく。		
	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表 ＜関連した指標＞ (d1)保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明 実施回数（前中期目標期	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。 ① 環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、以下の取組を行う。 ① 認定申請・請求の受付や相談に対応する保健所等の窓口担当者を対象とした説明会について、参集又はオンライ	保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表 保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均 13 回／年）	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等の収集・整理・公表 ① 保健所等窓口担当者説明会の開催、地方公共団体の研修会等における制度説明等 （A）②参照		

	間実績：平均 13 回／年)	説明会を実施する。	ン形式により実施、制度に関する情報提供を行う。また、地方公共団体が地域の医療･保健指導従事者等を対象に行う研修会等で救済制度の説明を行う。				
		② 救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。	② 申請・請求の受付及び認定の状況について、月次及び年次の集計を行い公表する。		② 申請・請求の受付及び認定の状況（月次・年次）の集計・公表 毎月の最新情報をホームページ上で公表した。		
	(d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各１回／年)		③ 認定、支給の状況等について、制度運用に関する統計資料としてとりまとめ、公表する。	制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各１回／年)	③ 制度運用に関する統計資料の取りまとめ・公表 申請・認定・支給の状況等の制度運用に関する統計資料を作成しホームページ上で公表した（９月)。		
			④ 申請・請求の際に提出のあったアンケートをもとに、被認定者に関するばく露状況調査を実施し、結果を公表する。		④ 被認定者に関するばく露状況調査の実施・公表 アンケートをもとに被認定者の職歴や居住歴等の分類・集計等を行った。集計が完了した過年度分については、「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ上で公表した（３月)。		
	(E)指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、毎年度、以下の取組を行う。	(E) 指定疾病の診断･治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、以下の取組を行う。	指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供	(E) 医療従事者等への効果的な情報提供		
	＜関連した指標＞ (e1)救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度 実績：1,778 病院)	① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資	① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ、最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料に関連する資料等を配布する。	救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院)	① 診断実績のある医療機関等への資料等の配布 令和３年度までに救済制度において診断実績のあった医療機関 2,036 病院及び診断実績がなかった地域がん診療連携拠点病院等に対して、医師、医療機関向け手引を送付した（９月)。		

<table>
<tr>
<td></td>
<td>(e2)医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均14回／年）</td>
<td>料等を配布する。

② 医師の他、看護師、医療系ソーシャルワーカーを対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。</td>
<td>② 医師等の医療関係者を対象とする学会等において、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するセミナーを開催する。

③ 指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るための事業を実施する。</td>
<td>医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均14回／年）</td>
<td>② 学会等におけるセミナーの開催
指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するため実施している学会セミナーについて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて学会の絞り込みを行い、５回開催した。

（資料編 P79_石綿 15　学会セミナー等実績（令和４年度））

③ 検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等のための事業
認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、以下の事業を実施・準備し、医学的判定で得られた知見を医療従事者に還元するための各種取組を行った。
ｉ）一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関の計測精度の確保等を図るため、石綿小体計測精度管理事業を実施した（３月）。
また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和２年度以降開催を見合わせていた、医療機関を対象に中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的とした、中皮腫細胞診実習研修会を再開した（３月）。

ⅱ）当機構が、独立行政法人労働者健康安全機構と連名で発行している「石綿小体計測マニュアル（第２版）」について、石綿小体計測精度管理事業の推進委員等の協力を得て、計測方法に最新の知見を取り入れるとともに計測精度向上に有益な観察標本画像を追加するなど、約10年ぶりとなる改訂第３版を発行した（３月）。

ⅲ）救済制度の適正な申請につながるよう、医師に対する救済制度及び石綿による肺がんの認定基準の周知を目的とした新たな取組として、令和５年度より「石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する web 教育システムの周知及び運用業務」を実施するため、環境省及び国立がん研究センター等との各種調整を行った。

＜これまでの環境省受託事業＞
<table>
<tr><td></td><td>受託業務名</td><td>開始時期</td></tr>
<tr><td>1</td><td>救済制度における被認定者に関するばく露調査業務</td><td>平成22～24年度</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

					2	石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度～【継続】		
					3	中皮腫登録業務	平成 25 年度～【継続】		
					4	肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度		
					5	石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務	平成 29 年度		
					6	「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度		
					7	石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する Web 教育システムの周知及び運用業務	令和 5 年度～【新規】		
	(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営 ＜関連した指標＞ (f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）	(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。 ① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を対象に個人情報保護等に係る職員研修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。 ② 石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。	(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。 ① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、個人情報保護等に係る職員研修を実施し、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を受講させる。 ② 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムを確実に運用する。また、業務機能の追加、情報セキュリティ統一基準の高度化への準拠、業務効率性の向上等を図るため、同システ	個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%） ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	(F) 個人情報管理等の対策 ① 申請書類等の厳重管理、職員研修の実施等 ⅰ）情報セキュリティ及び個人情報の保護 部全体で共有しているヒヤリハット事例集を活用した自己点検を実施（12 月）するとともに、部内全職員に対し研修を実施した（２月）。また、職員が新たに着任する都度個別に研修を実施し、個人情報管理を徹底した。 ② 情報通信技術の利活用 ⅰ）情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムの障害予防に取り組み、確実に運用した。 ⅱ）申請者等へのサービス向上、業務効率化、関係機関との情報共有の推進、システム構成の最適化及びセキュリティ対策の強化のため、認定・給付システムの再構築を行い、計画		

			ムの再構築を行い、稼働させる。さらに、同システムを活用して認定・支給事務の進捗状況等を随時把握し、業務を適切に管理する。 ③ 引き続き石綿による健康被害の救済に関する業務の見直しを進めるとともに、より効率的かつ合理的な業務運営を行う。 ④ 今後の環境省における制度全体の施行状況の評価・検討について、情報収集を行うとともに、必要な情報を適宜提供するなど、積極的に参画する。		どおり稼働開始し、問合せ対応の迅速化、各作業時間の短縮、自動化による手作業の削減、老朽化したシステム構成の刷新等を実現した（12 月）。 ⅲ）認定・給付システムを活用し、認定・支給事務の進捗状況等を把握するなど適切に業務管理を行った。 ⅳ）電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務の運用開始に当たって、環境省との連携の下、機構が行う医学的判定申出業務を新システムに適合させるための事務手続の見直しに確実に取り組んだ。これにより、災害発生時等における認定等業務の安定的な運営及び申請者や医療関係者の将来的な負担軽減を図った。 ③ 業務効率化を図るための検討 他制度との業務連携に伴う事務の効率化を進めるとともに、職員の業務専門性を高めるため、以下の取組を行った。 ⅰ）被認定者等の情報に係る関連資料の保管場所の整備 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」への請求にあたり救済制度の被認定者等が希望した場合等に、機構が保管する申請書類等の写しを速やかかつ効率的に提供できるように、外部保管資料の内部移管及び収納方法の検討と保管場所の整備を行い、対応の迅速化を図った。 ⅱ）救済制度に関する研修の実施 部内新規着任者を対象に、救済制度の基礎知識に関する研修を実施し、人材育成を図った（７月、３月）。 ⅲ）TVCM による周知広報に向けた事前研修 新規着任者を対象に、救済制度の大規模広報に向けて事前研修を行い、問合せ者からの相談に体制を強化して部全体で的確に対応した（１月）。 ④ 救済制度の施行状況についての情報提供等 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に当たっては、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を確実に行い、環境省に各種資料を提供した。また、石綿健康被害救済基金の今後の推計に係る資料については、環境省と共同で作成し、当該小委員会に連名で提出した。 今後も引き続き、環境省と一体となって当該小委員会に係る		

		③ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。	⑤ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。		対応に適切に取り組む。 ⑤ 石綿健康被害救済基金の適切な運用・管理状況の公表 石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行うとともに基金の状況をホームページにおいて公表した（６月）。		

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－６－２	納付義務者からの徴収業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 47 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	７．環境保健対策の推進 ７－３．石綿健康被害救済対策

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
特別拠出金の徴収率	第３期中期目標期間実績：100%	第３期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	
決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	
経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	
経常利益（千円）	－	－	－	－	
行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	
従事人員数	43	43	43	43	

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	B
（２）納付義務者からの徴収業務 ＜評価指標＞ (A) 納付義務者からの徴収率 100 %（前中期目標期間実績：平均 100%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)納付義務者からの費用の徴収につい	（２）納付義務者からの徴収業務 (A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績（平均 100%）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付	（２）納付義務者からの徴収業務 (A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績（平均 100%）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべ	＜主な定量的指標＞ 納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%） ＜その他の視点＞ ― ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ (A) 特別事業主からの特別拠出金の徴収 特別事業主４社に対し、令和４年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を徴収した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納分）を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施しており自己評価を B とした。 ＜課題と対応＞ ○　特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。	＜評定に至った理由＞ 特別拠出金については、救済給付の支給に係る費用として全ての特別事業主より確実に徴収を行っており、中期計画の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特別拠出金の徴収について	

	て、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。	すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。	き特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。	・徴収すべき額を確実に徴収しているか。			は、引き続き着実な徴収を行う必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－７－１	研究管理		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	＜重要度：高＞研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	９．環境政策の基盤整備 ９－３．環境問題に関する調査・研究・技術開発

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜評価指標＞							
研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価	５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上	第３期中期目標期間中５年間の実績平均値：62%	86%	91%	98%	98%	
＜関連した指標＞							
環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数	－	平成 29 年度実績：18 件	調査対象（※1） 53 件中 38 件	調査対象（※1） 42 件中 23 件	調査対象（※1） 40 件中 27 件	調査対象（※1） 42 件中 31 件	
研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	－	平成 29 年度実績：3 件	8 件	6 件	14 件	18 件	
他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）	－	平成 29 年度委員会出席実績：無し	3 回	3 回	3 回	3 回	
プログラムオフィサー（ＰＯ）のキックオフ（ＫＯ）会合、アドバイザリーボード（ＡＤ）会合への参加課題数等	－	平成 29 年度実績：全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	
研究コミュニティ等に向けた成果の普及	－	平成 29 年度実績：1 回	1 回	1 回（※2）	2 回	2 回	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579	
決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862	
経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630	
経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459	
行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630	
従事人員数	10	10	10	23	

	活動							
	一般国民を対象にしたシンポジウムなどの回数	－	平成 29 年度実績：無し	1回		2回	3回	
	研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	－	平成 29 年度実績：2 回	1回	0回（資料の HP 掲載により周知）	1回	1回	
	実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	－	平成 29 年度実績：50 課題	56 課題	55 課題（代替措置とした書面検査は 5 課題）	47 課題（代替措置とした書面検査は 19 課題）	66 課題	

※1 環境省が実施した追跡評価において、「環境政策への反映状況」に関する設問に回答した課題を調査対象件数とする。

※2 研究コミュニティ向けのシンポジウムを一般国民にも対象を拡げて１回開催

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（1）研究管理 ＜評価指標＞ (A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を 70％以上（前中期目標期間中５年間の実績平均値：62％） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 第４期中期目標	（1）研究管理 (A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を導入するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度 70％以上を確保するため、以下の取組を行う。 ① 事後評価の実施に当たっては、現行の評	（1）研究管理 (A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価を行い、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度 70％以上を確保するため、以下の取組を行う。 ① 令和２年度に立案し、令和３年度に改良を	＜主な定量的指標＞ 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を 70％以上（前中期目標期間中５年間の実績平均値：62％）	＜主要な業務実績＞ (A) 事後評価において、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合について、毎年度70％以上を確保 令和３年度に終了した81課題の事後評価は、全ての課題がＳ～Ｂとなり、上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は、98％（79/81課題）となり、中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を得た。（対第４中期計画目標値140％） また、若手研究者の育成を支援するため、平成30年度から一定の採択枠を設けた若手枠課題の評価の上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は100％と高い評価を得た。 戦略的研究開発（Ⅱ型）は３課題がＳ評価、１課題がＡ評価の高い評価を得た。 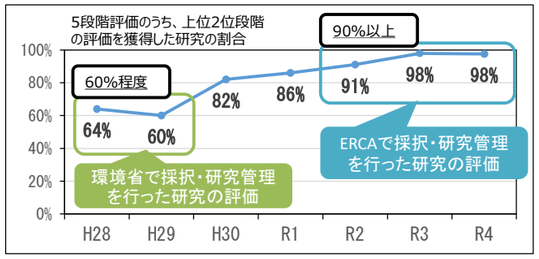 ① 客観性・定量性を高めた新評価方法による評価の実施 客観性・定量性を高めた新評価方法により、令和４年度の	＜評定と根拠＞ 評定： Ｓ 平成 28 年度の環境省から ERCA への業務移管後、研究費の新たなルールの導入、研究費の利便性の向上に継続して取り組むとともに、プログラムオフィサー（ＰＯ）による専門性の高い運営体制を構築し、研究者への支援体制を強化してきた。その結果、移管前に比べて応募件数の増加、事後評価結果の向上、特許件数の増加など、研究内容の「質」において、著しい成果を挙げた。 また、次期（第３期）SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）のＦＳの実施にあたり、ERCA は独立行政法人（中期目標管理法人）として、かつ、環境省の所管法人として初めて SIP の戦略及び研究開発計画案を取りまとめ、ガバニングボード（内閣府）から課題として成立するとの高い評価を獲得し、令和５年度から始まる第３期 SIP における研究推進法人に指定された。 以上のとおり、環境研究総合推進費に係る中期計画の所期の目標を質的に上回る顕著な成果を得るとともに、推進費の実績が評価されて新たに取り組んだ SIP においても質的に顕著な成果を得たことから、自己評価をＳとした。 具体的には次のとおり。 （１）研究成果の最大化 新型コロナウイルス感染症が拡大する中にあっても、オンラインによりＰＯによるに研究者への支援を継続的に行	評定	S
							＜評定に至った理由＞ 令和４年度においては、研究開始からの研究期間を十分に確保するため、中間評価の実施時期を７月から９月に変更し、また、ホームページをリニューアルし研究課題データベースを新規構築する等、研究者や国民の視点に立った改善を行った。 平成 28 年 10 月の業務移管以降、利便性の向上や研究成果の最大化に資する取組を継続的に実施した結果、令和４年度事後評価の上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は 98％（79/81 課題）となり、中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を得て（対第４中期計画目標値 140％）、また、特許出願件数が過去最大の 18 件となる等、多くの実績を上げた。 さらに、当初目標にはなかった SIP 業務を追加的に実施し、ガバニングボード総合評価で「A」を		

	期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。	価基準に加えて、他機関の取組を参考としつつ、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。 ② 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（ＫＯ）会合やアドバイザリーボード（ＡＤ）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（ＰＯ）・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。 ③ 低評価を受けた研究課題には評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（ＰＤ）と連携しつつＰＯを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。	加えたより客観性、定量性を高めた評価方法により、中間、事後評価を実施する。また、中間、事後評価は、研究の進捗・終了後のより適切な時期に変更して実施する。 ② 新規採択された課題についてキックオフ（ＫＯ）会合を、全ての課題について原則として年１回以上、アドバイザリーボード（ＡＤ）会合を開催し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（ＰＯ）・機構職員による研究の進め方等の助言を行う。 ③ 中間評価において５段階評価で下位３段階または「目標達成度」が80 点以下の低評価を受けた研究課題に対しては、評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求める。その際、プログラムディレクター（ＰＤ）と連携しつつＰＯを中心として研究者への的確な指導・助言を行うなど、充実したフォローアップを実施する。なお、改善が見られないなどの場合は		中間・事後評価において実施した。 中間評価の実施時期については、研究開始からの研究期間を十分に確保するため、７月から９月に変更して実施した。 また、令和５年度以降の中間・事後評価の実施方法について、複数の研究領域にまたがる研究評価に対応するため、各研究領域の評価委員が評価できる効率的な評価方法の導入に向けて見直しを行った。 ② 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実 新規に採択された研究課題について、新型コロナウイルス感染拡大の影響で研究開始に遅れが生じないよう、オンラインによりキックオフ（ＫＯ）会合を開催し、プログラムオフィサー（以下「ＰＯ」という。）は７月までに開催された全てのＫＯ会合に出席し、研究の進め方等に関する助言を行った。 また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による研究計画の変更について、柔軟かつ適切に対応する措置を講じた。 ③ 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施 令和４年度実施課題のうち、中間年度にあたる54課題の中間評価（ヒアリング評価）の結果、全ての課題が Ｓ、Ａ評価となり、上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は、100%であった（令和３年度は98.2%）。 ５段階評価（Ｓ～Ｄ）で、指導対象の下位３番目以下（Ｂ以下）の評価を受けた課題はなかったが、研究成果・評価をより一層向上できるよう、ＰＯの指導・助言の下、環境研究推進委員会の意見等を今後の研究に反映させるようにした。 なお、令和４年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮して、オンラインでヒアリング評価を行った。	うなど、研究成果の最大化を図る取組を継続的に実施した結果、令和３年度に終了した 81 課題の事後評価の上位２段階の比率は、98%（79/81 課題）となり、中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価（対第４期中期計画目標値140%）を得た。 また、若手研究者の育成では、半期毎に研究進捗に応じてＰＯが助言を行う等きめ細かな支援を行った結果、若手枠課題（16 課題）の事後評価では、上位２段階（S、A 評価）の比率は、100%と高い評価を得ることができた。 （２）研究成果の環境政策への反映と社会実装 研究終了後の３年後に追跡調査を行った研究 42 課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された件数は 31 件（74%）であり、令和４年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は 18 件であった。 技術開発の成果（知財）については、他の研究開発法人との共催により企業を対象にした説明会（新技術説明会）を開催し、研究者と企業とのマッチングを行なうことによって、うち２課題について企業との共同研究開発に進展があった。 さらに、業務移管後の研究内容について、データベース化を図り、研究者、研究機関及び企業の担当者が検索できるシステムを構築してホームページに公開し、研究内容へのアクセスの向上を図った。 （３）次期 SIP の FS の実施 令和３年までの９年にわたり SIP の研究推進法人は、独立行政法人（研究開発法人）が担ってきたが、次期 SIP の FS の実施にあたっては、独立行政法人（中期目標管理法人）として、かつ、環境省の所管法人として、初めて ERCA が指定を受け、SIP に取り組んだ。 令和４年度の FS では、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」に係る戦略及び研究開発計画案を作成しガバニングボード（内閣府）に提出した。 ガバニングボードでの集中討議の結果、15 課題の戦略及び計画案の総合評価では、A 評価８課題、B 評価７課題のうち、他法人が SIP に継続して５～10 年にわたり参画する中で、初めて SIP に参画する研究推進法人として「A」評価を獲得し、次期 SIP の課題として成立するとの評価を得ることができた。 また、令和５年度以降の研究開発を円滑に進めるため、公募、契約、評価、研究進捗管理等を行うための研究支援体制	獲得し、次期 SIP の課題として成立するとの評価を得た。 以上のとおり当初目標を大きく上回る成果を上げており、評定は「S」とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ なし。 ＜その他事項＞ なし。

			研究費の打ち切りを検討する。			を整備した。	
	(B)他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据え的確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。	(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集･活用等を含めた､研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理を実施するため､以下の取組を行う。	他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	(B) 研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理の実施	（以下、評価理由に掲げた事項の詳細） （１）研究成果の最大化 ○　ＰＯの支援については、オンラインによるアドバイザリーボード（ＡＤ）会合の充実、中間評価結果のフォローアップ、若手研究者への半期報やサイトビジット（研究視察）の実施など、研究者の支援に継続して取り組んだ結果、令和３年度に終了した 81 課題のうち 79 課題（98%）が上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の高い評価を得た。（対中期計画目標値 140%）	
	(推進費に係る指標) (b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む)）件数（平成 29 年度実績：18 件） (SIP に係る指標) (b1)研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数 (推進費に係る指標) (b2) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件） (SIP に係る指標) (b2)コアメンバー会議の開催回数	①推進費において、環境省の政策担当者及びＰＤと連携し、ＰＯや機構職員がＫＯ会合やＡＤ会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。戦略的イノベーション創造プログラム（以下「ＳＩＰ」という。）において、機構が研究推進法人として指定された研究課題について、研究開発計画に沿ってＰＤの方針に従い、研究開発を推進する。 ② 産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願	① 環境省の政策担当者及びＰＤと連携し、ＰＯや機構職員が政策検討状況の情報提供､助言等を行う。また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に対し研究の進捗や研究遂行上の課題に関するレポート（半期報）の提出を求め､進捗状況のフォローアップや研究支援を実施する。 ② 研究成果の社会実装を推進するため､産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書に知的財産権の帰属に関する項目を盛	(推進費に係る指標) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む)）件数（平成 29 年度実績：18 件） （SIP に係る指標） 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数 (推進費に係る指標) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件） (SIP に係る指標) コアメンバー会議の開催回数	① 政策検討状況の情報提供、助言等 ＫＯ会合・ＡＤ会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、ＰＯや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。 また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、進捗状況に応じてＰＯから助言を行うなどフォローアップを行った。 ② 知的財産出願数件数の把握 機構に業務移管された平成29年度以降に実施された研究課題について、令和４年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は18件であった。 技術開発成果（知財）は、前年度に引き続き新技術説明会で紹介するなどし、研究者と企業とのマッチングを行った。その結果、令和３年度の新技術説明会で発表した５課題のうち２課題について共同研究開発等の進展が見られた。	○　新型コロナウイルス感染症の影響で研究開始に遅れが生じないよう、オンラインも活用して、ＰＯは全てのキックオフ（ＫＯ）会合、アドバイザリーボード（ＡＤ）会合に出席し、研究の進め方等について助言を行った。 ○　研究費の適正執行と研究不正の防止取組の強化については、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、事務処理説明会は、オンラインで開催し、研究費の適正執行と不正防止の取組に引き続き取り組んだ。 なお、令和３年度末に研究機関から提出された研究不正に関する調査報告書に基づき、令和４年４月に不正使用された研究費の返還命令及び推進費への申請等資格の制限を行った。 また、実地検査は、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しつつ、実地による検査を実施し、計画通り 66 課題の検査を終了した。 （２）研究成果の環境政策への反映と社会実装 ○　研究成果の環境政策等への貢献では、環境省が実施した令和４年度追跡評価の対象となった 42 課題のうち 31 課題（74%）について、環境政策への反映が確認された。一例として、統合領域での研究では、日本固有の事情に即した SDGs ローカル指標及び自治体における SDGs 達成に向けた取組や成功事例を登録・検索・共有することを可能とする「ローカル SDGs プラットフォーム」を開発し、内閣府の「地域創成 SDGs ローカル指標リスト」として公表されたほか、本研究で構築したデータが大阪府の SDGs ビジョンや沖縄県の SDGs アクションプランの策定に活用された。	

		件数を把握する。	り込む。また、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。		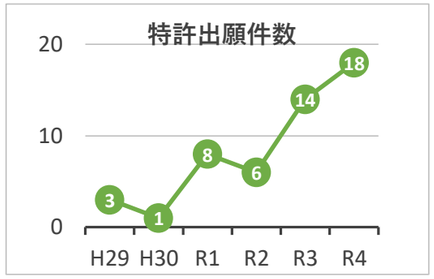	○　研究成果の社会実装については、「川崎国際環境技術展」、「エコプロ 2022」、「新技術説明会（JST 共催）」を開催し、最新の技術開発成果の紹介を通じて、研究者と企業とのマッチングの機会を提供するなど積極的に取り組んだ結果、５者から個別面談等の問い合わせがあった。 　また、令和３年度の新技術説明会で発表した２課題について、追跡評価の結果、企業との共同研究開発の進展が見られた。 　また、国際展開として、「ISAP2022（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」において、推進費で実施している海洋プラスチックに関する研究成果を紹介した。 　さらに、知財戦略や企業とのマッチングを助言・指導する社会実装支援担当のコーディネーターを新たに配置した。	
	(推進費に係る指標) (b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：無し）	③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、推進費の研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理に努める。	③ 環境省が開催する追跡評価専門部会に参画し、研究成果の活用状況等を把握する。令和２年度に実施された制度評価の結果や人的な交流等により、他の研究機関等における知見やノウハウの情報収集に努め、次年度の公募や研究管理に活用する。	（推進費に係る指標） 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：なし）	③ 追跡評価結果等の収集及びその活用 　環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、追跡評価結果の報告を収集した。 　なお、令和元年度に終了した調査対象 42 課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む）。）は 31 件（74%）であった。 　また、中間・事後評価の実施方法の見直しに当たっては、他の配分機関等の実施方法を調査し、意見交換の場を設けるなど、知見やノウハウの情報収集に努め、実施方法に反映した。 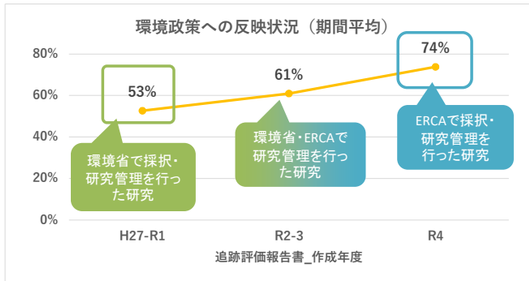	（３）次期 SIP のＦＳの実施 ○　令和５年度から開始の次期 SIP において、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が新たな課題候補となり、その FS を独立行政法人（中期目標管理法人）として初めて環境再生保全機構が研究推進法人に指定された。 　SIP では、企業から提出された RFI 77 提案の分析・評価を行い、FS 実施方針（内閣府　検討 TF 決定）に基づき FS を実施し、戦略及び計画案を作成し内閣府に提出した。（コアメンバー開催回数 23 回、ワークショップ２回、タウンミーティング１回、サイトビジット８か所）	
	(推進費に係る指標) (b4) プログラムオフィサー（ＰＯ）のキックオフ（ＫＯ）会合、アドバイザリーボード（ＡＤ）会合への参加課題数等（平成 29 年度実績：全課題参加）	④推進費の各領域の多分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、ＰＯ体制の強化、役割の見直し等により、ＰＯによる研究支援を強化、充実する。	④ ＫＯ会合、ＡＤ会合などが Web にて行われる場合でも適切に研究管理が行えるようにするための方策や機構職員の研究管理能力の向上方策等を進める。また、研究情報管理基盤システムの利便性向上やデータ利活用（操作性、機能性等の改善）などにも引き続き取り組み、研究管理を効果的、効率的に行うことによって、研究者を支援する。更に	（推進費に係る指標） プログラムオフィサー（ＰＯ）のキックオフ（ＫＯ）会合、アドバイザリーボード（ＡＤ）会合への参加課題数等（平成 29 年度実績：全課題参加）	④ ＰＯのＫＯ会合・ＡＤ会合の参加及び研究支援の充実 　研究者が主催するＫＯ会合、ＡＤ会合について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、Web会議システムで開催されたものも含め、ＰＯは全てのＫＯ会合、ＡＤ会合に参加した。 　革新型研究開発（若手枠）の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についてもＰＯから指導・助言するなどきめ細かく対応することで研究管理を充実させた。 　技術開発課題の社会実装を推進するため、該当課題については、研究管理を行うＰＯに加え、社会実装支援担当のＰＯも配置し、１課題につき２人のＰＯ体制で、研究支援と社会実装支援（特許の取得や企業とのマッチング）を充実させた。 　また、令和４年７月にかけて研究情報管理基盤システムの機能改修を実施し、zipファイルのアップロードを可能とす	＜課題と対応＞ ○　研究成果を環境政策や社会実装に繋げる取組を推進するため、国内外に対して研究で得られた新技術を積極的に紹介していく。また、令和４年度に新たに配置した、知財戦略や企業とのマッチングを助言・指導する社会実装支援担当の専任のコーディネーターにより、研究者への支援を強化していく。 ○　令和５年度から開始される次期 SIP について、戦略及び計画に基づき公募を行うとともに、プログラムディレクターの要請に基づき、他の SIP 課題との連携や、ピアレビューなどガバニングボードによる評価に必要な自己評価（ピアレビュー）など、研究管理を進めていく。	

			は、技術開発課題の社会実装を推進するため、特許の取得や企業とのマッチングを支援するＰＯを配置し、研究者を支援する。		るなど利便性を向上させた。これにより、研究者からの成果報告書類の提出（10ファイル）を始めとする各種提出書類を１つのzipファイルとしてアップロードが可能となり、研究者の作業負担の軽減に繋げた。		
		⑤ＳＩＰについては、研究開発計画に基づき公募を行うための公募説明会を開催するとともに、効果的に研究管理を行うため、外部有識者（関係府省庁を含む。）によるコアメンバー会議を開催する。	⑤ 第３期戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の課題候補（サーキュラーエコノミーシステム）について、フィージビリティスタディの実施方針に基づき基礎的調査等を行い、研究開発テーマを整理するとともに研究開発計画案を 12 月末までに作成する。また、次期 SIP の実施に向けて必要な体制を構築する。		⑤第３期戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の課題候補に係るフィージビリティスタディ(FS)実施に関する調査等 SIP は、科学技術イノベーション実現のために平成 26 年度に創設した国家プロジェクトであり、総合科学技術・イノベーション会議（議長 内閣総理大臣）が令和５年度から開始予定の次期 SIP において、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が新たな課題候補となり、令和４年度は、そのフィージビリティスタディ（以下「FS」という。）が実施された。これまで SIP の研究推進法人は研究開発法人が担ってきたが、FS の実施にあたり、環境再生保全機構は、独立行政法人（中期目標管理法人）として、かつ、環境省所管の法人として初めて SIP の研究管理に取り組むこととなった。 FS では、PD 候補の下、企業等から提出された RFI（Request For Information）77 提案の評価・分析を行い、RFI 提出企業等 29 社に対しヒアリングを実施、FS 実施方針（案）を策定し、内閣府の検討タスクフォース（検討 TF）の決定を受けて以下のとおり実施した。 ●基礎調査と個別テーマ調査 基礎調査では、国内外の取組事例の調査・整理、サーキュラーエコノミーの構築に係る社会課題及び解決方法について調査を行うとともに、個別テーマ調査では、技術実現性やサブ課題の成立可能性等について調査を行った。 ●コアメンバー会議の開催 PD 候補、サブ PD 候補、戦略コーディネーター、学識経験者、内閣府ほか関係府省及び研究推進法人である ERCA により構成され、次期 SIP の実施に向け、基本方針、FS 実施方針、研究開発計画書案を策定する他、FS の進捗を管理する会議体で、毎週一回開催し FS 実施期間中に 23 回開催した（FS 参加企業も含めた全体会議は毎月一回開催）。 ●ワークショップの開催		

					FS 担当機関に対し、SIP の狙い、CE 動向など基礎情報の共有を通じて、本プロジェクトに関する共通認識を持ち、個別テーマの目標設定やテーマ間連携の検討に資する基礎情報の共有を目的に開催した。 第１回（９/22） ・SIP の狙い、CE 基礎調査・全体像案の共有、CE と TCFD/TNFD、パネルディスカッション 第２回（10/27） ・マトリックスマネジメント、計測技術開発、富岳利用、計算・モデリング・データプラットフォーム、パネルディスカッション ●タウンミーティングの開催「生活に身近な問題からプラスチックの未来を考えよう」 タウンミーティングを通じて、消費者の行動変容における課題を抽出し、研究開発計画案の作成に資することを目的に開催した。 令和４年 10 月９日（日）　東京ドームシティ　ラクーアガーデンステージ ●サイトビジットの実施 サーキュラーエコノミーに資する国内の先進事例（８カ所）の視察を行い、企業代表や技術担当責任者との意見交換を通じて、課題の整理とデジタル化の現状把握など、必要な情報を収集した。 これら FS の調査結果に基づき、戦略及び研究開発計画案を作成し、ガバニングボード（内閣府）での集中討議の結果、15 課題の戦略及び計画案の総合評価では、A 評価８課題、B 評価７課題のうち、他法人が継続して SIP に参画するなか、はじめて SIP に参画する研究推進法人として A 評価を獲得することができた。		
	(C)研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。	研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進		
	(推進費に係る指標) (c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成 29	① 研究コミュニティ及び国、地方公共団体における環境行政の関係者等に向けた効	① 研究成果の普及・促進を図るため、研究コミュニティと連携し、新型コロナウイルス感染症	(推進費に係る指標) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成 29 年度実績：１回）	①研究成果の普及 令和３年度終了課題の研究成果を広く情報発信するため、研究成果報告書を機構のホームページで公表した。また、令和３年度終了課題のうち、環境省が推薦した課題については、		

	年度実績：１回） (SIP に係る指標) (c1)SIP に関する情報発信回数	果的な成果の普及及びその支援を行う。	の影響を踏まえ、実施方法を工夫して研究成果発表会を開催する。また、必要に応じて、ＰＯが各課題の研究成果の概要を環境省各担当課室に説明し、研究成果の橋渡しを行うなど、環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。	(SIP に係る指標) SIP に関する情報発信回数	研究成果を環境政策へ活用するため、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、機構から環境省へ提出した。 また、令和４年９月 24 日に「都市と気候変動」をテーマとしたオンラインシンポジウムを日本環境共生学会と合同で開催した。（参加者 114 人） カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するため、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」（経済産業省、文部科学省、環境省が設立し、約 200 の大学等が参加）に幹事機関として参画し、各大学の取組の情報を収集した。		
	(推進費に係る指標) (c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）	② 実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」を促し、または支援し、研究成果を積極的に普及する。	② 推進費で実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、研究成果の発信力の強化にむけて、機構 Web サイトのプラットフォーム展開、英語版コンテンツの作成など情報発信ツールとしての活用を拡充し、研究成果を積極的に発信する。また、研究成果の国際展開の強化に向けて、国際共同研究の実現に向けた検討を進める。	(推進費に係る指標) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）	② 「国民との科学・技術の対話」の支援 各研究課題が実施する「国民との科学・技術対話（シンポジウム等）」の開催案内について、年間を通じて、機構ホームページで紹介した（32件）。 また、推進費の研究成果の国際発信を推進するため、令和４年12月５日に「ISAP2022（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」（IGES主催）のテーマセッションをオンラインで開催し、推進費で実施している海洋プラスチックに関する研究成果を世界に向けて発信した。（参加者84人）		
		③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウム等を毎年度開催するなど国民対話を推進し、情報発信を強化する。	③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウムやイベントをオンライン等の方法も活用して開催し、国民対話の推進、情報発信を強化する。また、技術開発課題の社会実装を推進するため、新技術や産学連携に関心のある企業関係者に向けたイベント等を開催する。		③ 機構による国民対話の推進及び情報発信 推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた推進費広報ツール「2022年版　推進費パンフレット」を制作（5,600 部）し、各研究機関、大学等に配布した。 ８月に推進費ホームページをリニューアルし、推進費の研究課題データベースの新規構築、訴求力の高いイベント・プレスリリースのページを作成するなど、推進費の実施状況や最先端の科学的情報を提供できるプラットフォームを構築した。また、11月より、研究成果等の情報発信強化のため、SNS（Twitter）の運用を開始した。 推進費で得られた研究成果の社会実装を目指して、「川崎国際環境技術展（11月）」、「エコプロ2022（12月）」、「新技術説		

					明会（令和５年３月）」（JST共催）において、研究者と企業とのマッチングの機会（１対１の個別相談の場）を提供する（全10課題を紹介）。また、令和３年度の新技術説明会で発表した研究（５課題）の追跡評価結果によると、うち２課題において共同研究開発等の進展が見られた。		
	(D)研究費の適正執行及び研究不正の防止 (推進費に係る指標) (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回） (SIP に係る指標) (d1)研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数 (推進費に係る指標) (d2) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数(平成29年度実績:50 課題) （SIP に係る指標） (d2) 実地検査を実施した研究課題数	(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。 ① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を毎年度実施するなどの取組を行う。 ② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低１回は行う。	(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。 ① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保･不正使用の防止を図るため、実施方法を工夫して、研究者及び事務担当者向けの説明会を実施する。 ② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、継続中あるいは終了した研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響によっては書面による検査対応を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低１回は行うことを基本とし、計画的に行う。また、これまでの実地検査及	研究費の適正執行及び研究不正の防止 (推進費に係る指標) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回） (SIP に係る指標) (d1)研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数 (推進費に係る指標) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題） （SIP に係る指標） 実地検査を実施した研究課題数 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞	(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のための取組 ① 使用ルールの周知徹底 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び研究機関の会計事務担当者に対する事務処理説明会をオンラインで開催し、直接、参加者に対して周知した（参加者数：255 名）。 なお、研究不正事案については、「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」に基づき、迅速に不正を行った者に対する処分（環境研究総合推進費への申請等資格の制限）を行うとともに、研究機関に対して研究費の返還請求を行った。 ② 実地検査の実施 研究機関における適正な研究費執行の確認と、適正執行の指導を行う実地検査について、令和４年度の実地検査計画を策定するとともに、66課題の実地検査を、令和４年９月から12月の期間で計画通り実施した。 実地検査の結果、一部において収支簿への記載誤りや支出費目の誤りが見受けられたことから、適切に指導を行った。		

			び書面検査を踏まえ、より効率的・効果的な検査の実施方法等（実地に依る場合、書面に依る場合、対象課題（機関）の選定など）の検討を進める。	―			

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－７－２	公募、審査・評価及び配分業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第１項第８号～10 号
当該項目の重要度、難易度	＜難易度：高＞応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を２割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	９．環境政策の基盤整備 ９－３．環境問題に関する調査・研究・技術開発

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜評価指標＞							
高い研究レベルを確保するため、応募件数は第３期中期目標期間中５年間の水準以上を確保	－	第３期中期目標期間中５年間の実績平均値：261 件／年	328	303	327	319	
革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32 件以上／年	業務移管前２年間の実績平均値：27 件／年	53	54	51	60	
＜関連した指標＞							
外部有識者委員会の開催回数	－	平成 29 年度実績：３回/年、領域毎の研究部会の開催回数：各２回/年	委員会３回/研究部会 11 回（領域毎の研究部会各２回/年）※	委員会３回/研究部会 13 回（領域毎の研究部会各２回/年）※	委員会４回/研究部会 19 回	委員会３回/研究部会 17 回	
新規課題説明会の開催回数	－	平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年	１回	０回（資料の HP 掲載により周知）	１回	１回	
早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日	－	平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日	5/31	6/11	6/14	6/14	

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

※各３回/年を予定していたが、コロナウイルス感染症対策により延期したため各２回/年となったもの。

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579	
決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862	
経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630	
経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459	
行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630	
従事人員数	10	10	10	10	

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
	（２）推進費の公募、審査･評価及び配分事務 (A) 高い研究レベルを確保するため､応募件数は 前中期目標期間中５年間の水準 以上を確保 前中期目標期間中５ 年間の実績平均値: 261 件／年） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)応募件数の増加が目的ではなく､高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから､申請件数については、前中 期目標期間中 の水準 以上を確保 する設定とする。	（２）推進費の公募、審査・評価及び配分事務 (A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。 ① 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。	（２）公募、審査・評価及び配分事務 (A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究･技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため､以下の取組を行う。これらの取組を推進することにより､応募件数は前中期目標期間中５年間の水準以上を確保する。（前中期目標期間中５年間の実績平均値：261 件／年） ① 公募要領確定前の早い時期に推進費制度を理解していただくための説明会を、公募要領確定後に具体的な公募内容を説明する説明会を行う。また、公募の実施時期以外の期間も研究者の相談に対応するため、ＰＯ及び機構職員に	＜主な定量的指標＞ 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中５年間の水準以上を確保（前中期目標期間中５年間の実績平均値：261 件／年）	＜主要な業務実績＞ (A) 第３期中期目標期間中５年間の応募件数（実績平均値：261 件以上）の水準以上を確保 令和４年９月 16 日から 10 月 21 日まで、令和５年度新規課題の公募をした結果、319 件（戦略研究プロジェクトを除く）の申請があり、第３期中期目標期間中５年間の実績平均値（261 件）を 22%上回る増加となった。 令和５年度新規課公募では、ミディアムファンディング（2,000 万円以内）の本格実装に加え、革新型研究開発（若手枠）に新たに 300 円以内の申請枠を設けたとともに、特に提案を求める研究開発テーマとして、カーボンニュートラルに特に資する行政要請研究テーマに該当する課題、多様な分野による総合的な知見により環境政策へ貢献する課題を設定し、公募を行った。 （表１）新規課題公募申請件数の推移 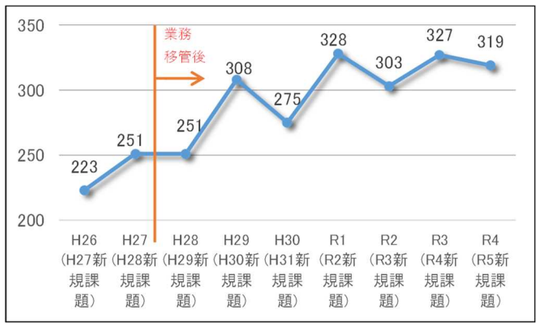 ①効果的な広報展開 推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた「2022 年版推進費パンフレット」を制作（5,600 部）し、各研究機関、大学等に配布した。 令和５年度新規課題の公募説明会については、オンラインにより２回開催した。第２回オンライン公募説明会では、行政ニーズへの対応の強化を図るため、新たに環境省担当課室の担当官が行政ニーズ（約 50 の行政要請研究テーマ）を説明する機会を設けた。２回のオンライン公募説明会には 600 名を超える多くの研究者、URA（ユニバーシティ・リサーチ・	＜評定と根拠＞ 評定：A 平成 28 年度の環境省から ERCA への業務移管以降、研究内容の「質」を確保するため、公募における公募件数の拡大や若手研究者の育成を図るといった、「量」を確保する取組を継続して行い、中期計画の所期の目標を上回る成果が得られたと認められることから、自己評価を A とした。 具体的には次のとおり。 （１）公募の応募件数 高い研究レベルを確保するため、令和５年度の公募に当たり、より多くの研究者に研究提案の機会を提供するため、研究費の規模を中規模にしたミディアムファンディング（2,000 万円以内）課題の本格実装を行った。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、オンライン個別相談会を新たに開設するなど積極的な広報に努めた。これらの結果、目標を上回る 319 件（前中期目標期間の実績平均値 261 件に対し 22%増）の応募を獲得することができた。 （２）若手研究者の育成 人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、革新型研究開発（若手枠）に新たに 300 万円以内の申請枠を設けるなどの見直しを行った結果、目標を上回る 60 件（中期計画目標値 32 件以上／年に対し 88%増）の若手研究者からの応募を獲得することができた。 また、若手研究者に対して、プログラムオフィサーによる研究マネジメント講習等を通じた育成支援を継続して実施した。 ※若手枠課題（16 課題）の事後評価では、上位２段階（S、A 評価）の比率は、100%と高い評価を得ることができた。（１－７－１再掲） （以下、評価理由に掲げた事項の詳細） （１）公募の応募件数 ○ 令和５年度新規課題の公募については、ミディアムファンディング（2,000 万円以内）課題を本格実装して一定	評定：A ＜評定に至った理由＞ 多くの研究者に研究提案の機会を提供するためミディアムファンディング課題を本格実装し、革新型研究開発（若手枠）に新たに 300 万円以内の申請枠を設けるなど､公募区分の改善を実施した。 また､オンライン個別相談会を新たに開設するなど､新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも適切な広報を実施した。 これらの取組の結果､応募件数は目標を上回る 319 件（目標値 261 件に対し 22%増）、革新型研究開発（若手枠）では目標を大きく上回る 60 件（目標値 32 件以上に対し 88%増）を得ており、評定は「A」とする。 ＜その他事項＞ なし。

			よるオンライン相談会を年間通じて開催する。広報ツールの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど効果的な広報を展開する。推進戦略に掲げる重点課題の解決に向けて効果的に研究を進めるため、研究の実施状況等を整理するとともに、今後の研究のあり方について、他の研究の動向も踏まえ、戦略的な視点で組織的に検討する。		アドミニストレーター）の参加が得られた。 ＰＯ及び職員によるオンライン個別相談会（通年開催）では、53 件の個別相談を実施し、推進費制度の説明や研究提案上の留意点に関するコーチングを実施した（昨年度実績 26 件）。 ホームページにおいて、公募説明資料を動画で掲載し、公募説明会に参加できない方にも幅広く周知した。公募ポスター・チラシを作成し、環境分野の学科を設置する大学、研究機関、研究者コミュニティ等に幅広く配布した。本年度は SBIR（Small Business Innovation Research）制度による支援の強化のため、中小企業等への周知拡大を図ったとともに、大気環境学会の抄録、日刊工業新聞（誌面及び電子版）、環境新聞（誌面）に広告を掲載するなど効果的に広報展開した。 環境政策の貢献に資する質の高い研究を確保するため、環境省各局担当者に令和５年度新規課題公募で提示された行政要請研究テーマ等に関するヒアリングを実施し、各局との連携強化を図った。環境政策の最新の動向、推進費で求められる研究成果等を把握し、評価委員の推進費制度の理解促進に繋がるよう、評価関連資料の作成やきめ細やかな説明等を行った。 （資料編 P80_推進１　環境研究総合推進費　令和５年度新規課題公募要領（抜粋版）） ② 広報の早期化 第１回 環境研究推進委員会（７月７日開催）において、公募の基本方針が決定した直後の７月末から公募の概要について広報を開始し、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を設けた。	の採択枠を設けた。また、公募説明会は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、オンラインでの開催や公募に関するオンライン個別相談会を開設した。（相談があった 53 件のうち 38 件が応募に繋がる）これらの結果、319 件の応募を得ることができた。（前中期目標期間の実績平均値比 22%増） （２）若手研究者の育成 ○　革新型研究開発（若手枠）について、一定の採択枠を設けて公募を実施するとともに、人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、新たに 300 万円以内の申請枠を設けるなど見直しを行った。 また、公募説明会等において若手枠を積極的に広報するとともに、若手枠を含め個別相談会を新たに開設するなど広報を積極的に行った結果、目標を上回る 60 件の応募を得ることができた。（対中期計画目標値比 88%増） さらに、環境政策の貢献に資する質の高い研究を確保するため、環境省各局担当者に令和 5 年度新規課題公募で提示された行政要請研究テーマ等に関するヒアリングを実施し、各局との連携強化を図るとともに、評価委員の推進費制度の理解促進に繋がるよう、評価書の改訂等を行った。 ＜課題と対応＞ ○　環境政策貢献型の競争的研究費として、行政ニーズに沿った研究課題が確保されるよう、公募要領等において環境省の他の研究開発資金等との棲み分けを明確にしつつ、研究者が行政ニーズに関する認識を一層深めることができるよう、公募前から個別相談会を通じて周知していくほか、公募期間、事前審査の段階において研究者に確認を求めていく。 ○　革新型研究開発（若手枠）について、制度評価フォローアップ専門部会（環境省）の提言を踏まえ、若手研究者の応募拡大に向けた検討を行う。	
		② 公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。	② 推進費の制度や公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。				
	(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年（業務移管前２年間の実績平均値：27 件／年） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (b)政府方針 において若手研究者の育成、活躍推進が求められ	(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。	(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。これらの取組を推進することにより、革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年を確保する。（業務移管前２年間の実績平均値：27 件／年）	革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年（業務移管前２年間の実績平均値：27 件／年）	(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上/年確保 革新型研究開発（若手枠）は 60 件の申請があり、第４期中期計画に掲げる目標（32 件）を 88%上回る増加となった。		

	ており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では (a)のとおり高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2割程度増加させることが望ましい。	① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。	① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定するなど若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、制度評価フォローアップ専門部会の提言を踏まえ、比較的小規模な課題を一定数採択する仕組を導入し、公募を行う。公募説明会では、若手枠について積極的に周知する。		① 若手研究者による研究採択枠の確保 若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発（若手枠）については新たに 300 万円/年の申請枠を新設し、第３期中期目標期間の採択枠（平成 30～31 年度新規課題の平均）を上回る規模に拡大し公募を行った。		
		② 新規に採択された採択課題の若手研究者に対して研究マネジメント等についての講習会を実施するなど、研究成果を向上させる支援を行う。	② 新規採択課題説明会において、研究計画の作成や研究マネジメントなど若手研究者が参考となる講習を実施することで若手研究者育成の支援を行う。		② 若手研究者の育成支援 公募説明会では、若手枠の 300 万円枠の新設や、推進費により雇用された若手研究者（40 歳未満）が研究に従事するエフォートの20%を上限として自発的な研究活動を行うことを可能とする制度等について、積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、ＰＯによる研究計画書の作成ポイントに関するガイダンスも実施した。		
	(C)研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施	(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。	(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。	研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施	(C) 透明で公正な審査・評価の実施		
	＜関連した指標＞ (c1) 外部有識者委員会の開催回数（平成 29 年度実績：３回年)、(領域毎の研究部会の開催回数:各２回/年)	① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会の運用方法の見直しを行うなど、適切な業務運営を行う。	① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会について、効果的かつ効率的に運営する。	外部有識者委員会の開催回数（平成 29 年度実績：３回/年)、(領域毎の研究部会の開催回数：各２回/年)	①環境研究推進委員会、研究部会の適切な業務運営 令和５年度新規課題の公募方針、公募要領、中間・事後評価の評価結果等の審議を行うため、環境研究推進委員会を３回開催するとともに、新規課題公募、中間・事後評価のヒアリング審査を行うため、各研究部会を 17 回開催し、業務を適切に運営した。		
		② 外部有識者により構成される推進委員	② 外部有識者により構成される推進委員会及		② 公正な審査・評価の実施 新規課題公募の採択審査を公正に実施するため、昨年度の		

		会において、専門的な知見に基づいた公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。	び研究部会において、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究情報管理基盤システムの利便性向上に取り組み、データの利活用をさらに進めることにより、研究評価を効果的に実施する。		公募審査における課題等を抽出の上、職員とＰＯによるプロジェクトチームを設置し、下記事項について見直しを行った。 ア．評価体制の強化 多様な分野の研究の評価、研究費の細分化による申請件数増加に対応するため、書面評価委員を大幅に増員（新たに 50 人に委嘱）し、審査の高度化及び評価委員全体の負担軽減を図った。 イ．公募対象外要件に関する該否審査及び周知の徹底 他府省や環境省の他の事業との重複を避けるため、プレ審査の実施方法を見直ししたほか、公募対象外要件の公募要領への明確な記載や申請書に公募対象外要件に該当していない旨のチェックボックスを設けるなどの工夫を行った。 ウ．採点結果の統計処理手法の見直し・採点基準の明確化 統計処理による偏りの補正を改善するため、複数の統計処理手法を用いてシミュレーションを行い、安定した補正結果が得られる統計処理手法（偏差平均法）を導入した。また、採点基準に定性的な説明文を付与し、全評価委員において統一的な認識が図れるよう、見直しを行った。 （資料編　P86_推進２　環境研究総合推進費　令和５年度新規採択研究課題）		
	(D)予算の弾力的な執行による利便性の向上	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。	予算の弾力的な執行による利便性の向上	(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上		
	＜関連した指標＞ (d1) 新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年）	① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした	① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールのより一層の改善について検討する。また、新規に採択された課題を対象に、実施方法を	新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年）	① 予算の弾力的執行と利便性の向上 研究代表者及び研究分担者の所属機関内での所属部署変更や役職名の変更については、変更届及び変更を反映した研究計画書の提出を義務付けていたが、所属機関内での異動や役職変更は多くあることから、研究機関における事務の負担軽減のため変更届を廃止し、変更を反映した研究計画書の提出のみとした。 また、研究費の使用ルールの徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、新規に採択された課題も含め、研		

		説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。	工夫して説明会を実施することなどにより、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。		究者及び研究機関等の会計事務担当者に対する事務処理説明会を、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえオンラインで開催し、直接、参加者に対して周知した。		
	(d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成30 年度 実績：平成30 年5 月31 日）	② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。	② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。	早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成30 年度 実績:平成30 年5 月31 日） ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	② 契約事務等の早期化による研究費の早期執行 研究計画書又は交付申請書を受理後、2か月以内に契約書又は交付決定通知書を発送することにより、研究費の早期執行を図ることとしている。新規課題については、4月1日から研究費の執行を可能とする契約書等を、相手方の事情により手続きができなかった1機関を除き、6月14日までに発送した。なお、研究代表機関への研究費の支払いについても、相手方事情により手続きができなかったものを除き継続契約課題については5月31日までに、新規契約課題については7月30日まで支払いを完了した。		

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－１	経費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費	▲8.125%以上	平成 30 年度予算	▲17.1%	▲23.8%	▲11.7%	▲25.3%		除く人件費、効率化除外経費等
業務経費	▲5%以上	平成 30 年度予算	▲12.2%	▲23.9%	▲19.0%	▲18.8%		除く人件費、効率化除外経費等

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
（1）経費の効率化 ①一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125 %以上の削減を行うこと 。	（1）経費の効率化 ① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	（1）経費の効率化 ① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125％以上の削減を達成すべく所要の取組を行う。（消費増税による増加分を除く。）	＜主な定量的指標＞ 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行うこと。	＜主要な業務実績＞ ① 一般管理費 一般管理費（令和４年度計画予算額→令和４年度実績額） ▲17 百万円（84 百万円→67 百万円） ⅰ）一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125%以上:令和４年度の削減水準は平成 30 年度比▲6.5%）を達成すべく所要の額を見込んだ令和４年度予算（84 百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和４年度実績額（67 百万円）は第３期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲25.3%となり、目標を上回る水準を達成した。 ⅱ）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和４年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を B とした。 ① 一般管理費 ⅰ）一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、令和４年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲25.3%となり、目標を上回る水準を達成した。 ⅱ）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和４年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 ② 業務経費	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化等の取組により、中期計画の削減目標の達成を予め見込んだ令和４年度予算を作成し、その執行を通じて、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施している。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。		

	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業 、ポリ塩化 ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費 による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費 （人件費、システム関連経費、競争的研究費及び 効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び 効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5 %以上の削減を各勘定で行うこと。 ＜定量的な目標水準の考え方＞ これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を達成すべく各勘定において所要の取組を行う。（消費増税による増加分を除く。）	公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5%以上の削減を各勘定で行うこと。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。 ② 業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。	② 業務経費 業務経費（令和４年度計画予算額→令和４年度実績額） ▲152 百万円（1,411 百万円→1,259 百万円） ⅰ）業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金、石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、中期計画の削減目標（▲５％以上:令和４年度の削減水準は平成 30 年度比▲4.0%）を達成すべく、所要の額を見込んだ令和４年度予算を作成した。 その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和４年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲18.8%（公健▲19.7%、石綿▲31.6%、研究▲24.5%、基金▲13.1%）となり、目標を上回る水準を達成した。 ⅱ）業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 （資料編 P89_共通１　予算と決算の対比／経費削減及び効率化目標との関係） （資料編 P91_共通２　計画額及び実績額（令和４年度））	ⅰ）業務経費については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務の効率化に努めた結果、令和４年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲18.8%（公健▲19.7%、石綿▲31.6%、研究▲24.5%、基金▲13.1%）となり、目標を上回る水準を達成した。 ⅱ）業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 ＜課題と対応＞ ○　一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況等について四半期毎に理事会に報告する。	

	してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。						

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－２	給与水準等の適正化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
〈関連した指標〉								
対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）	－	－	令和元年６月末公表値：105.9	令和２年６月末公表値：105.4	令和３年６月末公表値：107.9	令和４年６月末公表値：105.9		

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
（２）給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。 ＜関連した指標＞ 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、国家公務員指数	（２）給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定）等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	（２）給与水準等の適正化 役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	＜主な定量的指標＞ 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・給与水準が適正かどうか。 ・給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」等に基づき公表しているか。	＜主要な業務実績＞ 令和３年度の給与水準及び検証結果について、令和４年６月 30 日に機構ホームページ上に公表した。 令和３年度の対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は 105.9（令和２年度指数 107.9）であり、主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「妥当な水準」であるとの評価を受けた。	＜評定と根拠＞ 評定：B 年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を B とした。 ○給与水準については、主務大臣から「妥当な水準」であるとの評価を受けた。 ○給与水準の検証結果等については、国のガイドライン等に基づき適切に公表した。 ＜課題と対応＞ ○引き続き、給与水準の適正化に取り組むとともに、給与水準の検証結果については、適切に公表する。	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 給与水準について、機構及び主務大臣において検証を行っており、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は 105.9（令和２年度指数 107.9）となっており、前年度に比べ 2.0 ポイント減少している。機構で大卒以上の職員や管理職が占める割合、住居手当支給割合が国と比べて高いこと等を鑑みると、妥当な水準であると考える。 役員報酬について、法人における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、令和３年度業務実績評価結果が B 評価であることを勘案して、「B」評価とした。 なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。		

	や他の独立行政法人との比較 、対前年度比、経年 比較による趨勢分析等 。						＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－３	調達の合理化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

（単位：件、百万円）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）		令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
①調達等合理化計画の実施状況														
競争性のある契約	－	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	(64.7%) 22	(70.0%) 366	(70.0%) 35	(92.1%) 913	(73.8%) 31	(89.1%) 465			
うち競争入札等	－	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	(50.0%) 17	(31.3%) 164	(52.0%) 26	(46.3%) 459	(64.3%) 27	(38.1%) 199			
うち企画競争・公募	－	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	(14.7%) 5	(38.6%) 202	(18.0%) 9	(45.8%) 454	(9.5%) 4	(51.0%) 266			
競争性のない随意契約	－	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	(35.3%) 12	(30.0%) 157	(30.0%) 15	(7.9%) 78	(26.2%) 11	(10.9%) 57			
合計	－	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	(100.0%) 34	(100.0%) 523	(100.0%) 50	(100.0%) 991	(100.0%) 42	(100.0%) 522			
②一者応札・応募の状況														
２者以上	－	(96.9%) 31	(25.7%) 264	(83.3%) 30	(79.4%) 715	(81.8%) 18	(80.7%) 295	(74.3%) 26	(60.2%) 550	(83.9%) 26	(84.8%) 394			
１者	－	(3.1%) 1	(74.3%) 765	(16.7%) 6	(20.6%) 186	(18.2%) 4	(19.3%) 71	(25.7%) 9	(39.8%) 363	(16.1%) 5	(15.2%) 71			
合計	－	(100.0%) 32	(100.0%) 1,029	(100.0%) 36	(100.0%) 900	(100.0%) 22	(100.0%) 366	(100.0%) 35	(100.0%) 913	(100.0%) 31	(100.0%) 465			

（注１）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注２）各年度の上段（　）書きは、各項目の合計に対する構成比である。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（３）調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。 ＜関連した指標＞ 競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。	（３）調達の合理化 ① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。	（３）調達の合理化 ① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。	＜主な定量的指標＞ 競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・調達の合理化 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。	＜主要な業務実績＞ ① 調達の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和４年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。 ⅰ）随意契約の状況 令和４年度は、契約件数 42 件、契約金額 522 百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 11 件、57 百万円の契約を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）として調達を実施した。 ⅱ）一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。【実施割合:100%】 （ア）公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。 （イ）契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 （ウ）調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。 ⅲ）入札参加機会拡大のための取組み （ア）環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下により、中期計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評価を B とした。 ① 調達の競争性・透明性の確保 令和４年度に締結した契約 42 件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 11 件を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）に付した。 また、競争性のない随意契約 11 件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 調達にあたっては、入札参加機会拡大の取組みを図るとともに、一括調達など効率的かつ効果的な調達を実施した。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 令和４年度に締結した契約 42 件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 11 件を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）に付している。また、競争性のない随意契約 11 件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行っているなど、十分に調達の競争性・透明性の確保がなされていると考えられる。 契約監視委員会において、令和３年度の契約の状況に係る報告及び「令和３年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和４年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和４年５月に策定、６月に公表を行っており、また、令和４年度に締結した契約 42 件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行うなど、調達等合理化の取組の推進についても適切に実施されていると考えられる。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	

					参加機会の拡大を図った。 （イ）発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情報の入手経路や入札参加状況等を把握し、入札参加機会の拡大に努めた。 ⅳ）効率的かつ効果的な調達 機構内で共通するコピー用紙、仕切紙及び消耗品について、スケールメリットの観点から一括調達を実施した。また、機構が契約していた複数の外部倉庫について、費用の確認・比較検討を踏まえて、適正かつ効率的な管理一元化のため一括調達を実施した。 ｖ）新型コロナウイルス感染拡大防止への対応 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、一般競争入札等における入札書の郵送による受付や入札説明書等の資料の交付をメール送信とすることを継続するとともに、入札説明会のほか提案書等に係るヒアリングの開催をオンラインとするなど、これまでの対面による調達事務について見直しを図った。		
		② 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会よる点検など、ＰＤＣＡサイクルによる調達等の合理化を推進する。 ｉ）調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、	② 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCA サイクルによる調達等の合理化を推進する。 ｉ）調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、		② 調達等合理化の取組の推進 ｉ）随意契約に関する内部統制の確立 ○ 該当事案に係る審査の厳格化 令和４年度の競争性のない随意契約 11 件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、	② 調達等合理化の取組の推進 令和４年５月に契約監視委員会を開催し、令和３年度の契約の状況に係る報告及び「令和３年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和４年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和４年５月に策定、６月に公表を行った。 また、令和４年度に締結した契約 42 件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行った。 ＜課題と対応＞ ○ 推進体制の見直し 審査の効率性を図るため、契約手続審査委員会の見直しを図る。 ○ 随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切な PDCA サ	

		その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 ⅱ）調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。	その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 ⅱ）調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。		会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。【契約手続審査委員会による審査の件数:11 件（全件）】 ⅱ）契約に係る審査体制の活用 （ア）機構内における審査体制 ａ．契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会（同分科会を含む。以下同じ。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随意契約の基準金額を超える支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、令和４年度は、本委員会 27 回、分科会 18 回を開催し、計 53 案件の審査を実施した。 ｂ．その他の審査等 ・少額随意契約案件の審査 少額随意案件（少額随意契約の基準金額以下）は、令和４年度に引き続き財務部において全件審査を実施した。 ・1,000 万円以上の予定価格の設定 1,000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。 ・契約の公表 競争入札及び随意契約（少額随意契約の基準金額を超えるもの）について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。 （イ）契約監視委員会による審査 令和４年度は、競争性のない随意契約 11 件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から	イクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。 また、内部向け契約事務マニュアルの改訂等も踏まえ、今後も引き続き、不祥事発生の未然防止に取り組んでいく。	

					構成される契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 　また、令和４年５月に開催した契約監視委員会において、令和３年度の契約の状況に係る報告及び「令和３年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和４年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。 ⅲ）不祥事の発生の未然防止等のための取組 　機構職員に対し契約事務研修を実施し、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めた。新たに採用された機構職員に対しても、契約事務に関する研修機会を、また、環境省から講師を招き、国の会計制度・契約制度等に関する研修機会を設けた。さらに、11 月 30 日に公正取引委員会より講師を招き、官製談合防止法・独占禁止法に関する研修機会を設けた。【実施結果：契約事務に関する研修、国の会計制度・契約制度等に関する研修（令和４年８月）、公正取引委員会による官製談合防止法等に関する研修会（令和４年 11 月）】 （資料編 P101_共通３　令和４年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価）		

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－４	情報システムの整備・管理		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
＜関連した指標＞								
ＰＭＯの設置及び支援実績	－	－	－	－	－	令和４年度 12 月に設置し、関連規程の整備を令和５年度３月に実施。 支援実績：計８件		

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	B
（４）情報システムの整備・管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、ＰＭＯの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 ＜関連した指標＞ ＰＭＯの設置及び支援実績	（４）情報システムの整備・管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、ＰＭＯの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	（４）情報システムの整備・管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、令和４年度中に PMO を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	＜主な定量的指標＞ PMO の設置及び支援実績 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ 情報システムの整備及び管理が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ １．デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、下記対応を実施した。 ・中期目標の変更案を策定（令和４年５月） ・PMO 設置等の体制整備方針案を情報セキュリティ委員会に諮り承認（令和４年 12 月） ・体制整備方針案を基に規程等改正を実施（令和５年３月） ２．令和４年度においては、以下の情報システムの整備、更改に対応した。所管部門に加え情報システム課もプロジェクトに参画し、支援を実施している。下半期に更改予定となっていたシステムは全て予定通り稼働を開始した。 【整備（新規構築）案件】	＜評定と根拠＞ 評定：A デジタル庁の方針を踏まえ、速やかに PMO の精神を取り込み、規程等改正前から組織内のシステム整備案件、更改案件に対応した。これにより各情報システムを効率的、効果的に整備するとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えることが出来たことから、自己評価を A とした。 ○令和４年度の目標、計画変更に基づき、令和５年３月に PMO 設置等の体制整備の根拠となる規程等の新設及び改正を実施した。 ○整備（新規構築案件）２件、更改案件６件について支援を実施し、各部におけ	＜評定に至った理由＞ 令和４年度の目標、計画変更に基づき、令和５年３月に PMO 設置等の体制整備の根拠となる規程等の新設及び改正を実施し、整備案件（新規構築）２件、更改案件６件について支援を行い、各部における新規構築、更改に係る各プロジェクトを円滑かつ効率的に推進している。 また、従前より１者の運用保守に依存していた地球環境基金システムについて、従来の整備方針を見直し、ローコードツールを活用した整備方針にしたことで、システムの内製化を図るとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えた。 外部サービスの利用について、ISMAP 登録外のサービスを利用する際の選定基準を定め、セキュリティを維持しつつ、選定範囲を広げる運用とするなど、情報システムの整備及び管理が適切に行われている。 以上のことから、「B」評価とした。		

					・文書管理システム（総務部）※令和５年１月稼働開始済。 ・地球環境基金助成金申請システム（地球環境基金部）※令和４年 11 月稼働開始済。 【更改案件】 ・勤怠管理システム（総務部）※令和５年７月稼働開始予定。 ・経理システム、債権管理システム（財務部）※令和４年 11 月稼働開始済。 ・汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）※令和５年１月稼働開始済。 ・石綿健康被害救済認定・給付システム（石綿健康被害救済部）※令和４年 12 月稼働開始済。 ・維持管理積立金システム（地球環境基金部）※令和５年３月稼働開始済。 ・地球環境基金管理システム（地球環境基金部）※令和５年度上半期稼働開始予定。 ３．稼働中の情報システムについては、脆弱性情報の提供や運用保守業者との定例会出席等、安定稼働に向けた支援も実施した。 ４．令和５年度には、機構の基幹 LAN システムの更改に向けた調達が控えており、プロジェクトチーム編成の上、対応予定である。	る新規構築、更改に係る各プロジェクトを円滑かつ効率的に推進することで、遅延や大きな課題を残すことなく完了できた。 〇従前より１者の運用保守に依存していた地球環境基金システムについて、従来の整備方針を見直し、ローコードツールを活用した整備方針にしたことで、システムの内製化を図るとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えることが出来た。 〇外部サービスの利用について、ISMAP 登録外のサービスを利用する際の選定基準を定め、セキュリティを維持しつつ、選定範囲を広げる運用とした。 ＜課題と対応＞ 〇令和５年３月時点で各部が保有する情報システムの整備、更改に係るプロジェクト管理を行える情報システム課の要員が２名であるため、新規要員の採用や OJT 等を通じた要員育成により PMO 機能の拡充を図る。	＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報
（注）「業務の電子化に関する目標」については、上記「第３」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－１	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（1）財務運営の適正化 自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。また、「第４業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。また、	（1）財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 自己収入・寄付金の確保に努め、「第４ 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、資金計画については、	（1）財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 別紙のとおり	＜主な定量的指標＞ 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・計画予算と実績について「第４業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。 ・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	＜主要な業務実績＞ ① 適切な予算、資金計画等の作成 ｉ）令和４年度計画予算と実績（概略） 法人総計としての収入は、計画額約 465 億円に比し実績額約 477 億円と＋12 億円（＋2.6%）となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 555 億円に比し実績額約 484 億円と▲71 億円（▲12.8%）となった。 各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 ［収入］ 計画予算 33,682 百万円 実績 33,649 百万円 差額 ▲34 百万円 収入は、賦課金収入が見込みを下回ったこと等により、▲34 百万円となった。 ［支出］ 計画予算 38,403 百万円 実績 32,925 百万円 差額 ▲5,479 百万円 支出は、公害健康被害者の認定患者数の減少等に伴う公害健康被害補償予防業務経費が見込みを下回ったこと等により、▲5,479 百万円となった。	＜評定と根拠＞ 評定：A 資金運用において、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図るとともに、機構の経営理念に合致するものとして、グリーンボンド等の購入を積極的に進め、令和４年度において債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率を５割を超えるまでに引き上げ、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めたことから、自己評価をＡとした。 ○　令和３年度については、第４期中期計画に基づき、年度計画予算等を作成した。 また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処	評定	A
							＜評定に至った理由＞ 第４期中期計画に基づき年度計画予算等を作成し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理に努めている。 また、資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図り、業務の効率化に十分な努力がなされただけでなく、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行っていると認められる。 さらに、機構の経営理念に合致するものとして、グリーンボンド等の購入を積極的に進め、令和４年度において債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率を５割を超えるまでに引き上げ、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めた。 運営費交付金について、運営費交付金債務の発生要因等についても、各事業において具体的に分析がなされている。 以上のことから、環境保全等に資金面から貢献し、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるこ		

	「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。 ＜関連した指標＞ 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。	別紙のとおり。			・石綿健康被害救済業務勘定 ［収入］ 計画予算 4,454 百万円 実績 4,576 百万円 差額 ＋122 百万円 収入は、他の法令による救済調整に伴う救済給付の返還金が発生したこと等により、＋122 百万円となった。 ［支出］ 計画予算 5,885 百万円 実績 5,611 百万円 差額 ▲274 百万円 支出は、石綿健康被害救済給付費が見込みを下回ったこと等により、▲274 百万円となった。 ・環境保全研究・技術開発勘定 ［収入］ 計画予算 5,508 百万円 実績 5,660 百万円 差額 ＋152 百万円 収入は、過年度の研究費返還金を受け入れたことにより、＋152 百万円となった。 ［支出］ 計画予算 5,511 百万円 実績 5,416 百万円 差額 ▲95 百万円 支出は、システム経費の減等により、▲95 百万円となった。 ・基金勘定 ［収入］ 計画予算 1,447 百万円 実績 1,658 百万円 差額 ＋211 百万円 収入は、都道府県補助金の増等により、＋211 百万円となった。 ［支出］ 計画予算 5,351 百万円 実績 4,257 百万円 差額 ▲1,093 百万円 支出は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金経理において中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する助成金が見込	理を行った。 ○　資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図っている。 また、機構の経営理念に合致するものとして、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の積極的な購入を進め、令和４年度において債券購入額に占るグリーンボンド等の比率を 57.1%までに引き上げ、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めた。 債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率： 令和元年度　31.0% 令和２年度　20.8% 令和３年度　46.5% 令和４年度　57.1% ＜課題と対応＞ ○　今後も引き続き、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。 ○　引き続き資金運用環境が厳しい中、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の購入を進めていく。	とから、「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

					みを下回ったこと等により、▲1,093 百万円となった。 ・承継勘定 ［収入］ 計画予算 1,387 百万円 実績 2,127 百万円 差額 ＋740 百万円 収入は、正常債権以外の債権の回収等により、+740 百万円となった。 ［支出］ 計画予算 396 百万円 実績 224 百万円 差額 ▲172 百万円 支出は、仮差押保証金等の未執行や訴訟関係経費等が見込みを下回ったこと等により、▲172 百万円となった。 ⅱ）運営費交付金債務の発生状況 当期の運営費交付金債務について、87 百万円が発生し、160 百万円を取崩したため、令和３年度末残高 160 百万円に対し 73 百万円減少し、令和３年度末残高は 87 百万円となった。 なお、各勘定の内訳は以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 令和３年度末残高 75 百万円 当期発生額 －百万円 当期取崩額 75 百万円 令和４年度末残高 －百万円 （主な要因） システム更改経費の前期からの繰越分を全額取崩し ・環境保全研究・技術開発勘定 令和３年度末残高 85 百万円 当期発生額 87 百万円 当期取崩額 85 百万円 令和４年度末残高 87 百万円 （主な要因） 研究費等を翌期へ繰越し 研究費等の前期からの繰越分を取崩し ・基金勘定 運営費交付金債務なし。 ⅲ）財務の状況		

					（ア）当期総利益 令和４年度の総利益は 1,053 百万円であり、その主な発生要因は、割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等によるものである。 各勘定別の当期総利益については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 168 百万円 （主な要因） 業務の効率化による経費の縮減等 ・石綿健康被害救済業務勘定 －百万円 （主な要因）－ （注）石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。 ・環境保全研究・技術開発勘定 239 百万円 （主な要因） 業務の効率化による経費の縮減等 ・基金勘定 117 百万円 （主な要因） 業務の効率化による経費の縮減等 ・承継勘定 529 百万円 （主な要因） 割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等 （イ）利益剰余金 利益剰余金は、令和３年度末の 12,852 百万円に対して、令和４年度は、繰越積立金取崩額４百万円、当期積立額 1,053 百万円を計上し、令和４年度期末時点では 13,901 百万円となった。 各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 855 百万円 ・石綿健康被害救済業務勘定 －百万円 ・環境保全研究・技術開発勘定 490 百万円 ・基金勘定 598 百万円 ・承継勘定 11,957 百万円 （資料編 P89_共通１　予算と決算の対比／経費削減及び効率化目標との関係） （資料編 P91_共通２　計画額及び実績額（令和４年度）） （資料編 P104_共通４-①　簡潔に要約された財務諸表（法人全体）） （資料編 P106_共通４-②　財務情報　主要な財務データの		

		②適切な資金運用 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。	②適切な資金運用 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講じるものとする。		経年比較） ② 適切な資金運用 ⅰ）「資金の管理及び運用に関する規程」に基づき設置された資金管理委員会において運用方針を定め、定期的な点検等を行うことによって、資金の安全な運用に努めた。 ⅱ）平成 28 年度から続くマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な資金運用を図る観点から、 ア. 預金引き合い対象金融機関を追加するとともに、引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等の預金運用の弾力化を図った。 イ. 公害健康被害予防基金においては、令和４年度に償還された債券及び預金の償還額 41 億円について、17 銘柄、41 億円の債券を購入した。（令和３年度取得 13 銘柄、29 億円） ウ. 地球環境基金においては、令和４年度に償還された債券、預金の償還額 30 億円について、14 銘柄、約 30 億円の債券を購入した。（令和３年度取得 12 銘柄、21 億円） エ. 一部の資金の余裕金（維持管理積立金及び石綿健康被害救済基金）について、運用環境や資金の性質も考慮しつつ 26 銘柄、183 億円の債券を購入した。（令和３年度取得 29 銘柄、251 億円） これらの結果、引き続き普通預金残額の圧縮を図ることができている。（金融資産に占める普通預金以外での運用割合：令和４年度 93.4%、平成 30 年度比 4.4 ポイント増） ⅲ）環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等については、機構の経営理念に合致するものとして積極的に購入を進めており、令和４年度においても、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を 145 億円購入（令和３年度取得 140 億円）した。 （資料編 P107_共通５　令和４年度運用方針）		

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－２	承継業務に係る適切な債権管理等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
〈関連した指標〉								
債権残高	－	115 億円	81 億円	47 億円	32 億円	13 億円		
（うち一般債権）	－	80 億円	54 億円	35 億円	23 億円	10 億円		
（うち一般債権以外の債権）	－	36 億円	27 億円	12 億円	9 億円	3 億円		

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	A
（２）承継業務に係る適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。 ＜関連した指標＞	（２）承継業務に係る適切な債権管理等 ① 適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、個別債務者ごとの対応方針を策定するとともに、それを踏まえた各年度の行動計画に基づき回収強化と迅速な償却に取り組む。具体的には以下ⅰ)～ⅳ)を実施する。 ⅰ）貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握	（２）承継業務に係る適切な債権管理等 ① 適切な債権管理等 回収困難案件の割合が増加している状況を踏まえ、個別債務者ごとに当年度の行動計画を立案し、債権の管理回収に取り組む。 ⅰ）約定弁済先への対応	＜主な定量的指標＞ 回収額等、債権残高、貸倒懸念債権･破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。 ＜その他の指標＞- － ＜評価の視点＞ 債権残高の推移	＜主要な業務実績＞ 承継業務に係る適切な債権管理等 ①　適切な債権管理等 ⅰ）貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握 年度当初に債務者ごとの処理目標及び対応方針を踏まえた	＜評定と根拠＞ Ｓ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が懸念されたが、個別債務者に応じた適切な債権管理等の取り組みにより、債権残高の圧縮率及び債権残高に占める一般債権以外の債権比率とも数値的に過去最高レベルで処理が進んだ結果となった。さらに、特筆事項として、過大債務を抱える債務者について、事業再生計画を成立させ事業再生・再チャレンジを支援することができた。 具体的な理由としては、以下のように量的及び質的にも顕著な成果が得られたことから自己評価を「Ｓ」とした。 ○　債権残高は、令和３年度末 32 億円から 19 億円圧縮し、令和４年度末 13 億円となった。 （令和３年度比▲59%）	＜評定に至った理由＞ 債権残高は、令和３年度末 32 億円から 19 億円圧縮し、令和４年度末 13 億円となった。（令和３年度比▲59%） 特に、一般債権以外の債権残高については、回収困難度が高まっている中で令和３年度末９億円から６億円の圧縮を実現し、令和４年度末３億円となっている。（令和３年度比▲67%） これは、過大債務を抱え抜本的な事業再生手続が必要な債務者について、中小企業活性化協議会と連携し、事業再生に積極的に取り組んだ結果、事業再生計画の成立等により回収が図られたこと等によるものであり、回収の早期化、債権の早期処理に大きく貢献している。 また、債権残高に占める一般債権以外の債権比率は 23%となり、令和３年度の 28%か		

	回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。	貸倒懸念債権等の債権については、債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等、債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、万一、債務者企業が経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には、迅速かつ適切な措置を講ずる。	債務者の経営状況の的確な把握のため、決算書の厳格な分析などを実施する。万一延滞が発生した場合は、速やかに原因究明を行い、返済計画の策定を協議するなど、延滞解消、再約定化に努める。		行動計画を作成し、債務者等との回収交渉等に取り組んだ。回収交渉等においては、電話による状況把握のほか、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、債務者等と直接に面談・協議等を実施し、必要に応じ Web 会議システムを活用した。 また、債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、必要に応じ債務者に問い合わせ、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。	○　一般債権以外の債権残高については、令和３年度末９億円から６億円圧縮し、令和４年度末３億円となり、圧縮率は▲67%となった。より回収困難度が高まっている中で、過去最大の圧縮率である。（圧縮率の過去平均：▲24%） これは、過大債務を抱え抜本的な事業再生手続が必要な債務者について、中小企業活性化協議会と連携し、事業再生に積極的に取り組んだ結果、事業再生計画の成立等により回収が図られたこと等によるものであり、回収の早期化、債権の早期処理に大きく貢献した。 また、債権残高に占める一般債権以外の債権比率は 23%となり、令和３年度の 28%から５ポイント低下し、過去最小の比率である。 （一般債権以外の債権比率の過去平均：35%） 数値的にも過去最高レベルで回収困難債権の処理が進んだ結果となった。	ら５ポイント低下している。 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、連帯保証人の資産に対する差押、債務者及び保証人に対する訴訟を厳正、迅速に実施し、さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報を把握している。 破産手続の終結等により回収不能となった債権５億円については、貸倒償却を迅速に実施している。 以上のことから、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉の継続、回収の早期化、回収額の極大化に関する取組について、中期計画における所期の目標を上回る成果を得られていると認められることから、「A」評価とした。
			ⅱ）延滞先への対応 延滞債権については債務者の状況を踏まえ以下のとおり実施する。		ⅱ）延滞先への対応		
		ⅱ）返済慫慂 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、法的処理、償却処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の再約定化に努める。	ア 返済慫慂 返済確実性を高めるため、保有資産の売却、他金融機関の借換、法的・私的再生の活用等の返済策を債務者に慫慂する。		ア　返済慫慂 弁済確実性が見込めない債務者の対応については、交渉過程において債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等を把握に努めた。また、中小企業活性化協議会において成立した事業再生計画に基づき、債務者、保証人から計画どおりの回収を図った。	○　一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、連帯保証人の資産に対する差押、債務者及び保証人に対する訴訟を厳正、迅速に実施することができた。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報を把握することができた。 ○　破産手続の終結等により回収不能となった債権５億円については、貸倒償却を迅速に実施した。 ＜課題と対応＞ 一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続し、回収の早期化、回収額の極大化に努める。	＜今後の課題＞ 一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
		ⅲ）法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、厳正、迅速に法的処理を進める。	イ 法的処理 延滞解消が見込めず、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、債権の保全と確実な回収を図るため、厳正、迅速に法的処理を進める。		イ　法的処理 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、連帯保証人資産に対する差押及び債務者、保証人に対する訴訟を実施した。また、昨年度から係属中の債権者破産手続については今年度に終結した。		
		ⅳ）償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債	ウ 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となっ		ウ　償却処理 破産手続の終結等により今年度末に２件（債権残高５億円）の貸倒償却を実施した。		

権は迅速に償却処理を進める。

② 債権状況の明確化等
将来的な承継業務の整理に向けた取組として、債権管理の状況を明確にするため、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示する。また、今後は回収困難案件の比重が高まることに鑑み、債権の最終的な処理に向けた体制の整備を進める。

た債権は迅速に償却処理を進める。

② 債権状況の明確化
当年度の期首と期末の債権残高を比較し、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明らかにする。

② 債権状況の明確化
令和４年度中の債権残高の変動状況は下表のとおりである。令和４年度末債権残高は、令和３年度末 32 億円から 19 億円減少し、13 億円（令和３年度比▲59%）となった。

・債権残高変動状況表

（単位：億円）

債権区分	令和３年度末残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	令和４年度末残高①-②-③+④-⑤
破産更生債権等	6	0	5	－	－	1
貸倒懸念債権	3	2	－	－	－	2
小　計	9	2	5	－	－	3
一般債権	23	12	－	－	－	10
合　計	32	14	5	－	－	13

（注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

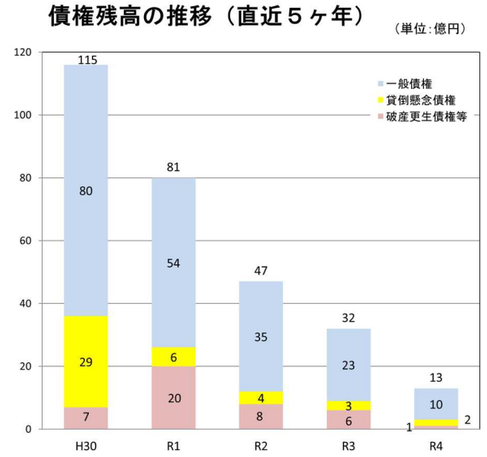

（注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅷ－４－１	内部統制の強化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）	－	年２回	４回	２回	２回	２回		

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）内部統制の強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必	① 内部統制の強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に行う。 ｉ）内部統制推進委員会等による取組 具体的には、機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、毎年度、内部統制推進	① 内部統制の強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に行う。 ｉ）内部統制推進委員会等による取組 機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、令和４年度における内部統制を推進	＜主な定量的指標＞ 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。	＜主要な業務実績＞ ｉ）内部統制推進委員会等による取組 ア　内部統制・リスク管理進委員会 内部統制・リスク管理委員会を半期毎に開催（11 月、３月）し、令和４年度の取組状況について確認を行った。 イ　内部統制担当理事による職員面談	＜評定と根拠＞ 評定：B 年度計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施し事務事故の発生を抑制する事が出来たため、自己評定を B とした。 ○内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなどの取組を行った。 ○ヒヤリハットや外部意見について、機構内部の共有を強化するため、ヒヤリハットの登録様式を変更し、変更点についてイントラネットにて伝えるなど登録を促す工夫をするとともに、業務改善に対する表彰を行うことで、取組の推奨と気づきの共有を図った。 ＜課題と対応＞ ○事務事故の発生を抑制するため再発防止策を検討し、同様の事例が組織内に発生しないよう今後も取組を強化するとともに業務改善の風土の醸成を図っていく。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなど、適正な運用を行っている。 ヒヤリハットや外部意見について、機構内部の共有を強化するため、ヒヤリハットの登録様式を変更し、変更点についてイントラネットにて伝えるなど登録を促す工夫をするとともに、業務改善に対する表彰を行うことで、取組の推奨と気づきの共有を図っている。 以上のことから、「B」評価とした。	

	要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。 ＜関連した指標＞ 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。	委員会が内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。 ⅱ）リスク管理の強化 半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、毎年度、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。 ⅲ）内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。	するための計画を策定し、内部統制・リスク管理委員会において半期毎に取組状況の確認等を行う。また、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。 ⅱ）リスク管理の強化 半期毎に内部統制・リスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行う。機構全体でヒヤリハット事例を収集し、事務事故も含めて根本的な事故原因の把握と分析・再発防止や改善策の検討・共有を行う。また、マニュアル等を定期的に更新する仕組みを整備する。 ⅲ）内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。	＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	当機構の抱える業務運営上の課題を含めた内部統制の現況を把握するため、内部統制担当理事と職員との個別面談を実施（26 名）し、面談結果を内部統制リスク管理委員会（３月）において内部統制担当理事から委員に報告を行った。業務の多忙化、部署間の横のつながりが弱い、情報が末端まで届きづらいなどの課題がみられたため、今後の経営方針や風土改善に役立てていく。 ⅱ）リスク管理の強化 事務事故は 10 件（前年度 13 件）発生しており、例年少なかった「記載誤り」が今年度は３件発生した。事務事故は発生後速やかに役員に情報共有し、是正を行うとともに、その発生原因を分析し、再発防止のための改善措置を行った。 特に再発防止策の策定に当たっては、単なるヒューマンエラーと捉えず原因分析と再発防止策の策定するとともに、報告書をイントラネットに掲載し、職場の教訓として情報共有を図った。 さらに、事務事故及び情報セキュリティインシデント報告の様式を統合（８月）、外部意見及びヒヤリハットの登録フォームを見直し（１月）、これら報告が業務改善ツールであることを周知した。また、業務改善の優良事例等を表彰し、取組を推奨することにより更なる気づきの共有を図った。 ⅲ）内部統制等監視委員会による検証等 ア　内部統制等監視委員会による検証 内部統制等監視委員会を開催し、ERCA の業務実績及び内部統制・リスク管理の状況について外部有識者による検証を受けた（７月）。 外部有識者からは、リスク管理主体を現場に移した前年度の取組について「臨場感を以って業務に臨める」と評価され、環境研究総合推進費に係る研究活動の不正行為については、研究機関に対し厳正な処分を要請すべき等の指摘をがあった。 引き続き外部有識者からのアドバイスを活かし、内部統制・リスク管理の強化を図っていく。	○組織内の情報伝達に当たっては、風通しがよく、末端まで到達させることで一体感を持った業務の遂行となるよう努める。	＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

					イ　監事による確認 ERCA の内部統制・リスク管理の状況について、監事による監査を受けた（６月）。		
			ⅳ）役職員のコンプライアンス意識の向上 機構に対するステークホルダーの信頼を確保する観点から、コンプライアンス研修やコンプライアンスチェックシートによる自己検証について改善を行い、法令遵守及び倫理観保持に対する役職員の意識向上を図る。		ⅳ）役職員のコンプライアンス意識の向上 全職員を対象としたコンプライアンス・ハラスメント防止研修を実施し、コンプライアンス遵守、ハラスメント防止に対する意識向上を図った（８月～９月）。 また、日常の業務運営が法令等に沿って行われていることの再確認のため、コンプライアンスチェックシートによる自己点検を実施し、正答率は 98.3%だった（12 月）。		
			ｖ）内部統制研修による意識の向上 内部統制に関する基礎的な知識についての研修に加え、具体事例を活用した実践的な考察力強化に繋がるカリキュラムを策定し、内部統制研修を実施する。		ｖ）内部統制研修による意識の向上 内部統制の基本的な考え方、各種報告制度等について、全職員を対象に「内部統制研修」を行った（11 月）。 一般職は基本的事項を中心に、管理職は事例研究を中心にレベル分けして役割に応じた意識向上を図った。事後理解度テストを実施し、結果を解説付きでフィードバックした（正答率約 85%）。		
			ⅵ)業務運営の効率化推進 システム等の整備に伴う効果を増大させるため、それを支える組織体制や規程の整備・強化を図る。		ⅵ)業務運営の効率化推進 情報システムを整備、管理するため、組織規程を見直し、情報システム課の所掌に PMO 設置に関する事項を盛り込み、情報システム管理規程等の整備を行った（２月）。また、電子決裁システム導入に伴ない、文書管理規程等の整備を行った（12 月）。 （資料編 P109_共通６ 内部統制の推進に関する組織体制（R5.3～））		

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅷ－４－２	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
〈関連した指標〉								
全役職員を対象とした情報セキュリティ研修（回数・参加率）	－	年１回・100%	１回・100%	１回・100%	１回・100%	２回・100%		
標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数）	－	年２回	２回	２回	２回	２回		
担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率）	－	年１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%		

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	B
（２）情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等 「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年11月12日法律第104号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 ｉ)情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリ	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 ｉ）情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（旧称：政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群）」の改正状況等を踏まえ、機	＜主な定量的指標＞ 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。	＜主要な業務実績＞ ｉ）情報セキュリティ対策の強化 ア　情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等 「令和４年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、次の通り各種取組を推進し、機構の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 （ア）情報セキュリティ委員会の開催 情報セキュリティ委員会を開催し、各種情報セキュリティ対策の実施・対応状況、情報セキュリティインシデントの情報	＜評定と根拠＞ 評定：A 仮想化基盤への業務システム統合化を進めて、可用性を高めつつ管理運用を標準化したこと、情報セキュリティの動向を踏まえ前年度活動からメールセキュリティサービスの見直しを実施し、その上で設定した指標を達成していること、及び世界情勢の変化により、ウイルスメール、スパムメール等不審メールの１日あたりの件数が、 昨年度と比較して約 10 倍（令和３年度：約 250 件／日、令和４年度：約 2,500 件／日）となる中、業務実績に記載した取組の結果、ウイルス、ランサムウェア感染被害が発生しなかったことから、自己評価をＡとした。	＜評定に至った理由＞ 「令和４年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、全役職員を対象とした標的型攻撃等の不審メール訓練、研修、情報セキュリティ自己点検やホームページ及びネットワークの脆弱性対策等を実施し、適切な情報セキュリティレベルを確保することに務めた。その結果、世界情勢の変化	

	見直し、対応する。 また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。 また、文書管理、情報公開については、法令等に従い 適切に対応する。 ＜関連した指標＞ 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。	ティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有する個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施することで、適切な情報セキュリティレベルを確保する。	構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。 また、令和４年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、サイバー攻撃への対策や情報セキュリティインシデント発生防止を目的とし、各種脆弱性診断、情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施する。不定期に行った実地調査により、ルールを遵守できていないことが確認された職員に対して、随時個別研修を行い、情報セキュリティに関する意識の向上を図る。		共有等を実施した。情報セキュリティインシデントの事例を共有することにより、機構内で同様のインシデントが再発しないよう啓蒙を図った。下半期は 12 月に開催した情報セキュリティ委員会で「情報システムの整備、管理」に係る議題を設定し、PMO (Portfolio Management Office)の設置等体制を整備した。３月に開催した情報セキュリティ委員会では、引き続き情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組の報告、事例共有に加え、令和５年度の情報セキュリティ対策推進計画案、情報セキュリティ教育計画案の審議、並びに情報システムの調達計画について報告した。（７月、12 月、３月）。 （イ）情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順書の改正 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の令和３年度改定に準じた情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティ実施手順書の改正（４月）を行った。また業務実態に合わせて情報セキュリティ実施手順書の更なる改正を実施した（８月、１月、３月）。機構役職員のみが参加する Web 会議については、自席や執務室内の打合せスペースでの参加を許可したことで、内部での Web 会議開催を容易にした。 （ウ）情報セキュリティに関する教育・訓練 標的型攻撃等の不審メール受信時の対応を徹底するため、全役職員から対象者をランダムに抽出して訓練を実施した（６月）。前回の標的型攻撃メール訓練において、情報セキュリティ実施手順書に定められた行動ができなかった職員に対して個別にフォローアップ研修を行い、通報の重要性や添付ファイル等を開くことによるリスクを詳細に説明した。 また、ランサムウェアによる攻撃が巧妙化していることから、令和５年３月より全役職員を対象に標的型攻撃等の不審メール訓練を実施するようにした。 全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を対面およびオンラインのハイブリッド形式で実施し、昨年度は年１回実施のところ、昨今のサイバー攻撃の増加から、外部講師による研修も含めて、年４回実施した。 ・標的型攻撃等の不審メールへの対応や情報セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図った（７月、11 月）。 ・令和４年度は新たに情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者、管理者を対象に研修を実施し、各部	また、文書管理、情報開示などについては、法令等に基づき、適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施した。 ＜課題と対応＞ ○昨今の情勢を受け、サイバー攻撃の数が増えてきているため、政府の方針、令和４年度までの取組等を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し並びに手順書等のマニュアルの更新を行い、更新内容を研修等で周知することで、情報セキュリティの高度化に取り組んでいく。 ○サイバー攻撃への危機意識を確認するため、標的型攻撃メール訓練を実施した結果、定められたルール通りの対応ができていない職員もいたことから、セキュリティ意識向上のため、引き続き、訓練や点検の結果を分析し、効果的な教育を実施する。 ○今後ＤＸを推進していくためにも、各部情報システム担当者に対し定期的な情報提供、最新の情勢に合わせた研修を実施するなど、様々な工夫を凝らしながら全役職員の情報リテラシー向上並びに業務効率化に努める。 ○令和４年度に構築が完了した新しい文書管理システムについては、役職員のシステム利用（電子決裁等）を推進することで、文書管理事務の効率化を図る。	により、ウイルスメール、スパムメール等不審メールの１日あたりの件数が、 昨年度と比較して約 10 倍となる中でも、ウイルス、ランサムウェア感染被害が発生しなかった。 　また、文書管理、情報開示などについては、法令等に基づき、適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施するなど、十分な対応が講じられている。 　以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 　昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、サイバー攻撃の脅威に対する認識を深めるとともに、リスク低減のための措置、インシデントの早期検知、インシデント発生時の適切な対処・回復等の対策を引き続き継続して行うこと。 ＜その他事項＞ 　特になし。

					情報システムの調達、整備に係る留意事項等の再徹底を図った。（５月） ・令和５年２月には、外部講師を招きサイバー攻撃の脅威及びその対策について研修を実施した。（２月） また、研修後には理解度テストで研修の効果を確認し、誤った理解が多い設問については組織全体で共有し、注意喚起を行った。（９月、12 月）。 （エ）情報セキュリティ対策の自己点検 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認等のため、全役職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した（11 月）。 情報セキュリティ自己点検の結果を分析し、理解度の低かったポイントを各部の情報セキュリティ責任者に連携し、各部で研修を行うことで情報セキュリティ意識の向上を図った。 （オ）情報セキュリティ監査 ・サイバーセキュリティ基本法 第 26 条第１項第２号の規定等に基づいた独立行政法人及び指定法人を対象とした監査について、令和４年度は当機構が対象となり IPA による監査が実施された（マネジメント監査（９月）、ペネトレーションテスト（12 月））。監査結果報告書を受領し、報告結果を踏まえて、各システムの運用の是正並びに情報セキュリティ実施手順書の改正を行った（３月）。 ・「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、監査室による内部情報セキュリティ監査を実施した（１月）。 （カ）ホームページ及びネットワークの脆弱性対策の推進 外部セキュリティベンダによる脆弱性診断を実施した（２月）。 （キ）情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組 NISC 主催の講習や情報システム統一研修等各種研修への参加や展示会へ訪問し最新技術動向等を調査することで、情報システム課員の技術的な知見を広めた。下半期は、得られた知見を踏まえて、令和６年 12 月稼働予定の次期基幹 LAN システムの仕様を検討した。 （ク）サイバー攻撃への対応 世界情勢の変化により、ウイルスメール、スパムメール等不		

					審メールの１日あたりの件数が 昨年度と比較して約 10 倍(令和３年度：約 250 件／日、令和４年度：約 2,500 件／日)となる中、総務部情報システム課を中心に日々の脆弱性情報の収集や迷惑メール対策を実施した。また、全役職員に対し、令和４年度より、国内法人で発生した情報セキュリティに係るニュースを配信し、情報セキュリティ意識の啓もうを図った。また、機構が導入しているインターネットアクセス時のセキュリティ強化及び電子メールのなりすまし防止対策の強化並びに送信者としての情報セキュリティ対策ができていない組織に対して情報提供やアドバイスを行い、正しい設定を案内することで、機構側の対応工数の削減にとどまらず、送信者組織の情報セキュリティレベル向上に努めた。 イ　情報システム管理及び情報セキュリティ対策に関する体制の強化 情報システムの調達経験がある中途職員を採用（８月）し、政府のデジタル化推進に関する方針に、適切に対応するための体制（PMO 業務を見据えた体制）を整備した。		
	また、担当職員等を対象とした文書管理･情報公開研修実績（回数・参加率等）。	ⅱ）適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年７月１日法律第 66 号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月５日 法律第 140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする文書管理･情報公開研修を実施することで、周知	ⅱ）適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年法律第 66 号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行う。また、関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施する。	また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	ⅱ）適切な文書管理及び情報公開 文書管理については、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成 31 年３月 25 日内閣総理大臣決定）に基づき、より一層の事務の適正化及び効率化を図るため、電子決裁機能を含む文書管理システムを構築し、運用を開始した（1 月）。なお、新システムの導入にあたっては、管理及びその作業要領を全面的に見直す必要があるため、文書管理規程の全部改正等、規程類の整備を併せて行った（１月）。 情報公開については、情報開示請求４件について、適正に情報の開示等を行った。 また、個人情報保護制度の見直しの留意点等について、個人情報保護委員会から担当者を迎え、個人情報保護研修を実施した（10 月）。		

		徹底を図る。					

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅷ－４－３	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対基準年度比	平成 25 年度比で令和２年度までに 10%削減令和 12 年度までに 40%削減（当初目標） 令和 12 年度までに 50%削減（令和４年度修正目標）	平成 25 年度比で 10.1%削減（平成 30 年度実績値）	20.5%削減（暫定値※） 22.4%削減（確定値※）	38.7%削減（暫定値） 40.1%削減（確定値）	42.1%削減（暫定値） 40.8%削減（確定値）	39.4%削減（暫定値）		

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

※暫定値は前年度の係数（CO2 排出係数）を用いて算出したもので、確定値は当年度の係数を用いて算出したもの。令和４年度は、令和３年度の CO_2 排出係数を用いた数値であるため暫定値としている。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
（３）業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 ⅰ）人事、組織の活性化に関する取組 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を毎年度検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機関との人材交流を	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 ⅰ）人事、組織の活性化に関する取組 人事評価制度については、令和３年度に引き続き、着実な運用と検証を行う。 働き方改革の推進に当たっては、職員のワーク・ライフ・バ	＜主な評価指標等＞ 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。	＜主要な業務実績＞ ⅰ）人事、組織の活性化に関する取組 ○組織活性化について 環境省との連携を強化する観点から、理事長自ら環境大臣等をはじめ各局長と計９回の懇談を行い、環境施策における環境省の真のパートナーであることをアピールした。さらに、「2050 年の機構のあり方」を念頭に置き、理事長が全部室長に対して ERCA の将来像の検討を指示し議論した。検討した将来像では、国の環境政策の目標に対して ERCA が積極的な役割を果たし環境・経済・社会の複合的な課題の解決や SDGs	＜評定と根拠＞ 評定：A 理事長が率先して環境省幹部と組織活性化、業務運営体制の強化などを議論し、体制の強化・改善等の取組を積極的に行い、目標達成とアウトプットの充実が伴っていることから自己評価を A とした。 ○理事長自ら環境大臣等をはじめ各局長と懇談を実施したことや、「2050 年の機構のあり方」を念頭に置き職員が将来像を検討、それを職員間で議論することで ERCA の方向性について共有し、一体感を醸成するなど、役員や管	評定	A
						＜評定に至った理由＞ 人事、組織の活性化に関する取組については、人事評価制度やそれに付随する研修制度の着実な運用に加え、多面観察の本格実施、テレワークの推進や勤務シフトの柔軟な運用への見直しなども行い、働き方改革の推進が図られている。さらに、理事長自ら環境大臣等をはじめ環境省の各局長と懇談を実施したことや、「2050 年の機構のあり方」を念頭に置き職員	

	基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせて実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。 また、業務運営を今後も的確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び 民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、 法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容	行うことにより効果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。	ランスに配慮した上で、時間外労働の適正管理、年次有給休暇の確実な取得、テレワークの推進等の取組を進める。 さらに、研修計画に基づく各種研修、例えばキャリアデザイン等に関する研修や環境の最新情勢についてのトピックス研修等を引き続き実施し、組織の将来像を描ける人材の育成を図るとともに、外部研修への参加や他の機関への出向等を通じて視野を拡げ、ミッションを達成するために様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材の育成を図る。 加えて、職員の自立性や積極性を養うため、職務へのチャレンジ制度や研修受講への立候補制度などを導入することにより更なる組織の活性化を図る。		に貢献する組織を目指すべきとの方向性をまとめ、それをもとに環境省各部局と意見交換を行った（打合せ実施回数 11 回、９部署）。 また、施策の連携強化のため、令和４年度は環境省等に６名を新たに出向（令和４年度末時点全出向者数９名）させるなど、組織活性化と人材育成を行った。（参考：令和３年度末時点全出向者数５名） 一方、ERCA 内部では、年度初めに管理職が人材育成と組織活性化のためにコミットメントを作成し、社内掲示板で公表する取組や、部内異動を部長権限とし各部の課題に迅速かつ柔軟に対処する取組を実施した。 ア　人事評価制度の着実な運用と検証、見直し 人事評価をマニュアルに沿って、６月に期初目標の設定と期初面談を実施し、11 月に中間面談、令和５年２月に期末面談を行うなど着実な運用に努めた。また、人事評価制度を適切かつ十分に浸透させるため、令和４年度中に新たに着任した役職員全員に対し、その都度制度説明会を実施した。 さらに、令和４年度は、職員の能力や業績をこれまでより処遇に反映できるようにすることで職員の士気向上に資する制度となるように、評価の分布割合や評価を取りまとめるプロセスの改善などの検討を行っている（～３月）。 イ　働き方改革の推進 （ア）ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組 職員がやりがいと達成感を感じられる職場とするため、働く姿を整理し求められる働き方を設定し、これに基づき働く場や仕組みを構築することを目指して、２月に主に各部管理職及び有志メンバーによる働き方改革検討委員会を結成し検討を開始した。 （主な検討課題） ・超過勤務削減 ・テレワークの推進 ・紙文書の削減 ・書庫の削減 ・フリーアドレスの導入 ・固定電話の見直し （イ）１日単位の勤務時間（シフト）の変更 働き方改革を推進する取り組みの一つとして、職員各々の状況に応じた柔軟な働き方を実現するため、従前より定めら	理職、そして若手職員を含めて ERCA が将来どのような役割を担うべきかを主体的に考える機会を設けることにより、組織活性化に結びついている。 ○人事評価制度やそれに付随する研修制度については着実な運用に努めつつ、多面観察についても昨年度の試行的な実施を経て本格的に実施した。 ○テレワークの推進や勤務シフトの柔軟な運用への見直し、そしてその他の働き方見直しについて検討委員会を新たに設置して推進を図るなど、従前のやり方にとらわれず見直しや改善を行った。 ○柔軟な働き方と安定的な業務遂行の推進するため、令和５年度中の導入に向け新規勤怠管理システムの調達を行い、令和４年度中に構築を完了した。 ○広報について、ERCA 全体のテーマを決め、テーマに則ったイベント出展をした。SNS についても各部相互に記事をシェア、リツイートし、統一的広報を意識した投稿を増やした。 ○BCP の全面改訂を行うとともに検証を行うことで、非常時における対応の実効性向上を図ることができた。 ○法人文書の管理については、電子化によるテレワーク業務への対応や紙の削減などを目的として、新たに電子決裁・文書管理システムを導入し、事務の効率化及び適正化を図った。 ○環境配慮の推進について、実施計画に基づいた取組を着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 39.4%の削減を図ることができた。 ○当機構が SIP 第３期の研究推進法人に決定し令和５年度より当該課題に取り組むこととなったことから新たに「SIP 推進課」を設置することとした。また、熱中症に関する新たな業務追加の法改正が閣議決定され、令和６年度施行に向けた事前準備等を行うため「熱中症対策プロジェクトグループ」を設置することとした。このように令和５年度以降に新規に追加となる業務に適切に対応するため、	が将来像を検討、それを職員間で議論することで機構の方向性について共有し、一体感を醸成するなど、機構の役員や管理職、若手職員を含めて機構が将来どのような役割を担うべきかを主体的に考える機会を設け、組織の活性化を図っている。 業務実施体制の強化・改善等については、BCP の全面改訂を行うとともに検証を行うことで、非常時における対応の実効性向上を図っている。 法人文書の管理については、電子化によるテレワーク業務への対応や紙の削減などを目的として、新たに電子決裁・文書管理システムを導入し、事務の効率化及び適正化を図っている。 環境配慮の推進については、実施計画に基づいた取組を着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 39.4%の削減を図った。 また、「SIP 推進課」や「熱中症対策プロジェクトグループ」といった令和５年度以降に新規に追加となる業務に適切に対応するための実施体制を構築している。 以上のことから、組織の活性化や業務の実施体制の構築について、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 組織の活性化について、働き方改革検討委員会での議論などをもとに、更なる推進を図ること。

	の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと 、専門性を有する機関との人材交流を行うこと 等を通じて、各部門の現場レベルでの 効果的な人材登用を図る。 さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。 ＜関連した指標＞ 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行				れている勤務時間の範囲内で、始終業時刻を変更した勤務を柔軟に行えるよう、勤怠管理システムの改修を行うなどにより、１日単位の勤務時間（シフト）の変更を可能とし運用を開始した（２月）。 （ウ）衛生委員会を通じた取組 令和４年度は、毎月１回開催する衛生委員会において、各部における職員の時間外勤務や年有給休暇取得の状況を月単位で把握し、労務の適正管理と職員の健康管理に努めたさらに新型コロナウイルス感染症に対して、集団感染を防ぐ観点で必要な措置について議論した。また、産業医による職場巡視の報告内容を踏まえ、４Ｓ（= 整理・整頓・清掃・清潔）を推進し職場環境の改善を図っている。 （エ）テレワークの推進 「多様で柔軟な働き方」の実現、また新型コロナウイルス感染症の職場でのまん延防止を目的に、テレワーク制度の積極的な活用を推奨した。 また、現行規程上で設けている上限回数（月５回）については、新たに 11 月から電子決裁を基本とする文書管理システムの運用を開始するなど、環境整備が進んできたことを踏まえ、令和５年４月から月８回に変更した（３月）。また、さらなる推進については、上記（ア）の検討委員会において検討することとしている。 （オ）女性活躍推進の取組 令和４年３月に策定した女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を主なテーマとした理事長と職員との意見交換会（８回開催、総数 29 名、各回 60 分）など、女性活躍等に関する意識の醸成等を図った（11～12 月）。 上記行動計画では、令和８年３月 31 日までに女性管理職（課長級以上）に占める女性割合を 18%以上としており、令和４年度末時点では 13.8%となっている。 （カ）障害者雇用に関する取組 障害者雇用数については、令和４年度も法令に定める当機構の基準４名を上回る５名の雇用を、継続して達成した（３月）。 ウ　研修の実施及び人材育成の取組	その実施体制を構築した。 ＜課題と対応＞ ○ERCA の将来像について議論する過程で、ERCA の将来に対する期待と現状ついて認識が共有されたことから、環境省と継続的に議論できる関係を構築するとともに専門性強化に取り組む。 ○組織の活性化について、働き方改革検討委員会での議論などをもとに、更なる推進を図る。 ○BCP は継続的な見直しを通じて実効性を確保し続けることが肝要であることから、引き続き見直し等を継続する。 ○令和４年度に行った政府方針を踏まえた環境配慮のための実施計画の改定に基づき、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 50%削減の目標（令和 12 年度）達成に努めるなど、環境配慮への取組を一層推進する。 ○広報展開により参加者、フォロワー数の増加に一定の成果を出しているが、一方で調査の結果、機構の認知度は 46%にとどまることから、これまでの取組に加え、より一層の広報展開の工夫に取り組む。	＜その他事項＞ 特になし。

	政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。				（ア）研修の実施及び見直し 令和４年度研修計画を策定し、自主企画研修（職員が業務遂行能力向上のために、自ら考え企画する研修）を新設し将来像を描ける人材育成を行うこととしている。また、環境省が主催する環境教育リーダー養成研修へ３名が参加し、多様なステークホルダーと双方向型のコミュニケーションの習得をするなど職員の視野を広げる機会を設けた。 ERCA で研修を実施する際には、職員の利便性の向上のため、テレワークでも参加できるオンラインシステムを積極的に活用するとともに、研修当日ではなくても視聴できるようアーカイブ機能を活用した。 さらに、今年度は、公害健康被害補償業務を行う補償業務部の主催で大気汚染とその訴訟等に関する歴史を学び、部門を超えた職員同士の交流を図るため、四日市への出張研修（３回）と報告会を実施し、若手職員を中心に 20 名が参加した。財務部では、国の契約制度を習得する研修を開催するなど、新たな取組を行った（７～９月）。 なお、研修の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染対策を踏まえ実施した。 （資料編 P110_共通７ 令和４年度実施研修） （イ）多面観察の実施 管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、管理職同士の意見交換、マネジメント方針（アクションプラン）の作成・更新」を行うといった多面観察を実施した（10～11 月）。 エ　SNS 等を活用した組織的な広報の推進 ERCA の認知度が 46%（令和 3 年度調査）であった現状を踏まえ、ERCA の認知度向上に向けた統一的な広報活動に取り組んだ。 また、「プラスチック」を統一テーマとして各種イベントに出展し、プラスチックに関連した研究成果や NPO 活動の紹介を行い、組織の一体感を演出する出展へと転換を図った。 さらに、新たに地球環境基金部の Facebook（７月）、環境研究総合推進部の Twitter（11 月）を開設し、各部相互に投稿をシェアするなど、連携した投稿を増やすとともに、新たに YouTube 動画計 101 点公開し、チャンネル登録者は 7,694 名（令和４年度末）と順調に増加している（令和３年度末比		

					2,254 名増)。 機構ウェブサイトや各事業 SNS の取り組みを傾向分析し、投稿内容を工夫し、他アカウントからの反応が得やすいように努力した。 （主な出展イベント） ・夏休み自由研究週間　～子ども環境ワークショップ～【実地開催】(小学４年生以上とその保護者等計 13 組参加(25 名))（令和４年７月 30 日） ・令和４年度「こども霞ヶ関見学デー」【オンライン（動画配信)】（視聴回数 46 回）（令和４年８月３日～31 日） ・東京新聞「おやこ SDGs 教室」【ハイブリッド開催】((会場参加：５組 10 名、オンライン参加：19 組 38 名))（令和４年８月 18 日） ・あらたな一歩@サステナブルひろば in ラゾーナ川崎プラザ【実地開催】（78 名参加）（令和４年 10 月 15 日） ・第 15 回川崎国際環境技術展【実地開催】(全体来場者：4,150 名 当機構ブース来場者：262 名 マッチング成立企業：5 社)（令和４年 11 月 17 日～18 日） ・エコプロ 2022【実地開催】(2,000 名以上)（令和４年 12 月７日～12 月９日） ・第 10 回かわさき環境フォーラム【実地開催】16 組（40 名）（令和４年 12 月 17 日）		
		ⅱ）業務実施体制の強化・改善等 災害等の場合においても業務を継続するための非常時優先業務の実施体制等の改善及び業務の効率化を図るための法人文書管理体制の改善を毎年度行う。	ⅱ）業務実施体制の強化・改善等 「ERCA 業務継続計画 (BCP)」について引き続き内容の点検を行い、実効性を確認する。 法人文書管理体制について、文書管理・電子決裁システムの導入を行う。また、システムの導入に合わせて法人文書管理プロセスの標準化及び電子化に取り組むとともに、外部倉庫の集中管理を進め		ⅱ）業務実施体制の強化・改善等 ア　業務継続計画（BCP）の改訂 「ERCA 業務継続計画 (BCP)」について、既存の自然災害編の見直しを行うとともに、新たに感染症編を作成するなど全面的に改訂した。この改訂において、非常時優先業務については予め代替要員を定めておくこととした。関係規程についても、初動対応と事業継続対応それぞれに対応する規程体系を構築し業務継続要領を新たに設けるなどにより再整備を図った（９月)。 全面改訂した BCP をもとに、災害対策本部要員が参集しその実効性を確認するための訓練（シミュレーション）を実施した (11 月)。さらに、訓練結果を踏まえつつ、改訂した BCP に関する全職員向けの説明会を実施した（12 月)。 また、非常時優先業務である各種の支払業務について、出勤できない状況でも支払処理ができるようにするため、ファームバンキングシステムからインターネットバンキングシステムへ移行した。なお、システム移行に伴い処理手順が変更		

			る。		となることから、過去の経験者等による代替要員でも的確に処理できるように処理マニュアルを整備した。 イ　文書管理・電子決裁システムの導入 　一元的、効率的な管理の実施、紙の使用削減に伴う環境負荷の低減、書類保管スペースの縮減、さらにはテレワークの推進を目的として、電子決裁・文書管理システムを構築（11月）し、運用を開始した（１月）。 　なお、新システムの導入にあたっては、管理及びその作業要領を全面的に見直す必要があるため、文書管理規程の全部改正等、規程類の整備を併せて行った（１月）。 ウ　新規勤怠管理システムの導入 　柔軟な働き方と安定的な業務遂行の推進するため、令和５年度中の導入に向け新規勤怠管理システムの調達を行い、令和４年度中に構築を完了した。各種就業に関する届出を完全システム化することにより、テレワークや緊急事態宣言等の非常時にも安定的な勤怠管理を可能とする。また、現行の勤怠管理システムから機能を追加することにより、職員の健全な心身の維持や一人ひとりに着目した人事･指導を実現する。 エ　組織の改編 　令和４年度は次の２つの新規業務が令和 5 年度、6 年度に追加されることが決定したため、それに対応する組織変更を行った。 ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）において、令和５年１月 27 日付で当機構が SIP 第３期の研究推進法人に決定し、令和５年度より当該課題に取り組むこととなった。この決定を受け、環境研究総合推進部内に新たに「SIP 推進課」を令和５年４月に設置することとし、実施体制を構築した。（３月） ・政府が「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正」を閣議決定（令和５年２月 28 日）し、熱中症の発生予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じることし、当機構に熱中症に関する新たな業務が追加されることになっている。改正法は令和６年４月施行を予定していることから、その事前準備等を行うため「熱中症対策プロジェクトグループ」を令和５年４月に設置することとし、実施体制を構築した。（３月）		
		ⅲ）業務における	ⅲ）業務における環	また､｢独立行政法人環境再生保全機構	ⅲ）業務における環境配慮の推進		

		環境配慮の推進 温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に行う。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。	境配慮の推進 業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー（電気使用量の削減）、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制に努める。さらに、オフィスにおける業務活動に係る環境負荷だけでなく、事業活動による影響や調達の改善に向けて、多角的な視点から検討を行う。 温室効果ガスの排出抑制に向けて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」について PDCA サイクルに基づき、着実な進展を図るとともに、中間目標の達成状況及び国の動向を踏まえて、実施計画について見直しを行うものとする。 また、令和３年度の事業活動に係る環境配慮等の状況をとり	がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	ア　環境負荷の低減 業務における環境負荷の低減を図るため、令和４年３月に策定した「2022 年度環境配慮のための実行計画」に基づき、全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組んだ。また、温室効果ガスの排出抑制への取組として、事務所の区画別の使用状況をまとめて把握し、それを公表することで電気使用量の削減を促進した。令和４年度の電気使用量は、平成 25 年度比で 39.4%削減となった（令和２年度は平成 25 年度比 40.1%減、令和３年度は平成 25 年度比 40.8%減）。 なお、政府方針の改定を踏まえ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の改定を行い、2030 年度（令和 12 年度）までの新たな目標値を設定した（３月）。 イ　職員の意識啓発 機構内全体の環境配慮に対する意識の底上げを目的として、９月と３月の計２回の自己点検を行い、環境配慮の取組を役職員に促した。 また令和３年度に引き続き、事務所におけるエコバッグ、傘のシェアリングを行ったことやごみの分別を徹底することにより可燃ごみ及びプラスチックごみの削減を図っている。 ウ　業務上の環境配慮 事業活動による影響や調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（いわゆるグリーン購入法）に基づき、令和４年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った。また、令和５年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定めた（３月）。 環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたソーシャルボンドやグリーンボンド等については、機構の経営理念に合致するものとして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を計 145 億円購入した（３月末時点）。 （内訳）（３月末時点） ・東日本高速道路㈱社債　：81 億円 ・西日本高速道路㈱社債　：27 億円 ・首都高速道路㈱社債　：３億円 ・中日本高速道路㈱社債　：１億円		

			まとめ、事業報告書の中で公表する。		・新関西国際空港㈱社債　：７億円 ・九州旅客鉄道㈱社債　：３億円 ・日本郵政㈱社債　：１億円　・豊田通商㈱社債　：１億円 ・福祉医療機構　社債　：５億円 ・沖縄振興開発金融公庫　社債　：３億円 ・東京都公募公債　地方債　：１億円 ・愛知県公募公債　地方債　：１億円 ・国際協力機構　財投機関債　：６億円 ・日本学生支援機構　財投機関債　：１億円 ・鉄道建設・運輸施設整備支援機構　財投機関債　：２億円 ・大学改革支援・学位授与機構　財投機関債　：２億円 令和３年度の事業活動に係る環境配慮の取組については、国民に対する情報発信として「令和３年度事業報告書」にとりまとめ、当機構ホームページに掲載し公表した（６月）。報告書では用紙使用量、廃棄物排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告するとともに、川崎市のグリーンボンド購入に関連して令和３年度に実施した投資家座談会（オンライン）に出席したこと等を報告した。 （資料編 P112_共通８ 独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画） （資料編 P118_共通９ 令和４（2022）年度環境配慮のための実行計画） （資料編 P123_共通 10 令和５（2023）年度環境配慮のための実行計画）		
		ⅳ）災害への対応等 東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況	ⅳ）災害への対応等 東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化、酷暑による熱中症の増加など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の		ⅳ）災害への対応等 ア　発災時における環境省災害廃棄物対策室への応援要員派遣等 令和４年９月の「令和４年度台風第 14 号」及び「令和４年度台風第 15 号」の災害対応のため、環境省災害廃棄物対策室に応援要員を派遣し（延べ 24 人日）、被災自治体の情報収集等の支援を実施した（令和４年９月 27 日～10 月 14 日）。 イ　災害廃棄物対策に関する内部研修の実施 内部研修会を３回開催し、このうち１回は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）との合同で専門家や被災自治体担当者を講師とした研修会を実施し知見の向上を図った。		

		を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。	災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。				

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報